

しあわせ倍増プラン2013

～ しあわせ実感都市へ ～

(案)



「しあわせ実感都市の実現に向けて」



本市を取り巻く環境は、経済のグローバル化、エネルギー問題、環境問題といった我が国全体の課題に加え、高齢者人口の増加と若年者人口の減少という人の高齢化と、公共施設の耐用年数が集中的に到来する施設の高齢化という2つの高齢化の到来により、今後、厳しさを増していきます。

このような中、私は、これからの100年を見据えた活力あるまちづくりを進める観点から、「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」を実現するための「しあわせ倍増プラン2013」、「市民・企業から選ばれる都市」を実現するための「成長戦略」、「高品質経営」市役所への転換を図る「行財政改革推進プラン2013」の3つの取組を進めてまいります。

「しあわせ倍増プラン2013」は、2期目の市長選挙において、市民の皆様にお示しした「新しあわせ倍増計画」を着実に実施し、実現を図るための行政計画であり、本市の総合振興計画とも整合性を取りつつ、具体的な工程表として策定するものです。本プランに掲げた事業については、「しあわせ倍増プラン2009」の3つの基本姿勢である「責任と共感・共汗」、「徹底した現場主義」、「公平・公正・開かれた市政」を堅持しながら、100%の達成に向けて、全力で取り組んでまいります。

一方、「成長戦略」は、地域経済の活性化や都市機能・利便性の向上、都市イメージの向上等を、民間活力を取り入れながら、中長期的な視点も持ちつつ、本市の持続可能な発展を目指すものです。また、「行財政改革推進プラン2013」により、さいたま市役所を市民満足度の高い、徹底的に無駄を排除した高品質経営市役所に転換し、「しあわせ倍増プラン2013」と「成長戦略」を下支えします。

激しさを増す都市間競争に勝ち抜き、さいたま市が「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」、「市民・企業から選ばれる都市」となるべく、今後も市民の声、現場の声を大事にしつつ、市民の皆様と共に、まっすぐに取り組んでまいります。

平成25年12月

さいたま市長 清水 勇人

目 次

1	しあわせ倍増プラン2009の振り返り	1
2	しあわせ倍増プラン2013の策定	1
3	実績評価	2
4	しあわせ倍増プラン2009からの見直し点	2
5	成果指標	3

(しあわせ倍増プラン2013)

1	子どもと親のしあわせ倍増	5
1	(仮称)さいたま市子ども総合センターの整備	7
2-1	認可保育所の増設	8
2-2	放課後児童健全育成事業の充実	9
2-3	保育・幼児教育の推進	10
2-4	保育コンシェルジュの全区配置による保育相談窓口の強化	11
3-1	保育士・幼稚園教諭体験の拡大	12
3-2	子育てパパ応援プロジェクト事業	13
3-3	「親の学習」の推進	14
4-1	ふるさとハローワークの拡充	15
4-2	女性の再就職支援	16
4-3	女性の起業支援	17
5	ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金支給事業	18
2	若者のしあわせ倍増	19
6	青少年の居場所事業(さいたま市若者自立支援ルーム)	21
7	若者ユースアドバイザーの養成	22
8	地域若者サポートステーションの設置	23
9	ひきこもり支援の拡充	24
3	高齢者のしあわせ倍増	25
10	高齢者見守りネットワークの構築	27
11-1	24時間訪問介護サービスの推進	28
11-2	介護者サロン・カフェの増設	29
12	公認グラウンド・ゴルフ場の整備	30
13-1	アクティブチケット事業の拡充	31
13-2	シルバーポイント事業(介護ボランティア制度)の拡充	32
13-3	シルバーポイント事業(長寿応援制度)の拡充	33
14	シニアの社会参加を促進する事業の連携強化	34
4	障害者のしあわせ倍増	35
15	さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進	37
16	屋外での移動が困難な障害者のための外出支援	38
17-1	障害者工賃向上プロジェクトの実施	39

17-2	ユニバーサル就労の実現	40
17-3	障害者の暮らしを支える住まいの整備	41
18	必要のある学校への特別支援学級の設置	42
19	ユニバーサルスポーツの推進	43
20-1	発達障害者・精神障害者支援の拡充	44
20-2	精神障害者に対する支援の拡充	45
20-3	発達障害者に対する支援の拡充	46
20-4	発達障害児支援の拡充	47
5 日本一の教育都市		
21-1	中高一貫教育の拡充	51
21-2	「国際バカロレア」認定に向けた取組の推進	52
22-1	給食室の全校整備	53
22-2	日本一笑顔あふれる給食 ～地元シェフと地場産物による食育の推進～	54
23	心のサポート推進事業の強化	55
24	学校施設リフレッシュ計画の策定	56
25-1	チャレンジスクールの拡充	57
25-2	スクールサポートネットワーク（SSN）の拡充	58
6 健康・医療・福祉		
(1) 健康		
26-1	地域活動団体と協働した生活習慣病予防の推進	61
26-2	特定健診受診率を60%以上に向上（4年以内）	62
27	健康マイレージ制度の創設	63
28-1	西区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	64
28-2	北区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	65
28-3	大宮区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	66
28-4	見沼区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	67
28-5	中央区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	68
28-6	桜区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	69
28-7	浦和区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	70
28-8	南区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	71
28-9	緑区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	72
28-10	岩槻区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定	73
(2) 医療		
29	社会保険大宮総合病院の移転存続	74
30	小児・周産期医療の拡充	75
31	市立病院の施設整備事業の推進と救命救急センターの設置	76
32	さいたま市がん対策基本計画の策定、がん対策の強化	77
33	がん検診事業	78
(3) 福祉		
34	（仮称）生活保護適正化対策本部の設置	79
35-1	生活困窮者自立支援事業	80
35-2	ホットラインの設置	81
36	DV防止対策と被害者支援の拡充	82
7 文化・芸術		
37	（仮称）さいたまトリエンナーレの開催	85

38-1	盆栽文化の振興	86
38-2	(仮称)文化基金の設置	87
39-1	多様な市民ニーズに応える図書館機能の充実	88
39-2	子ども読書活動推進事業	89
8	安全・安心	91
40-1	WHOセーフコミュニティの認証取得	93
40-2	WHOインターナショナルセーフスクールの認証取得	94
40-3	ASUKAモデルの普及や発信	95
41-1	消防団の充実強化に係る事業の推進	96
41-2	防災アドバイザーの育成活用	97
41-3	防災ボランティアコーディネーターの育成活用	98
41-4	中学校での防災教育	99
42	高層マンションの自主防災組織等・防災備蓄の推進	100
43	身近な地域の防災拠点への支援	101
44-1	ゾーン30の推進	102
44-2	通学路の安全対策の推進	103
44-3	交通安全教育の推進	104
44-4	交通安全教室開催事業	105
9	自然・環境	107
(1)	見沼・自然	
45-1	見沼田んぼの総合情報発信基地の整備	109
45-2	国指定史跡見沼通船堀の保全	110
46	新セントラルパーク構想	111
47-1	目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト	112
47-2	水辺再生・サポート活動の推進	113
47-3	高沼用水路の整備	114
48	滞在型市民農園と農業交流施設の整備	115
(2)	エネルギー・環境	
49-1	全市立学校のエネルギーセキュリティ確保	116
49-2	メガソーラー推進事業 ～SUN SUN Power Project～	117
49-3	市有施設太陽光発電設備設置プロジェクト	118
49-4	環境にやさしい小水力発電の推進	119
49-5	新クリーンセンター整備によるごみ発電の促進	120
49-6	木質等バイオマスエネルギーの普及拡大	121
49-7	市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の推進	122
49-8	市民ファンド等の市民参画による再生可能エネルギーの導入促進	123
50	環境センターからサーマルエネルギーセンターへ！ ～西部環境センター と東部環境センターの統廃合～	124
10	まちづくり・コミュニティ	125
(1)	まちづくり	
51	暮らしの道路、スマイルロードの整備推進	127
52	無電柱化の推進	128
53	身近な公園整備事業	129
54	駅のバリアフリー化の促進	130
55	東日本大震災復興支援を含めた卸売市場活性化事業	131
(2)	コミュニティ	

56-1	自治会加入促進	132
56-2	自治会館の整備促進	133
57	NPO等との協働事業の推進	134
58	マンション管理組合への支援の拡充	135
59	空き家、空き店舗を活用した地域コミュニティ活性化	136
60-1	(仮称)アーバンデザインセンターみその設置	137
60-2	(仮称)アーバンデザインセンター大宮の設置	138
参考		139

1 しあわせ倍増プラン2009の振り返り

「しあわせ倍増プラン2009（以下、「前プラン」という。）」は、平成21年5月の市長選挙において、市長が市民に示したマニフェスト「さいたま市民しあわせ倍増計画」をベースに、平成21年度から平成24年度までに、さいたま市が重点的に取り組む施策を市の計画として位置付けをしたもので、平成21年11月に策定しました。

前プランの実施と進捗管理に当たっては、常に市民と共に考え、共に行動することが重要であることから、事業の進捗状況や成果を客観的に検証するため、市民評価委員会を設置し、市民目線による外部評価を行うなど、新しい評価手法を採用しました。

外部評価の公表については、市民評価委員による「市民評価報告会」が開催され、市民評価委員から直接、市民の皆さんへ各種事業の評価結果等が報告されました。

前プランに掲げた138の個別事業に全庁一丸となって取り組んだ結果、おおむね9割の事業が達成できました。

2 しあわせ倍増プラン2013の策定

「しあわせ倍増プラン2013（以下、「本プラン」という。）」は、市民一人ひとりが更なる「しあわせを実感できる都市」を目指すため、平成25年5月の市長選挙において、市長が公約した「新しあわせ倍増計画」に基づき、策定するものです。

本プランは、平成25年度から平成28年度までの4年間に、さいたま市が特に力を入れて取り組むべき施策10分野、60項目、111の個別事業で構成されています。各個別事業については、具体的な数値目標等（取組指標・方針）、各年度の目標と取組内容（工程表）、達成時の効果（アウトカム）を具体的に記載しています。

	分野	項目数	事業数
1	子どもと親のしあわせ倍増	5	1 2
2	若者のしあわせ倍増	4	4
3	高齢者のしあわせ倍増	5	8
4	障害者のしあわせ倍増	5	1 1
5	日本一の教育都市	5	8
6	健康・医療・福祉	1 1	2 2
7	文化・芸術	4	5
8	安全・安心	5	1 3
9	自然・環境	6	1 6
1 0	まちづくり・コミュニティ	1 0	1 2
	合 計	6 0	1 1 1

3 実績評価

本プランの実績評価については、事業の進捗状況や成果を客観的に検証するため、前プランと同様に、市民や有識者等による市民評価委員会を設置し、外部評価を実施します。

外部評価については、計画2年目である平成26年度までの実績に基づく中間評価と、計画最終年度である平成28年度の達成見込みに基づく最終評価の2回を実施します。

外部評価に当たっては、施策・事業のねらいや課題がどこにあり、それをどうすべきなのか、施策の実現に向け、行政が行うべきこと、市民等と行政が協働して行うべきものなどについて、市民等と行政が共に考えながら市民目線による評価をしていただきます。また、市民満足度やコストパフォーマンスの向上等、実施に当たっての創意工夫があれば加点要素として評価対象とすることを検討します。

なお、中間評価における市民評価委員会の指摘や提言を反映させるとともに、社会経済情勢の動向にも的確に対応するため、必要に応じて数値目標等の見直しを行います。

4 しあわせ倍増プラン2009からの見直し点

しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会からの提言等を踏まえ、本プランでは、次のとおり見直しを行いました。

① 目標設定

目標の設定に当たっては、事業の目的をより明確に記載するとともに、可能な限り1つの事業について1つの目標を設定しました。

また、達成時期と、数値を盛り込んだ取組指標（アウトプット）を記載し、達成度の評価が容易となるようにしています。

さらに、工程についての検討をあらかじめ行い、計画期間中の各年度の取組内容と目標を記載しました。

なお、平成26年度までの実績に基づく中間評価を実施した上で、必要に応じて、数値目標や事業手法等の見直しを行います。

② 策定段階での市民参加

本プランの内容について、より多くの市民と共有し、その達成を図るため、本プランの策定に当たって、素案の段階においてパブリック・コメントの実施及び市民説明会を2回開催して市民意見を聴取し、その反映に努めました。

③ 達成時の効果

本プランの行政活動（事業達成時）により、市民生活が向上したか、市民生活へどのように影響があるかなどの効果・成果（アウトカム）を記載しました。

5 成果指標

事業の実績評価については、各事業の数値目標等（取組指標）に対する進捗状況に基づき、客観的な評価を実施します。

一方、事業の成果については、市民生活がどのように向上するか、市民一人ひとりがしあわせを実感できるかという視点が必要です。

そこで、巻末に「参考」として、①倍増プラン2009を策定した平成21年度及び、②本プランを策定する平成25年度の「さいたま市民意識調査」の結果並びに、③本プランの最終年度の翌年である平成29年度の目標数値（参考）を掲載しました。掲載項目は、「住み心地」、「定住志向」、本プランの10の分野の関連項目についての「市政についての満足度」及び、市民との協働の視点から「地域活動に参加している市民の割合」です。

また、既に策定している行政計画において目標としている成果指標のうち、本プランに係る指標についても併せて掲載しました。

1 子どもと親のしあわせ倍増

- 1 (仮称) さいたま市子ども総合センターの整備
- 2-1 認可保育所の増設
- 2-2 放課後児童健全育成事業の充実
- 2-3 保育・幼児教育の推進
- 2-4 保育コンシェルジュの全区配置による保育相談窓口の強化
- 3-1 保育士・幼稚園教諭体験の拡大
- 3-2 子育てパパ応援プロジェクト事業
- 3-3 「親の学習」の推進
- 4-1 ふるさとハローワークの拡充
- 4-2 女性の再就職支援
- 4-3 女性の起業支援
- 5 ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金支給事業

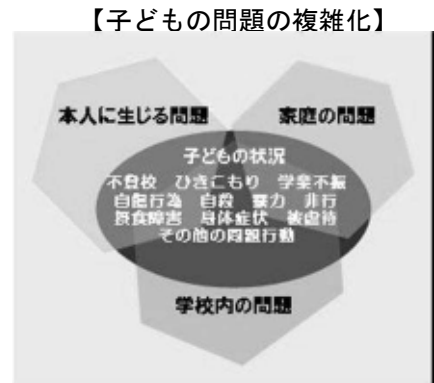
1 （仮称）さいたま市子ども総合センターの整備

（1）数値目標等（取組指標・方針）

子どもの問題の複雑化への対応、わかりやすい相談窓口の設置、相談ニーズ増加への対応をするため、平成29年度中の開設を目標に、平成27年度中に（仮称）さいたま市子ども総合センターの建設工事に着手します。

【現状（平成25年7月18日時点）】

- 平成24年度に、総合相談機能、専門相談機能、「地域の子育て」支援機能、企画・研究機能、世代間交流・活動拠点機能の5つの機能を持つ、（仮称）さいたま市子ども総合センターの基本計画を策定しました。
- 上記基本計画をもとに、平成25年度から建築基本設計に着手します。



（2）各年度の目標と取組内容（工程表）

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	建築設計の着手	取組内容	①より活用される施設とするため、建築基本設計に先行して、事業具体化調査（注）を実施 ②建築基本設計の作成			
		工程	① ② 			
平成26年度	着工準備	取組内容	①建築実施設計の推進 ②施設の管理運営計画を策定			
		工程	① ② 			
平成27年度	工事の着手	取組内容	①建築実施設計を年度前半までに作成 ②建築実施設計をもとに、工事業者を選定し、工事を着手			
		工程	① ② 			
平成28年度	開設準備	取組内容	①平成29年度中の開設を目指し、工事を推進 ②平成29年度中の開設を目指し、開設準備を推進			
		工程	① ② 			

（3）達成時の効果（アウトカム）

ワンストップ相談窓口を持つ総合相談の実現、複雑に絡み合った問題に対する専門機関の連携した対応の実現、企画・研究・研修機能による市全体の子育て支援力の向上、及び最新の課題への対応が可能になります。

注 事業具体化調査とは、施設に対するニーズを把握し、求められる空間要素や設備、実施プログラムを具体化するもの。

担当 子ども未来局 子ども育成部 子育て企画課子ども総合センター開設準備室 電話:048-829-1797

2-1 認可保育所の増設

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

待機児童ゼロを目指すため、今後の保育需要の見込みを踏まえ、平成28年度末までに、認可保育所の定員を3,600人増やします。

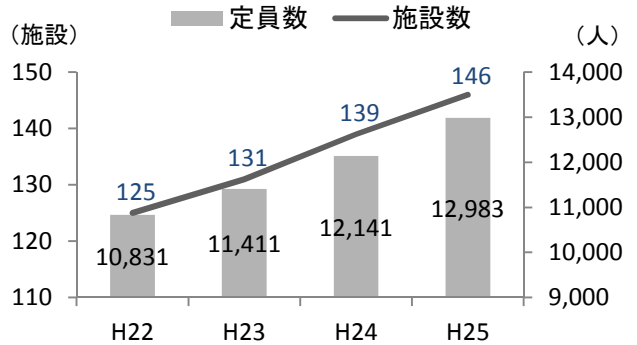
【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・平成25年4月1日現在の認可保育所は146か所で、定員合計は12,983人です。
- ・保育所入所待機児童数は117人です。(注)

【4月1日時点の待機児童】

H22	H23	H24	H25
154人	143人	126人	117人

【4月1日時点の認可保育所整備状況】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	平成26年4月1日時点での認可保育所定員増670人(前年比) (定員累計13,653人)	取組内容	保育の質を確保しつつ、平成26年度新規開設及び増改築等による定員増に伴う施設整備への補助
		工程	
平成26年度	平成27年4月1日時点での認可保育所定員増810人(前年比) (定員累計14,463人)	取組内容	保育の質を確保しつつ、平成27年度新規開設及び増改築等による定員増に伴う施設整備への補助
		工程	
平成27年度	平成28年4月1日時点での認可保育所定員増1,060人(前年比) (定員累計15,523人)	取組内容	保育の質を確保しつつ、平成28年度新規開設及び増改築等による定員増に伴う施設整備への補助
		工程	
平成28年度	平成29年4月1日時点での認可保育所定員増1,060人(前年比) (定員累計16,583人)	取組内容	保育の質を確保しつつ、平成29年度新規開設及び増改築等による定員増に伴う施設整備への補助
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

認可保育所の増設とともに幼稚園における預かり保育、ナーサリールーム・家庭保育室等を組み合わせ、総合的に待機児童を解消することで、子育て世帯が安心して子育てしながら働き続けられる保育環境を提供できます。

注 平成27年度に施行される「子ども・子育て支援新制度」によって待機児童の状況が変わることが想定される。

担当 子ども未来局 保育部 幼児政策課 電話:048-829-1868

2-2 放課後児童健全育成事業の充実

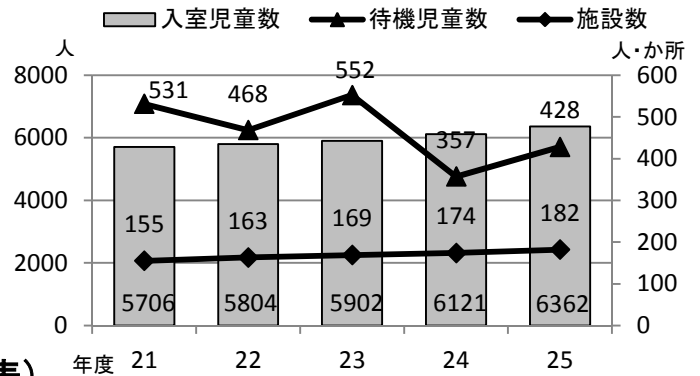
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

待機児童ゼロを目指すため、学校用地内への設置を含めた民設放課後児童クラブの整備により、平成28年度末までに、受入可能児童数を1,600人増やします。

[現状(平成25年4月1日時点)]

- ・ 放課後児童クラブは、182か所設置され、1～3年生の入室児童数は6,362人、待機児童が428人います。
- ・ 関係各課による検討会議において、余裕教室の積極的活用を含めた学校用地内への放課後児童クラブ整備を検討しています。

【入室児童数・待機児童数・施設数の推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	平成26年4月1日時点での受入可能児童数360人増(9か所)	取組内容	①民設放課後児童クラブの新設・規模拡大・保育環境の整備により、受入可能児童数を拡大 ②放課後児童クラブが不足する地域への対策や、余裕教室の積極活用、新たな整備手法等を盛り込んだ整備方針の取りまとめ
		工程	①② →
平成26年度	平成27年4月1日時点での受入可能児童数400人増(12か所)	取組内容	整備方針に基づき、児童がいる学区や民設放課後クラブがない学区を中心とした民設放課後児童クラブの新設・規模拡大・保育環境の整備により、受入可能児童数を拡大
		工程	→
平成27年度	平成28年4月1日時点での受入可能児童数420人増(12か所)	取組内容	整備方針に基づき、児童がいる学区や民設放課後クラブがない学区を中心とした民設放課後児童クラブの新設・規模拡大・保育環境の整備により、受入可能児童数を拡大
		工程	→
平成28年度	平成29年4月1日時点での受入可能児童数420人増(12か所)	取組内容	整備方針に基づき、児童がいる学区や民設放課後クラブがない学区を中心とした民設放課後児童クラブの新設・規模拡大・保育環境の整備により、受入可能児童数を拡大
		工程	→

(3) 達成時の効果(アウトカム)

放課後児童クラブの待機児童が解消することで、子育て世代が安心して子育てしながら働き続けられる保育環境を提供することができます。

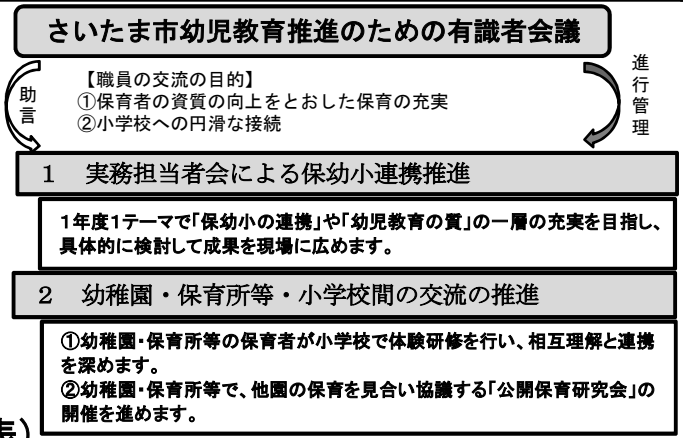
2-3 保育・幼児教育の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

就学前の子どものよりよい教育を推進するために、幼稚園・保育所等・小学校の間での保育や教育に携わる者の新たな交流（公開保育研究会、小学校体験研修等）を順次拡大し、平成28年度末までの累計交流者を1,000人以上にします。

[現状(平成25年7月1日時点)]

- ・平成24年9月の「さいたま市幼児教育のあり方検討会議」の提言を踏まえた事業です。
- ・「幼児教育推進のための有識者会議」を設置しています。
- ・市内の就学前の施設は、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の合計380園あります。保育者(注)は、約4,100人います。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程		
平成25年度	交流者合計70人以上 (実務担当者会の新設・開催、小学校体験研修、公開保育試行)	取組内容 ①幼児教育推進のための有識者会議の新設による円滑な事業化推進 ②保幼小連携推進実務担当者会の新設・開催と成果資料の作成 ③小学校体験研修の公立保育園での一部実施と公開保育研究の試行	工程 ① 第1回有識者会議 ② 実務担当者会 ③ 体験研修・公開保育	第2回有識者会議 第3回有識者会議
平成26年度	交流者合計150人以上 (実務担当者会の開催、公開保育研究会、小学校体験研修の拡大)	取組内容 ①有識者会議・実務担当者会をととした事業の推進・拡大 ②公開保育研究会を1または2園で開催 ③小学校体験研修の対象者に私立の園の保育者も参加できる体制を整え、一部実施	① 実務担当者会 ②③ 有識者会議	有識者会議
平成27年度	交流者合計280人以上 (実務担当者会、公開保育研究会、小学校等体験研修)	取組内容 ①有識者会議等・実務担当者会をととした事業の推進・拡大 ②公開保育研究会を5園程度で開催 ③小学校体験研修の対象者に私立の園の保育者も参加できる体制を整え、市立特別支援学校を含め全105校で実施	① 実務担当者会 ②③ 有識者会議	有識者会議
平成28年度	交流者合計500人以上 (実務担当者会、公開保育研究会、小学校等体験研修)	取組内容 ①有識者会議・実務等で意見聴取し、事業の改善・拡大策の検討 ②公開保育研究会を、10区10園で開催 ③小学校体験研修の対象者に私立の園の保育者も参加できる体制を充実させ、全105校で複数実施	① 実務担当者会 ②③ 有識者会議	有識者会議

(3) 達成時の効果(アウトカム)

保育者の資質のより一層の向上を目指すことにより、就学前の子どもの教育の改善や充実が期待でき、子どもの健やかな成長を実現します。

注 保育者とは、幼稚園・保育所等において子どもの保育に携わっている幼稚園教諭及び保育士等の総称のこと。
担当 子ども未来局 保育部 幼児政策課 電話:048-829-1885

2-4 保育コンシェルジュの全区配置による保育相談窓口の強化

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

保育を希望する保護者に対し、保育サービスの情報提供や家庭状況を確認することにより、保護者のニーズに対応するため、平成25年12月末までに保育コンシェルジュを全区に配置します。

〔現状(平成25年7月11日時点)〕

- ・働く女性の増加と夫婦共働き家庭の増加、核家族化等を背景に、保育所等の需要度はますます高まっています。このようなことから、保育所に入所できず待機児童となられている方々が多くいる状況にあります。
- ・保育コンシェルジュは、現在、配置しておりません。
- ・関連業務として、公立保育園園長経験者が行う「保育コーディネーター(注)」を4区(大宮区、見沼区、中央区、浦和区)に配置しています。

～保育コンシェルジュとは～
 就学前のお子さんの預け先に関して、保護者の相談に応じ、認可保育所や市独自の認定施設(ナーサリールーム、家庭保育室等)、一時預かり事業など、保育施設や保育サービスについての情報を提供し、保護者が就労状況やニーズを踏まえ、保育施設や保育サービスを適切に結びつけることができるように支援することを配置の目的としています。

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程				
平成25年度	保育コンシェルジュの全区配置	取組内容	専任者の採用と研修等、全区配置の実施。保育所等入所に関するアフターフォローの実施			
		工程			● →	全区配置
平成26年度	保育所等入所の相談・案内	取組内容	保育所等入所に関する相談やアフターフォローの実施			
		工程	→			
平成27年度	保育所等入所の相談・案内	取組内容	保育所等入所に関する相談やアフターフォローの実施			
		工程	→			
平成28年度	保育所等入所の相談・案内	取組内容	保育所等入所に関する相談やアフターフォローの実施			
		工程	→			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

保護者の個別のニーズにあった保育サービス等についての情報提供や入所希望先の選択肢を提供し、また保育所に入所できなかった世帯へのナーサリールームや家庭保育室、幼稚園の情報提供等のアフターフォローすることで、待機児童を減らすことに繋がります。

注 保育コーディネーターとは、①地域の保育施設からの相談及び施設間の連携の推進、②乳幼児を持つ保護者からの子育てに関する様々な相談、③保育施設に対する立ち入り調査への同行などを主な業務とする。

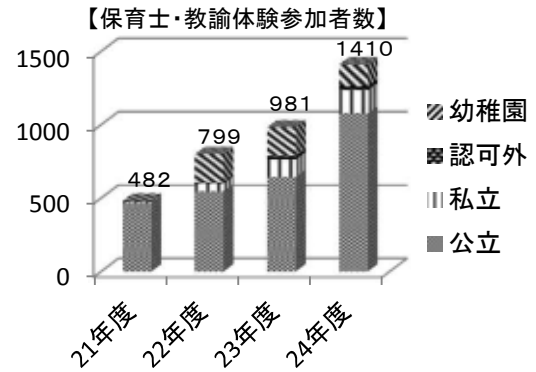
3-1 保育士・幼稚園教諭体験の拡大

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

父親等の子育て参加を推進するため、保育士・幼稚園教諭体験参加者数を、平成28年度末までの4年間で、累計7,440人にします。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・平成21年度より父親等の保育士・教諭体験を実施し、年々参加者数が増加しています。
- ・公立保育園では、全園で実施していますが、私立保育園、認可外保育施設、幼稚園では、未実施園も多い状況です。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	年間参加者数1,590人 (累計1,590人)	取組内容	①リーフレットの配布や子育てWEBの活用など、当事業を広く周知 ②体験の様子や感想を園報等に掲載するなど、効果的な情報提供 ③行事にあわせた実施や短時間体験など、参加しやすく弾力的な運営 ④活動事例の情報収集など、体験内容の充実に向けた研究
		工程	①②③ → ④ →
平成26年度	年間参加者数1,770人 (累計3,360人)	取組内容	①リーフレットの配布や子育てWEBの活用など、当事業を広く周知 ②体験の様子や感想を園報等に掲載するなど、効果的な情報提供 ③行事にあわせた実施や短時間体験など、参加しやすく弾力的な運営 ④子どもと触れ合う活動を増やすなど、体験内容を充実
		工程	①②③④ →
平成27年度	年間参加者数1,950人 (累計5,310人)	取組内容	①リーフレットの配布や子育てWEBの活用など、当事業を広く周知 ②体験の様子や感想を園報等に掲載するなど、効果的な情報提供 ③行事にあわせた実施や短時間体験など、参加しやすく弾力的な運営 ④子どもと触れ合う活動を増やすなど、体験内容の充実
		工程	①②③④ →
平成28年度	年間参加者数2,130人 (累計7,440人)	取組内容	①リーフレットの配布や子育てWEBの活用など、当事業を広く周知 ②体験の様子や感想を園報等に掲載するなど、効果的な情報提供 ③行事にあわせた実施や短時間体験など、参加しやすく弾力的な運営 ④子どもと触れ合う活動を増やすなど、体験内容の充実
		工程	①②③④ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

体験を通じ、改めて父親等が子どもと触れ合う時間や育児について考える機会が増え、積極的に子育てを楽しむ父親等が増加します。

3-2 子育てパパ応援プロジェクト事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

父親の子育て意欲の向上や地域活動への参加促進を図るため、平成28年度末までに、講座・イベント等の参加者及び施設利用者数を、年間延べ6,500人に増やします。

【現状(平成25年3月末時点)】

- 平成24年度において、単独型子育て支援センターによる父親の来場者数が延べ約4,500人となっており、また、同年市民活動団体と協働で、「さいたまパパ・スクール」を全6回開催し、延べ約180人の参加がありました。



【子育て支援センターでの活動状況】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	父親向け講座・イベント等の参加者及び父親の施設利用者数 5,000人	取組内容	①開催準備・広報活動(子育てWEB等を活用した情報発信) ②パパ・スクールや各地域の子育て支援センター等で講座・イベント等を実施(他部局所管の親の学習事業との連携を含む)
		工程	① → ② →
平成26年度	父親向け講座・イベント等の参加者及び父親の施設利用者数 5,500人	取組内容	①開催準備・広報活動(子育てWEB等を活用した情報発信) ②パパ・スクールや各地域の子育て支援センター等で講座・イベント等を実施(他部局所管の親の学習事業との連携を含む)
		工程	① → ② →
平成27年度	父親向け講座・イベント等の参加者及び父親の施設利用者数 6,000人	取組内容	①開催準備・広報活動(子育てWEB等を活用した情報発信) ②パパ・スクールや各地域の子育て支援センター等で講座・イベント等を実施(他部局所管の親の学習事業との連携を含む)
		工程	① → ② →
平成28年度	父親向け講座・イベント等の参加者及び父親の施設利用者数 6,500人	取組内容	①開催準備・広報活動(子育てWEB等を活用した情報発信) ②パパ・スクールや各地域の子育て支援センター等で講座・イベント等を実施(他部局所管の親の学習事業との連携を含む)
		工程	① → ② →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

子どもと共に学び、喜び、楽しむことができるイクメンが増えるとともに、父親同士の交流も広がり、また、子育てを楽しむことで、家族の絆が深まります。

担当 子ども未来局 子ども育成部 子育て企画課 電話:048-829-1909
子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 電話:048-829-1271

3-3 「親の学習」の推進

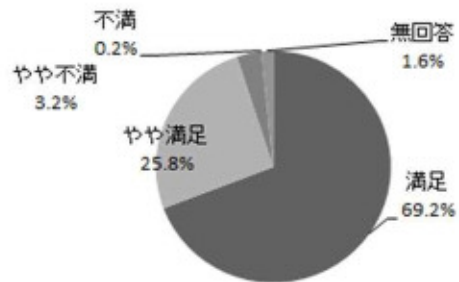
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

親同士が自分自身や子育てについて改めて考え、親としての成長を支援するため、平成28年度までに、「親の学習」への男性参加者の割合を15%にします。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・しあわせ倍増プラン2009では、全公民館で親の学習事業実施の目標を達成しました。平成24年度の延べ参加者数は892人(男性参加者の割合7.5%)でした。
- ・アンケートの結果、参加者の満足度も高く、事業はおおむね好評です。
- ・男性の参加者が少ないことから、母親だけでなく父親の子育てを促進するために、男性参加者数の拡大が必要です。

【平成24年度 親の学習事業参加者満足度】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	男性参加者の割合7.5% (延べ参加者数950人)	取組内容	①全公民館で親の学習事業を実施 ②男性が参加しやすい内容及び他部局との連携の検討 ③他の子育て関連事業との組合せによる実施及び事業の広報の工夫 ④ファシリテーター(注)のフォローアップの実施			
		工程	①②③			④
平成26年度	男性参加者の割合12% (延べ参加者数1,200人)	取組内容	①生涯学習総合センター及び公民館で親の学習事業を120回実施 ②男性が参加しやすい内容及び他部局との連携の検討 ③他の子育て関連事業との組合せによる実施及び事業の広報の工夫 ④ファシリテーターのフォローアップの実施			
		工程	①②③			④
平成27年度	男性参加者の割合12% (延べ参加者数1,200人)	取組内容	①生涯学習総合センター及び公民館で親の学習事業を120回実施 ②他の子育て関連事業との組合せによる実施及び事業の広報の工夫 ③親の学習プログラム集の改訂・作成 ④ファシリテーター・職員に対し改訂したプログラム集の研修を実施			
		工程	①②	③		④
平成28年度	男性参加者の割合15% (延べ参加者数1,500人)	取組内容	①改訂した親の学習プログラム集を活用し、生涯学習総合センター及び公民館で親の学習事業を180回実施 ②他の子育て関連事業との組合せによる実施及び事業の広報の工夫 ③ファシリテーターのフォローアップの実施			
		工程	①②			③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

父親や母親が積極的に子育てすることにより、子育てする環境が改善し、子育ての不安や負担の軽減につながります。また、虐待防止の効果も期待できます。

注 ファシリテーターとは、講師として何かを教えるのではなく、参加者が快適に安心して参加できるよう支援し、親の学習(参加型学習)を進行していく人のこと。

担当 教育委員会事務局 生涯学習総合センター 電話:048-643-5651

4-1 ふるさとハローワークの拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

ふるさとハローワークにおける子育て世代求職者の再チャレンジ支援を拡充し、平成28年度末までに、ハローワーク利用者を除くふるさとハローワークの女性利用者数を延べ2,500人にします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・ふるさとハローワークにおいて、国と連携しキャリアコンサルティング及び生活就労相談を実施しています。
- ・キャリア・コンサルティング女性利用者数 延べ946人
生活就労相談女性利用者数 延べ1,038人
ハローワーク利用者を除く、ふるさとハローワーク女性利用者総数 延べ1,984人



【さいたま市ふるさとハローワーク】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	ハローワーク利用者を除くふるさとハローワーク女性利用者総数 延べ2,000人	取組内容	①「(仮称)ママさんコンシェルジュ」及びその他関連サービスの検討、施設利用団体との協議・調整 ②ふるさとハローワークでのキャリア・コンサルティングや内職相談等の実施
		工程	① ②
平成26年度	ハローワーク利用者を除くふるさとハローワーク女性利用者総数 延べ2,100人	取組内容	①「(仮称)ママさんコンシェルジュ」の試行配置及びその他関連サービスの検討、施設利用団体との協議・調整 ②ふるさとハローワークでのキャリア・コンサルティングや内職相談等の実施
		工程	① ②
平成27年度	ハローワーク利用者を除くふるさとハローワーク女性利用者総数 延べ2,200人	取組内容	①「(仮称)ママさんコンシェルジュ」の配置及びその他関連サービスの実施 ②ふるさとハローワークでのキャリア・コンサルティングや内職相談
		工程	① ②
平成28年度	ハローワーク利用者を除くふるさとハローワーク女性利用者総数 延べ2,500人	取組内容	①「(仮称)ママさんコンシェルジュ」及びその他関連サービスの総合支援実施 ②ふるさとハローワークでのキャリア・コンサルティングや内職相談
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

国との一体的実施の強化を図り、女性の再チャレンジの取組を積極的に実施することで、すぐにでも再就職したい方から、再就職への不安をお持ちの方まで、幅広く支援することができます。

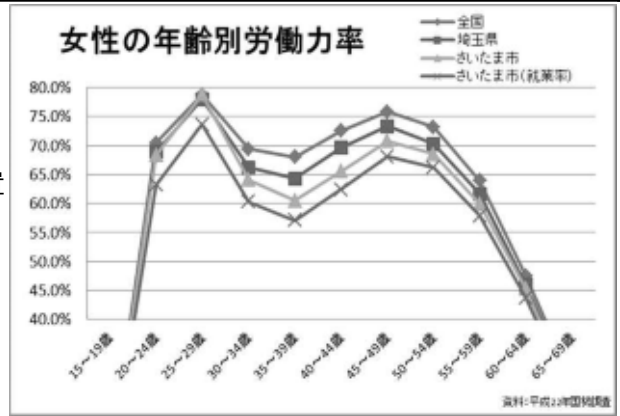
4-2 女性の再就職支援

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

女性の再就職を支援するため、就業体験や職場見学会等の再就職支援事業を新たに実施し、平成28年度末までの4年間で、市が実施する再就職支援事業受講者の5割以上を就職につなげます。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・子育て世代(30代女性)の就業率は58.5%です。
(政令市最下位、平成22年国勢調査/市)
- ・平成21年5月にさいたま市ふるさとハローワークを設置し、子育て世代の求職者を支援しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	再就職支援事業による就職者の割合 5割以上	取組内容	就業体験等の再就職支援事業の実施			
		工程	—————▶			
平成26年度	再就職支援事業による就職者の割合 5割以上	取組内容	就業体験等の再就職支援事業の実施			
		工程	—————▶			
平成27年度	再就職支援事業による就職者の割合 5割以上	取組内容	就業体験等の再就職支援事業の実施			
		工程	—————▶			
平成28年度	再就職支援事業による就職者の割合 5割以上	取組内容	就業体験等の再就職支援事業の実施			
		工程	—————▶			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

「今すぐにでも働きたい」という強い就労意欲のある女性を対象に強力的に再就職支援を実施することで、女性の再チャレンジを効果的に進めることができます。

4-3 女性の起業支援

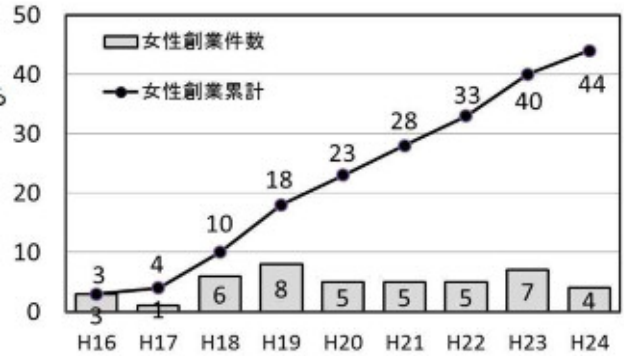
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

起業を目指す女性を支援するため、起業支援メニューを充実して、平成28年度末までに、女性起業数を年間10件とします。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- 平成16年度からさいたま市産業創造財団が支援して創業した件数は平成24年度末までに228件あり、そのうち女性によるものは44件です。
- 女性が起業を目指す動機として、「自己実現を図りたい」「自己の裁量で仕事をしたい」「年齢に関係なく働きたい」などがあります。

【創業件数の推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	女性による起業数 4件	取組内容 ①既に起業した女性経営者等からヒアリングや意見交換会を実施し、女性の起業の現状把握や課題の抽出を行い、対応策を検討 ②さいたま市ニュービジネス大賞(注)のうち女性起業賞の応募を広く周知し、ビジネスプランの事業化を支援 ③起業予定又は起業間もない経営者へオフィス家賃の一部補助を実施	工程 ① 公募 → 審査 → 実施 ② 表彰 ③ 事業化支援
平成26年度	女性による起業数 6件	取組内容 ①女性の起業支援に向けた新たなプログラムを策定し、実施 ②さいたま市ニュービジネス大賞のうち女性起業賞の応募を広く周知し、ビジネスプランの事業化を支援 ③起業予定又は起業間もない経営者へオフィス家賃の一部補助を実施	工程 ① 案の検討 → 実施 ② 公募 → 実施 → 審査 → 表彰 ③ 事業化支援
平成27年度	女性による起業数 8件	取組内容 ①女性の起業に向けたプログラムの実施により、女性の起業を支援 ②さいたま市ニュービジネス大賞のうち女性起業賞の応募を広く周知し、ビジネスプランの事業化を支援 ③起業予定又は起業間もない経営者へオフィス家賃の一部補助を実施	工程 ① 実施 ② 公募 → 実施 → 審査 → 表彰 ③ 事業化支援
平成28年度	女性による起業数 10件	取組内容 ①女性の起業支援に向けたプログラムの着実な実施により、女性の起業数を倍増 ②さいたま市ニュービジネス大賞のうち女性起業賞の応募を広く周知し、ビジネスプランの事業化を支援 ③起業予定又は起業間もない経営者へオフィス家賃の一部補助を実施	工程 ① 実施 ② 公募 → 実施 → 審査 → 表彰 ③ 事業化支援

(3) 達成時の効果(アウトカム)

女性が起業しやすい環境を整備することで、子育て世代や子育てを終えた世代の女性による起業(プチ起業)など女性の多様な働き方の実現を図ります。

注 ニュービジネス大賞とは、さいたま市を元気にする斬新でアイデアあふれるビジネスプランを募集し、優秀なビジネスプランに対し表彰するとともに、専門家のアドバイスや販路開拓の機会提供をもって事業化促進のための支援を行うもの。

5 ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金支給事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、高等技能訓練促進費・生活支援給付金の支給期間を拡大し、平成28年度までに、養成機関修了者の常勤就職・進学率を90%にします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・高等技能訓練促進費(注)を70人に支給しました。
(平成23年度までの入学者は修学期間の全期間、平成24年度の入学者は上限3年支給)
- ・平成24年度の卒業生全員が資格を取得しました。
そのうち24人が正社員・常勤職員として就職し、5人がより高度な資格の取得を目指し、進学しました。

○常勤就職、進学実績の推移

	支給者数	卒業生数	常勤就職+進学者	
			率	数
H22	53	13	77%	10
H23	72	20	70%	14
H24	70	33	88%	29

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	平成25年度の養成機関修了者の常勤就職・進学率80%	取組内容 高等技能訓練促進費の支給	工程 →		
平成26年度	平成26年度の養成機関修了者の常勤就職・進学率85%	取組内容 ①高等技能訓練促進費の支給 ②高等技能訓練促進費支給対象外となる期間における、市単独事業の生活支援給付金を支給するための庁内調整	工程 ① → ② →		
平成27年度	平成27年度の養成機関修了者の常勤就職・進学率85%	取組内容 ①高等技能訓練促進費の支給 ②高等技能訓練促進費支給対象外となる期間における、市単独事業の生活支援給付金の支給	工程 ① → ② →		
平成28年度	平成28年度の養成機関修了者の常勤就職・進学率90%	取組内容 ①高等技能訓練促進費の支給 ②高等技能訓練促進費支給対象外となる期間における、市単独事業の生活支援給付金の支給	工程 ① → ② →		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

資格を活かした常勤就職率の向上により、支給対象者の経済的自立、生活の安定を図ることができます。進学率の向上においても、より高度な資格を取得することで、より安定した就職が期待でき、ひいては支給対象者の経済的自立、生活の安定を図ることができます。

注 高等技能訓練促進費とは、ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定のため、就業に結び付きやすい資格の取得を目的として、2年以上養成機関に修学する場合に支給するもの。

担当 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 電話:048-829-1270

2 若者のしあわせ倍増

- 6 青少年の居場所事業（さいたま市若者自立支援ルーム）
- 7 若者ユースアドバイザーの養成
- 8 地域若者サポートステーションの設置
- 9 ひきこもり支援の拡充

2 若者のしあわせ倍増

- ◎ 若者の自立を支援する「青少年問題協議会」の設置
- ◎ 若者の活動拠点「青少年ルーム」の新設と、若者自身による運営体制の構築（1年以内）

6 青少年の居場所事業（さいたま市若者自立支援ルーム）

（1）数値目標等（取組指標・方針）

個人の状態に合わせた自立支援プログラムによる円滑な自立支援を行うため、平成25年度に「さいたま市若者自立支援ルーム」の設置や、庁外関係機関を含めた「子ども・若者支援ネットワーク」の構築を行い、平成26年度末までに、「さいたま市若者自立支援ルーム」の年間利用者数を延べ5,800人にします。

【現状（平成25年9月1日時点）】

- ・ 困難を抱えた子ども・若者の自立を支援するために、市役所関係部署で構成される「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク」を設置しました。
- ・ 平成25年8月22日に「さいたま市若者自立支援ルーム」を大宮区桜木町に開設しました。

【若者自立支援ルーム室内】



（2）各年度の目標と取組内容（工程表）

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・さいたま市若者自立支援ルームの運営 ・子ども・若者支援ネットワークの設置	取組内容 ①7月～8月初旬 旧桜木保育園から若者自立支援ルームへの改修 ②8月22日 運営開始 ③事業拡大について検討 ④庁外機関を含めた子ども・若者支援ネットワークの設置及び告示	
平成26年度	さいたま市若者自立支援ルームの年間利用者数延べ5,800人	取組内容 ①若者自立支援ルーム運営（年間）、子ども・若者支援ネットワークによる自立支援プログラムの検討 ②5月～ 新規実施場所の候補地検討 ③8月～ 新規実施場所の候補地調査	
平成27年度	さいたま市若者自立支援ルームの年間利用者数延べ5,800人	取組内容 ①若者自立支援ルーム運営（年間）、子ども・若者支援ネットワークによる自立支援プログラムの検討 ②5月～ 新規実施場所の建築設計業者選定・契約 ③8月～ 新規実施場所の建築設計	
平成28年度	さいたま市若者自立支援ルームの年間利用者数延べ5,800人	取組内容 ①若者自立支援ルーム運営（年間）、子ども・若者支援ネットワークによる自立支援プログラムの検討 ②5月～ 新規実施場所の建築工事業者選定・契約 ③8月～ 新規実施場所の建築工事着工（年度内引渡）	

（3）達成時の効果（アウトカム）

居場所を利用する困難を有する若者に対し、次のステップの支援機関へと繋ぐ中間的支援を行うことで、円滑に自立を目指せるようになります。

7 若者ユースアドバイザーの養成

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

子ども・若者の自立支援に関する専門的な相談に対応するため、平成28年度末までに、ユースアドバイザーを60人養成します。

[現状(平成25年4月1日時点)]

- ・さいたま市では、各機関において相談対応を行っていますが、若者に特化したユースアドバイザーの養成は行っていません。
- ・ユースアドバイザーとは、複合的な困難を抱える若者支援に対する専門的な知識はもとより、若者に対する広い見識があり、若者と共に活動する知識や体験を持った人材のことです。



【ユースアドバイザー養成講座(イメージ)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	ユースアドバイザー養成内容の検討	取組内容	ユースアドバイザー養成内容の検討		
		工程	—————→		
平成26年度	ユースアドバイザー20人養成	取組内容	①養成講座の開催 20人 ②市内の支援機関等においてユースアドバイザーとして活動		
		工程	①●————→ ②————→ 各機関での支援		
平成27年度	ユースアドバイザー20人養成(累計40人)	取組内容	①養成講座の開催 20人 ②ブラッシュアップ講座の開催 20人 ③市内の支援機関等においてユースアドバイザーとして活動		
		工程	①、②●————→ ③————→ 各機関での支援		
平成28年度	ユースアドバイザー20人養成(累計60人)	取組内容	①養成講座の開催 20人 ②ブラッシュアップ講座の開催 20人 ③市内の支援機関等においてユースアドバイザーとして活動		
		工程	①、②●————→ ③————→ 各機関での支援		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

若者自立支援ルーム等の支援機関において、よりきめ細やかで効果的な支援が可能になります。

8 地域若者サポートステーションの設置

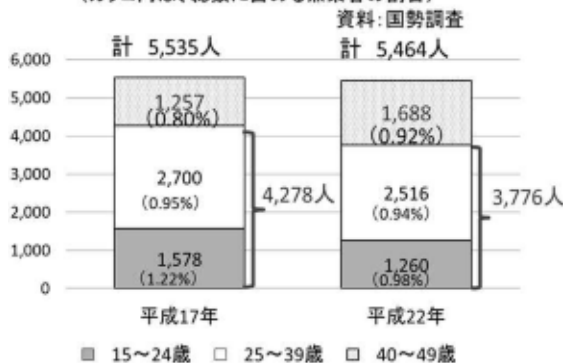
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を実施し、平成25年度から平成28年度までの4年間で就職等進路決定者数を550人にします。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・ 地域若者サポートステーション（以下「サポステ」）は市内未設置です。15歳から39歳までの若年無業者を主な対象とし、厚生労働省から委託を受けた団体が事業を実施します。国からの委託を希望する団体は、自治体の推薦が必要で、埼玉県内には川口市内に県推薦施設が設置されています。
- ・ 民間就職情報サイト活用型採用支援事業
平成24年度就職者数 57人

さいたま市における若年・中年無業者の推移
(カッコ内は、総数に占める無業者の割合)



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	若年者就業支援による就職等進路決定者数 120人	取組内容 ①サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦・設置 ②民間就職情報サイト活用型採用支援事業等の実施 ③平成26年度サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦	工程 ① 市推薦団体の公募・推薦 ② ③ 設置・事業実施 平成26年度に向けた公募・推薦
平成26年度	若年者就業支援による就職等進路決定者数 140人 (累計260人)	取組内容 ①サポステ事業の市推薦団体の設置 ②民間就職情報サイト活用型採用支援事業等の実施 ③平成27年度サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦	工程 ① 設置・事業実施 ② ③ 平成27年度に向けた公募・推薦
平成27年度	若年者就業支援による就職等進路決定者数 140人 (累計400人)	取組内容 ①サポステ事業の市推薦団体の設置 ②民間就職情報サイト活用型採用支援事業等の実施 ③平成28年度サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦	工程 ① 設置・事業実施 ② ③ 平成28年度に向けた公募・推薦
平成28年度	若年者就業支援による就職等進路決定者数 150人 (累計550人)	取組内容 ①サポステ事業の市推薦団体の設置 ②民間就職情報サイト活用型採用支援事業等の実施 ③平成29年度サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦	工程 ① 設置・事業実施 ② ③ 平成29年度に向けた公募・推薦

(3) 達成時の効果(アウトカム)

若年無業者の減少及び若年者の完全失業率の改善を図り、若年者の職業的自立を促進します。

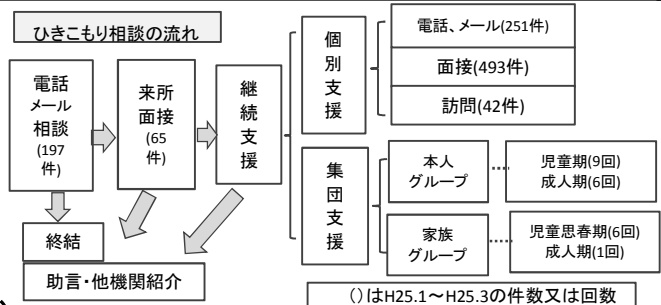
9 ひきこもり支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

ひきこもり本人の社会参加を促進するために、平成25年10月から(仮称)思春期グループを月4回実施します。また平成27年度から(仮称)ひきこもりサポーターの派遣を開始し、平成28年度までに年100回の派遣を行います。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成25年1月7日に「ひきこもり相談センター」を開設し、電話・面接・グループ活動・訪問・メールによる相談支援を実施しています。
- ・ひきこもり相談センター開設後、相談件数が増加する中、細やかな支援と、年代に応じたグループ支援活動が必要とされています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	(仮称)思春期グループ(注2)支援を月4回実施	取組内容 平成25年10月より、思春期を対象としたグループを立ち上げ、月4回実施	工程 24回実施(月4回×6か月)
平成26年度	(仮称)ひきこもりサポーター養成研修を1クール6回を年1回実施し、サポーターを10人養成	取組内容 ①ひきこもりの本人、家族に対して、訪問や外出同行等の個別に合わせた細やかな支援をするため、「(仮称)ひきこもりサポーター」の養成(回復した当事者やその家族等を含む) ②「(仮称)ひきこもりサポーター」派遣に伴う、登録・契約	工程 ① 養成研修実 ② 登録・契約
平成27年度	(仮称)ひきこもりサポーターを年50回派遣	取組内容 ①ひきこもりの本人、その家族へ「(仮称)ひきこもりサポーター」の派遣 ②「(仮称)ひきこもりサポーター」のフォローアップ研修	工程 ① (仮称)ひきこもりサポーター派遣 ② フォローアップ研修
平成28年度	(仮称)ひきこもりサポーターを年100回派遣	取組内容 ①ひきこもりの本人、その家族へ「(仮称)ひきこもりサポーター」の派遣 ②「(仮称)ひきこもりサポーター」のフォローアップ研修	工程 ① (仮称)ひきこもりサポーター派遣 ② フォローアップ研修

(3) 達成時の効果(アウトカム)

「(仮称)ひきこもりサポーター」を養成し、派遣することで、ひきこもり状態にある人が社会に参加するようになります。〔社会参加率30%以上〕

注1 (仮称)ひきこもりサポーターとは、ひきこもり等の状態にある本人及び家族に家庭訪問等を実施し、社会参加に向けて支援を行う者のこと。

注2 (仮称)思春期グループとは、15歳から20歳までの方を対象とし、社会性やコミュニケーション能力向上を図るプログラム活動(パソコン作業、調理実習等)を実施するグループのこと。

3 高齢者のしあわせ倍増

- 1 0 高齢者見守りネットワークの構築
- 1 1 - 1 24時間訪問介護サービスの推進
- 1 1 - 2 介護者サロン・カフェの増設
- 1 2 公認グラウンド・ゴルフ場の整備
- 1 3 - 1 アクティブチケット事業の拡充
- 1 3 - 2 シルバーポイント事業（介護ボランティア制度）の拡充
- 1 3 - 3 シルバーポイント事業（長寿応援制度）の拡充
- 1 4 シニアの社会参加を促進する事業の連携強化

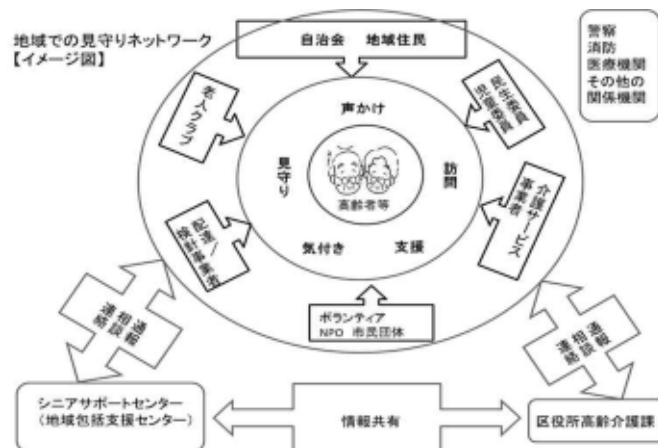
10 高齢者見守りネットワークの構築

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

高齢者が安全、安心に暮らせる社会を構築するため、(仮称)さいたま市高齢者見守り事業奨励金制度を創設し、平成28年度までに市全域に高齢者見守りネットワークを構築します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- 市内では地区社会福祉協議会単位や自治会単位で、民生委員を始め自治会役員等の方々による、さまざまな方法で見守り活動を実施しています。
- 地域の実情に合わせて、見守り活動が組織的に行われるように支援しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	全地区(47地区社協854団体[自治会])の実態把握と制度の創設	取組内容	①全地区の実態把握調査 ②各地区ごとの組織的ネットワークづくりの方策の決定 ③見守り奨励金制度の創設および交付
		工程	① ② ③
平成26年度	見守りネットワークづくりの推進(360団体[自治会])	取組内容	①組織的見守りネットワークづくりの推進 ②見守り奨励金の交付
		工程	① ②
平成27年度	見守りネットワークづくりの推進(494団体[自治会])	取組内容	①組織的見守りネットワークづくりの推進 ②見守り奨励金の交付
		工程	① ②
平成28年度	見守りネットワークづくりの推進(854団体[自治会])	取組内容	①組織的見守りネットワークづくりの推進 ②見守り奨励金の交付
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

高齢者の孤立が解消され、安全で安心な生活を送ることが可能となります。

1 1 - 1 24時間訪問介護サービスの推進

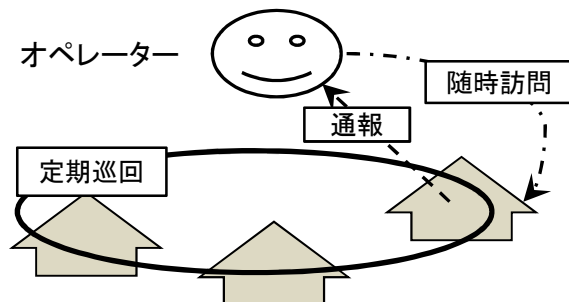
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

高齢者が介護が必要な状態となっても、引き続き在宅で暮らし続けることができるように、平成28年度末までに24時間訪問介護サービスを市内全域で提供する環境を整備します。

[現状(平成25年7月11日時点)]

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は0か所です。
- ・ 夜間対応型訪問介護サービス事業所は1か所です。
- ・ 平成25年度に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護3か所が開設予定です。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ]



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・ 市内70%の地域にサービス提供される環境を整備	取組内容	①平成24年度選定事業者の開設 ②公募概要を地域密着型サービス運営委員会に諮問 ③事業者の公募 ④地域密着型サービス運営委員会で協議の上、事業者を選定
		工程	
平成26年度	・ 市内80%の地域にサービス提供される環境を整備	取組内容	①平成24年度選定事業者の開設 ②公募概要を地域密着型サービス運営委員会に諮問 ③事業者の公募 ④地域密着型サービス運営委員会で協議の上、事業者を選定 ⑤介護保険事業計画の策定
		工程	
平成27年度	・ 市内90%の地域にサービス提供される環境を整備	取組内容	①平成26年度選定事業者の開設 ②公募概要を地域密着型サービス運営委員会に諮問 ③事業者の公募 ④地域密着型サービス運営委員会で協議の上、事業者を選定
		工程	
平成28年度	・ 市内100%の地域にサービス提供される環境を整備	取組内容	①平成27年度選定事業者の開設 ②公募概要を地域密着型サービス運営委員会に諮問 ③事業者の公募 ④地域密着型サービス運営委員会で協議の上、事業者を選定
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

介護が必要となっても、市内どこでも訪問介護看護サービスを利用しながら、安心して生活することができます。[定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護のサービスが提供される地区100%]

- 3 高齢者のしあわせ倍増
◎ 介護をする人を応援

1 1 - 2 介護者サロン・カフェの増設

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

介護をしている人が悩みや疑問を語り合うため、介護者サロンを平成28年度までに年間550回、介護者カフェを平成28年度までに市内4か所で開催します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・しあわせ倍増プラン2009に位置付けられた、介護者サロンは、シニアサポートセンター26か所で実施し、平成24年度において、269回、1607人(延べ人数)の介護者の方が参加しました。



【介護者サロンの風景】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	介護者サロンの開催(26か所・280回)	取組内容	①介護者サロンの開催 ②介護者カフェの企画提案募集
		工程	① 280回 ②
平成26年度	介護者サロンの実施(26か所・370回)	取組内容	①介護者サロンの実施と周知 ②介護者カフェの準備(要綱作成等)
		工程	① 370回 ②
平成27年度	介護者サロン(27か所・460回)、カフェ(2か所)の実施	取組内容	①介護者サロンの実施と周知 ②介護者カフェの実施と周知 ※ NPO、ボランティア等多様な運営
		工程	① 460回 ② 2か所
平成28年度	介護者サロン(27か所・550回)、カフェ(4か所)の実施	取組内容	①介護者サロンの実施と周知 ②介護者カフェの実施と周知
		工程	① 550回 ② 4か所

(3) 達成時の効果(アウトカム)

介護者サロンで、介護をしている人が悩みや疑問を語り合ったり、介護者カフェに立ち寄ることを通じて、リフレッシュできたと感じる介護者が増えるとともに、介護に関する情報を得られる地域の拠点として機能し、介護への不安が軽減される介護者が増えます。

担当 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 電話:048-829-1259

1 2 公認グラウンド・ゴルフ場の整備

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

健康増進や生きがいがづくり推進のため、平成28年度までに公認のグラウンド・ゴルフ場を西区宝来に整備します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・ 公認グラウンド・ゴルフ場は、埼玉県内では熊谷市に1か所あります。
- ・ さいたま市内では、公認グラウンド・ゴルフ場はありませんが、公園等の広場や、スポーツもできる多目的広場等でグラウンド・ゴルフを行うことができます。



【市老人クラブ連合会 グラウンド・ゴルフ大会】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地の測量、地質調査 ・ 基本設計 	取組内容	現地の測量、境界確定、地質調査を実施し、基本的な現地の配置などの設計を行い、地元説明会を開催			
		工程	—————▶			
平成 26 年度	詳細設計	取組内容	平成25年度の調査に基づく、詳細な現地の設計			
		工程	—————▶			
平成 27 年度	工事着工	取組内容	周辺整備も含めた現地工事に着手			
		工程	地元説明会	入札	—————▶	
平成 28 年度	工事完了	取組内容	周辺整備の完了とグラウンド・ゴルフ場の開所式の開催			
		工程	—————▶			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

当該用地の北側に位置する健康福祉センター西楽園と一体管理を行い、グラウンド・ゴルフをした後に入浴をして帰るなど、健康の維持増進及び生きがいがづくりを促進します。また、この相乗効果から利用者が増え、介護予防のための拠点ともなり、いきいきと地域で暮らすことができます。

担当 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 電話:048-829-1259

3 高齢者のしあわせ倍増

◎ アクティブチケット・シルバーポイント制度をもっと利用しやすい制度に

13-1 アクティブチケット事業の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

高齢者の外出機会の増加、閉じこもり防止や介護予防のため、平成28年度までにアクティブチケット（注）の利用枚数を年間17,500枚に拡大します。

【現状(平成25年3月末時点)】

・平成24年10月に開始したアクティブチケット事業は、6か月間の実施期間を経過し同年度末現在において次の利用実績が得られました。
延べ交付数は2,208人×12枚=26,496枚、内4,388枚が利用されており、利用率(利用枚数/交付枚数)は16.5%です。

施設名	利用枚数(枚)
うらわ美術館	10
大宮盆栽美術館	50
西楽園	3,362
宇宙劇場	48
見沼ヘルシーランド	537
ホテル南郷	1
新治ファミリーランド	0
六日町山の家	0
市民プール(7施設合計)	380
合計	4,388

平成24年10月～平成25年3月実績

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	利用枚数10,000枚	取組内容	①指定管理者等と協議し、既存施設の割引率の変更 ②どのような施設で利用可能にすべきか、拡大の検討 ③利用率を17%とし、利用枚数を10,000枚に拡大
		工程	① ② ③
平成26年度	利用枚数11,000枚	取組内容	①既存施設の割引率を拡大 ②利用可能施設等を18施設に拡大 ③利用率を18%とし、利用枚数を11,000枚に拡大
		工程	① ② ③
平成27年度	利用枚数14,000枚	取組内容	①利用可能施設等を21施設に拡大 ②利用率を21%とし、利用枚数を14,000枚に拡大
		工程	① ②
平成28年度	利用枚数17,500枚	取組内容	①利用可能施設等を24施設に拡大 ②利用率を23%とし、利用枚数を17,500枚に拡大
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

高齢者の外出機会を増やし、閉じこもりの防止や介護予防に役立ちます。また、生きがいつくりの場を増やすことにもつながり、高齢者がいきいきとした暮らしを地域で送ることが可能となります。【アクティブチケット利用率 6.5%増】

注 アクティブチケットとは、市の公共施設等を無料又は割引料金で利用できるチケットで、対象者は①75歳以上、②介護ボランティア制度のポイント交換者、③長寿応援制度のポイント交換者、④一次・二次介護予防事業の各教室の参加者。

担当 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 電話:048-829-1260

13-2 シルバーポイント事業（介護ボランティア制度）の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

高齢者のボランティア活動を推進するため、平成28年度までに、さいたま市介護ボランティア制度登録者を10,400人に増やします。

〔現状(平成25年10月末時点)〕

- ・さいたま市内に住所のある60歳以上の方が以下の項目の活動を行うとポイントが付与される制度です。
 - ①制度に登録している介護施設等におけるボランティア活動
 - ②高齢者に対する宅配食事サービス事業におけるボランティア活動
 - ③長寿応援制度における登録団体の代表者及びスタッフの活動
 - ④傾聴ボランティアの活動
- ・付与されたポイントが一定以上貯まったら奨励金、寄附、シルバー元気応援券のいずれかと交換できます。
- ・ただし、シルバー元気応援券は1年度のうちに付与された50ポイントを1度に交換する場合のみ選択できます。
- ・介護ボランティア制度登録者数 5,346人

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程				
平成25年度	介護ボランティア制度登録者5,800人	取組内容	介護ボランティア制度の市民への周知			
		工程	→			
平成26年度	介護ボランティア制度登録者8,000人	取組内容	①介護ボランティア制度の市民への周知 ②介護ボランティア制度が利用しやすいよう見直し			
		工程	①	→		
平成27年度	介護ボランティア制度登録者9,200人	取組内容	①見直しを行った介護ボランティア制度の施行 ②介護ボランティア制度の市民への周知			
		工程	①	→		
平成28年度	介護ボランティア制度登録者10,400人	取組内容	介護ボランティア制度の市民への周知			
		工程	→			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

ボランティア参加意識を育み、地域におけるボランティア活動を推進することで、高齢者の社会参加が増加します。

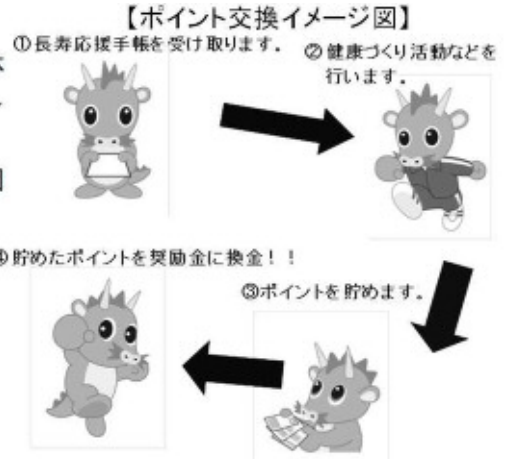
13-3 シルバーポイント事業（長寿応援制度）の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

高齢者の生きがい、健康づくり、介護予防活動の推進を図るため、平成28年度までに、さいたま市長寿応援制度登録者を30,000人に増やします。

【現状(平成25年10月末時点)】

- ・さいたま市内に住所のある65歳以上の方が、この制度の登録団体で健康づくり等の活動を行った時にポイントがもらえ、ポイントが一定以上貯まったら、奨励金に交換できる制度です。
- ・対象となる活動は、長寿応援制度に申請して指定を受けた登録団体が行う活動です。
 - 健康づくり活動
(ラジオ体操、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、ダンス等)
 - 趣味活動(囲碁・将棋、演劇、合唱、手芸、工芸、芸術の創作等)
 - その他(高齢者サロン、会食サービス)
- ・さいたま市長寿応援制度登録者 16,251人



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	長寿応援制度登録者 18,400人	取組内容	長寿応援制度の市民への周知			
		工程	—————▶			
平成26年度	長寿応援制度登録者 23,400人	取組内容	①長寿応援制度の市民への周知 ②長寿応援制度を利用がしやすいよう見直し			
		工程	①	—————▶		
平成27年度	長寿応援制度登録者 26,700人	取組内容	①見直しをした長寿応援制度の施行 ②長寿応援制度の市民への周知			
		工程	①	—————▶		
平成28年度	長寿応援制度登録者 30,000人	取組内容	長寿応援制度の市民への周知			
		工程	—————▶			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

同じ趣味を持った高齢者同士が集まり活動することにより、孤独感の解消や地域社会への参加が期待され、高齢者が地域で活動的でいきいきとした生活を送ることができます。
 [健康づくり等の活動 平成25年度延べ145,000ポイント(見込み) →累計延べ800,000ポイント]

担当 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 電話:048-829-1259

3 高齢者のしあわせ倍增

◎ 社会経験豊かな方々の活躍の場を創るシニアユニバーシティ、シルバー人材センター、シニアバンクの連携強化

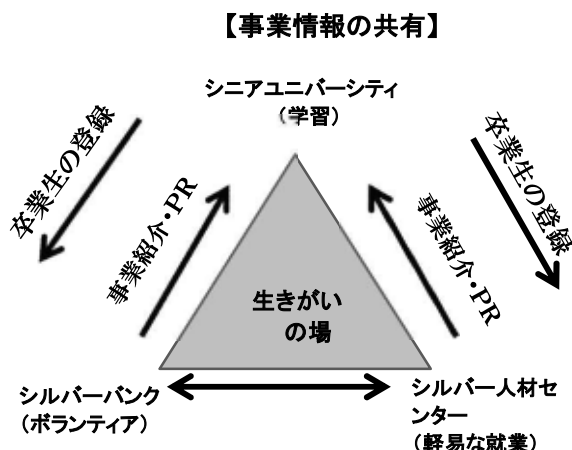
1 4 シニアの社会参加を促進する事業の連携強化

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

社会経験豊かな方々が生涯にわたって社会参加できる機会を確保するため、平成28年度までに、シニアユニバーシティからのシルバーバンク及びシルバー人材センターへの登録者累計を210人増やします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・シニアユニバーシティ学生 591人
- ・シニアユニバーシティ大学院生 547人
- ・シニアユニバーシティ校友会
(卒業生有志による組織) 2,938人
- ・シルバーバンク登録者数 714人
- ・シルバー人材センター会員数 4,953人



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程	
平成25年度	シニアユニバーシティ学生、大学院学生の、シルバーバンクへの登録30人	取組内容	①シルバーバンクがシニアユニバーシティの学生に対して事業をPR ②シルバー人材センターがシニアユニバーシティの学生に対して事業をPRするための企画・調整
		工程	①企画・実施 → ②企画・調整 →
平成26年度	シニアユニバーシティ学生、大学院学生の、シルバーバンクもしくはシルバー人材センターへの登録50人	取組内容	①シルバーバンクがシニアユニバーシティの学生に対して事業をPR ②シルバー人材センターがシニアユニバーシティの学生に対して事業をPR
		工程	①② 企画・実施 →
平成27年度	シニアユニバーシティ学生、大学院学生の、シルバーバンクもしくはシルバー人材センターへの登録50人	取組内容	①シルバーバンクがシニアユニバーシティの学生に対して事業をPR ②シルバー人材センターがシニアユニバーシティの学生に対して事業をPR ③平成28年度にシニアユニバーシティ、シルバーバンク、シルバー人材センターで合同イベント(地域活動をテーマとしたセミナー)として実施するための会議等を開催
		工程	①② → ③会議・企画作成 →
平成28年度	シニアユニバーシティ学生、大学院学生の、シルバーバンクもしくはシルバー人材センターへの登録80人	取組内容	①シルバーバンクがシニアユニバーシティの学生に対して事業をPR ②シルバー人材センターがシニアユニバーシティの学生に対して事業をPR ③シニアユニバーシティ、シルバーバンク、シルバー人材センターで合同イベント(地域活動をテーマとしたセミナー)として実施
		工程	①② → ③実施 →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

より多くの高齢者が、自らの知識や経験に基づく能力を発揮し、多様な活躍の場を選択する機会を得ることができ、意欲的に地域で活動することが可能となります。

4 障害者のしあわせ倍増

- 1 5 さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達推進
- 1 6 屋外での移動が困難な障害者のための外出支援
- 1 7-1 障害者工賃向上プロジェクトの実施
- 1 7-2 ユニバーサル就労の実現
- 1 7-3 障害者の暮らしを支える住まいの整備
- 1 8 必要のある学校への特別支援学級の設置
- 1 9 ユニバーサルスポーツの推進
- 2 0-1 発達障害者・精神障害者支援の拡充
- 2 0-2 精神障害者に対する支援の拡充
- 2 0-3 発達障害者に対する支援の拡充
- 2 0-4 発達障害児支援の拡充

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 障害者雇用事業者や支援施設等の物品を行政が優先的に購入する制度（ハート購入制度）の推進

15 さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために、平成25年度までに方針・調達目標を策定し、障害者就労施設等の受注機会の拡大について全庁的に取り組み、平成28年度までに調達件数を47件にします。

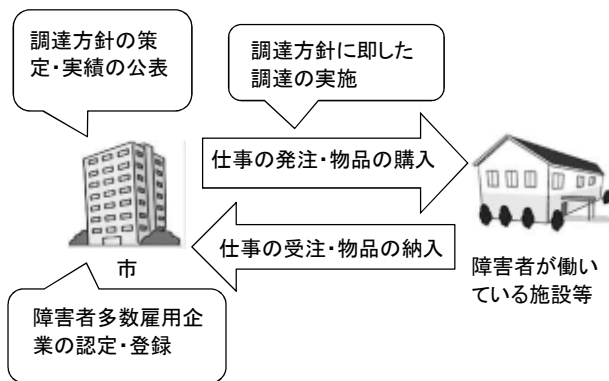
【優先調達推進法における取組】

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- 平成25年4月1日から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の規定に基づき、本市の調達方針・目標について、平成25年度中の策定を予定しています。

(平成24年度調達実績10件)

- 併せて、障害者を多数雇用する企業等の認定・登録基準の作成を進めています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	発注件数13件 (前年度の30%増)	取組内容 ①平成25年度調達方針の策定をし、調達の推進として障害者就労施設等の業務一覧を作成し庁内に周知・啓発 ②障害者を多数雇用する企業等の認定及び登録に関する取扱要綱の作成	① ②
平成26年度	発注件数19件 (前年度の40%増)	取組内容 ①平成26年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録の開始	① ②
平成27年度	発注件数29件 (前年度の50%増)	取組内容 ①平成27年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録	① ②
平成28年度	発注件数47件 (前年度の60%増)	取組内容 ①平成28年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者工賃向上プロジェクトで掲げている就労施設等で就労する障害者の工賃の増額や職業の安定が図られ、地域で自立した生活を送ることにつながります。

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1308

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 障害者の移動支援を行う事業所を20か所増設（4年以内）

16 屋外での移動が困難な障害者のための外出支援

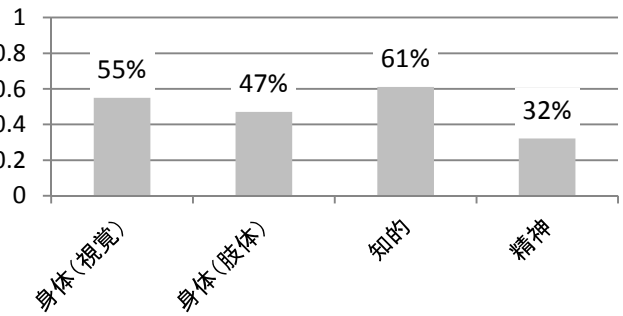
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

屋外での移動が困難な障害者の外出を支援するため、平成28年度末までに、障害者の移動支援を行う事業所を20か所増設します。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・ 移動支援事業所は現在187か所です。
- ・ 平成23年4月1日より「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の制定過程において当事者からの要望が多かった通学・通所まで支援対象を拡大しました。

【出かけるときの付き添いが必要と回答した人の割合】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

さいたま市「障害福祉に関する調査」

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	事業所数5か所の整備	取組内容	居宅介護事業所(注)に移動支援事業への参入の促進		
		工程	—————▶		
平成26年度	事業所数5か所の整備 (累計10か所)	取組内容	居宅介護事業所に移動支援事業への参入を促進		
		工程	—————▶		
平成27年度	事業所数5か所の整備 (累計15か所)	取組内容	居宅介護事業所に移動支援事業への参入を促進		
		工程	—————▶		
平成28年度	事業所数5か所の整備 (累計20か所)	取組内容	居宅介護事業所に移動支援事業への参入を促進		
		工程	—————▶		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

毎年増加する移動支援事業の利用ニーズに対応し、屋外での移動が困難な障害児・者の地域における自立生活や社会参加を促進することができます。

注 居宅介護事業所とは、家事援助や身体介護、通院等介助などのヘルパーを派遣する事業所のこと。

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1309

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 障害者の暮らしを支える労賃倍増プロジェクトの推進

17-1 障害者工賃向上プロジェクトの実施

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者が地域で自立した生活を送れるようにするため、平成28年度末までに、障害者就労施設に就労している障害者の平均工賃月額を20,000円にします。

【現状(平成25年3月末時点)】

- さいたま市内の平成24年度における障害者就労施設における平均月額工賃は15,789円です。



【平成24年度障害者工賃増額モデル事業実施例】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	平均工賃月額 17,000円	取組内容	①障害者工賃増額モデル事業の実施 ②商品開発支援の実施(授産支援アドバイザー制度の見直し) ③販路拡大支援の実施(官公需の促進等)			
		工程	①②	—————→		
平成26年度	平均工賃月額 18,000円	取組内容	①障害者工賃増額モデル事業の実施 ②商品開発支援の実施(授産支援アドバイザー派遣の推進等) ③販路拡大支援の実施(官公需の促進等)			
		工程	①② ③	—————→		
平成27年度	平均工賃月額 19,000円	取組内容	①障害者工賃増額モデル事業の成果の検証・授産製品販路拡大策について検討 ②商品開発支援の実施(授産支援アドバイザー派遣の推進等) ③販路拡大支援の実施(官公需の促進等)			
		工程	①② ③	—————→		
平成28年度	平均工賃月額 20,000円	取組内容	①障害者工賃増額モデル事業の検証結果をもとに、授産製品販路拡大策を実施 ②商品開発支援の実施(授産支援アドバイザー派遣の推進等) ③販路拡大支援の実施(官公需の促進等)			
		工程	①② ③	—————→		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者就労施設に通所する障害者の収入が全体的に底上げされ、グループホーム等での地域で自立した生活ができる障害者が増加します。

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1307

保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター 電話:048-859-7255

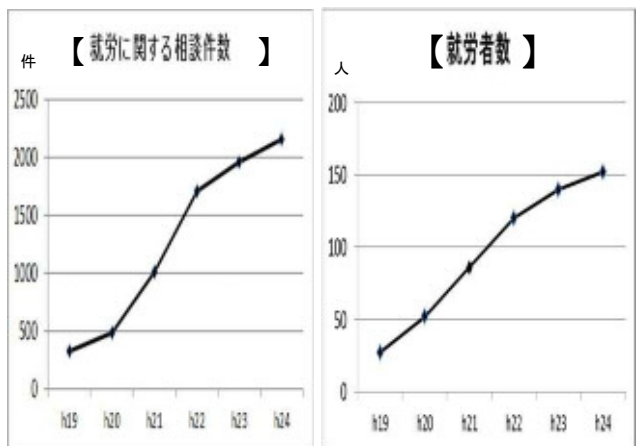
17-2 ユニバーサル就労の実現

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害のある方が地域で安心して自立した生活が送れるようにするため、平成28年度末までに、障害者の一般就労者数を700人にします。

【現状(平成25年4月1日時点)】

・平成25年4月1日の障害者雇用率引き上げ(1.8%→2.0%)に伴い、雇用する側の環境や社会的な認識が高まる中、障害者の就労の準備性も含め、就職する会社等とのマッチングや就職後の就労の継続を目的とした定着支援が重要性を増してきており、今後さらにきめ細やかな相談業務とジョブコーチ支援、離職予防事業等を充実させる必要があります。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程				
平成25年度	障害者の一般就労者数 160人	取組内容	①一般就労を目指す障害者のための相談、職業訓練、各種講座等の実施 ②就職後のジョブコーチ等による定着支援の実施			
		工程	① 就労相談・職業訓練・講座実施・ジョブコーチ派遣等	➔		
平成26年度	障害者の一般就労者数 170人 (累計330人)	取組内容	①一般就労を目指す障害者のための相談、職業訓練、各種講座等の実施 ②就職後のジョブコーチ等による定着支援の実施			
		工程	① 就労相談・職業訓練・講座実施・ジョブコーチ派遣等	➔		
平成27年度	障害者の一般就労者数 180人 (累計510人)	取組内容	①一般就労を目指す障害者のための相談、職業訓練、各種講座等の実施 ②就職後のジョブコーチ等による定着支援の実施			
		工程	① 就労相談・職業訓練・講座実施・ジョブコーチ派遣等	➔		
平成28年度	障害者の一般就労者数 190人 (累計700人)	取組内容	①一般就労を目指す障害者のための相談、職業訓練、各種講座等の実施 ②就職後のジョブコーチ等による定着支援の実施			
		工程	① 就労相談・職業訓練・講座実施・ジョブコーチ派遣等	➔		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害のある方がその障害特性に配慮された職場環境で生きがいと希望をもって働くことができるようになり、安心して自立した生活が送れます。

17-3 障害者の暮らしを支える住まいの整備

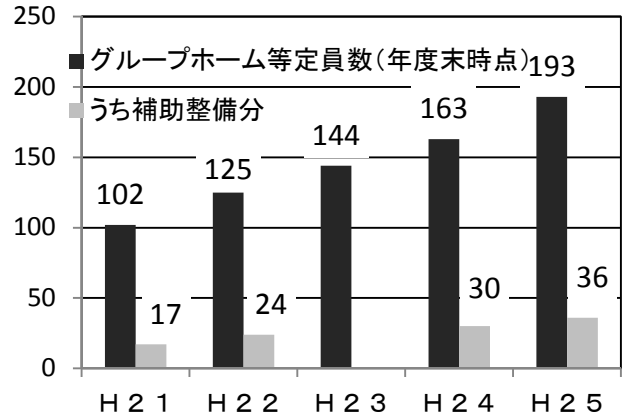
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者の暮らしを支える住まいを確保するため、平成28年度末までに、グループホームを60人分増設します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・「グループホーム」は法律に基づく事業で、市内に47か所(定員195人)あり、そのうち5箇所は、国及び市の補助金を活用し、改修・新築等の施設整備を行っています。
- ・「生活ホーム」は市独自事業で、市内に15か所(定員98人)あります。
- ・上記施設はともに、障害者の社会的自立の促進を目的としており、今後「生活ホーム」から「グループホーム」への移行を推進し、安定した運営基盤を確保していく必要があります。

【グループホーム年度別設置推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	グループホーム6人分増設	取組内容	民間法人が実施するグループホームの施設整備に必要な費用の一部助成
		工程	→
平成26年度	グループホーム6人分増設(累計12人分)	取組内容	①民間法人が実施するグループホームの施設整備に必要な費用の一部助成 ②設置促進策及び生活ホームの移行支援策の検討
		工程	① → ② →
平成27年度	グループホーム24人分増設(累計36人分)	取組内容	①民間法人が実施するグループホームの施設整備に必要な費用の一部助成 ②法定外の施設である生活ホームからグループホームへの移行等の設置促進策の実施
		工程	① → ② →
平成28年度	グループホーム24人分増設(累計60人分)	取組内容	①民間法人が実施するグループホームの施設整備に必要な費用の一部助成 ②法定外の施設である生活ホームからグループホームへの移行等の設置促進策の実施
		工程	① → ② →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者の地域における住まいの場の選択肢が増え、自ら選択したグループホームで自立した生活を送ることができます。

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 特別支援学級を20校増設（4年以内）。最終的には全校配置し、学童クラブでも受け入れを

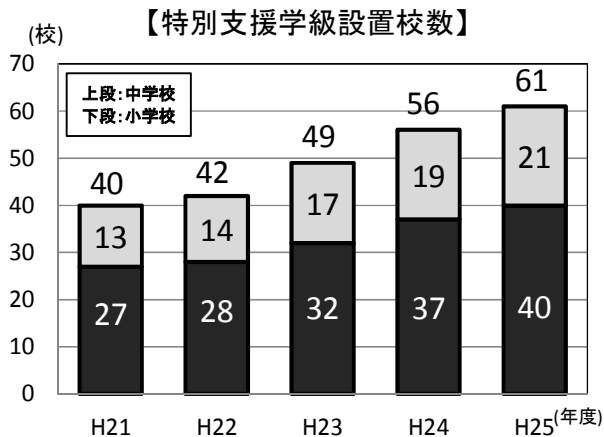
18 必要のある学校への特別支援学級の設置

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害のある人が住み慣れた地域で学ぶために、特別支援学級を最終的には全ての「必要のある学校」に設置することを目指して、平成28年度末までに、64校に特別支援学級を新增設します。（特別支援学級設置率約78%）

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- ・しあわせ倍増プラン2009では、4年間に新たに小・中学校あわせて18校に特別支援学級を設置しました。
- ・平成25年4月に、新たに5校で特別支援学級を開設し、小・中学校あわせて61校となりました。
(特別支援学級設置率38.1%)
- ・障害のある児童の放課後児童クラブへの受け入れは、どのクラブでも可能な体制となっています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	平成26年4月に特別支援学級を4校で開設 (特別支援学級設置率約40%)	取組内容	①特別支援学級の設置 ②新たな特別支援教育推進計画の策定
		工程	① 調査 ② 開設準備 4月開設
平成26年度	平成27年4月に特別支援学級を20校で開設 (特別支援学級設置率約53%)	取組内容	①特別支援学級の設置 ②特別支援教育の免許状を取得する講習(定員50名)の実施 ③特別支援教育の専門性を高めるための研修の実施 ④特別支援教育推進計画の推進
		工程	① 調査 ② ● 開設準備 ③④ 年間を通じて実施 4月開設
平成27年度	平成28年4月に特別支援学級を20校で開設 (特別支援学級設置率約65%)	取組内容	①特別支援学級の設置 ②特別支援教育の免許状を取得する講習(定員50名)の実施 ③特別支援教育の専門性を高めるための研修の実施 ④特別支援教育推進計画の推進
		工程	① 調査 ② ● 開設準備 ③④ 年間を通じて実施 4月開設
平成28年度	平成29年4月に特別支援学級を20校で開設 (特別支援学級設置率約78%)	取組内容	①特別支援学級の設置 ②特別支援教育の免許状を取得する講習(定員50名)の実施 ③特別支援教育の専門性を高めるための研修の実施 ④特別支援教育推進計画の推進
		工程	① 調査 ② ● 開設準備 ③④ 年間を通じて実施 4月開設

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学び、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を受けることができます。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 指導2課 電話:048-829-1667

子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課 電話:048-829-1717

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 障害者も健常者も共に楽しめるユニバーサルスポーツの推進

19 ユニバーサルスポーツの推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者と健常者がスポーツを通じて交流を深め、誰もが共に暮らせる地域社会を実現するため、各種スポーツイベントを開催し、平成28年度の来場者の合計を3,000人以上にします。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- 平成25年3月20日に、パラリンピック三連覇中のブラジルを相手に、ブラインドサッカーの国際親善試合であるノーマライゼーションカップを開催し、450人が来場しました。
- 平成24年9月16日に、ふれあいスポーツ大会2012を開催し、958人が来場しました。

【平成24年度さいたま市ノーマライゼーションカップ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	ふれあいスポーツ大会及びノーマライゼーションカップへの合計来場者数1,500人	取組内容 ①ふれあいスポーツ大会の広報、内容を充実させ開催 ②ノーマライゼーションカップの広報、内容を充実させ開催 ③平成26年度新たに開催する障害者と健常者が共に参加できる(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの内容を検討	工程 ① → ふれあいスポーツ大会 ② → ノーマライゼーションカップ ③ → (仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの内容を検討
平成26年度	ふれあいスポーツ大会及びノーマライゼーションカップ、(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルへの合計来場者数2,500人	取組内容 ①ふれあいスポーツ大会の広報、内容を充実させ開催 ②ノーマライゼーションカップの広報、内容を充実させ開催 ③(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの開催	工程 ① → ふれあいスポーツ大会 ② → ノーマライゼーションカップ ③ → ユニバーサルスポーツフェスティバル
平成27年度	ふれあいスポーツ大会及びノーマライゼーションカップ、(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルへの合計来場者数2,800人	取組内容 ①ふれあいスポーツ大会の広報、内容を充実させ開催 ②ノーマライゼーションカップの広報、内容を充実させ開催 ③(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの広報、内容を充実させ開催	工程 ① → ふれあいスポーツ大会 ② → ノーマライゼーションカップ ③ → ユニバーサルスポーツフェスティバル
平成28年度	ふれあいスポーツ大会及びノーマライゼーションカップ、(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルへの合計来場者数3,000人	取組内容 ①ふれあいスポーツ大会の広報、内容を充実させ開催 ②ノーマライゼーションカップの広報、内容を充実させ開催 ③(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの広報、内容を充実させ開催	工程 ① → ふれあいスポーツ大会 ② → ノーマライゼーションカップ ③ → ユニバーサルスポーツフェスティバル

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者と健常者が共にスポーツを楽しみながら交流することで、お互いに理解を深めることができるとともに、障害者の社会参加が図られます。

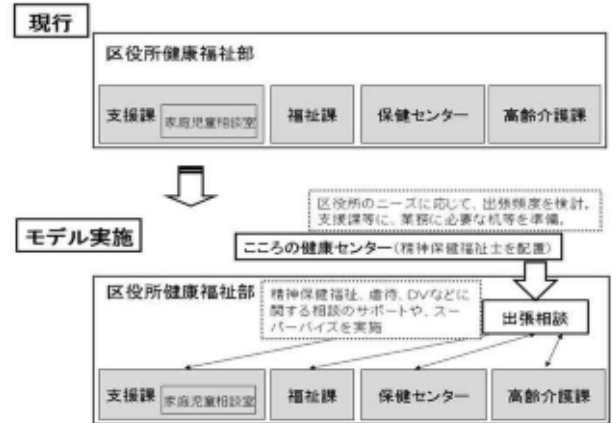
20-1 発達障害者・精神障害者支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

区役所における精神保健福祉に関する相談に対応するため、平成28年度末までに、区役所における精神保健福祉に関する相談や区役所職員への支援を年1,200件、訪問支援を年300件実施します。

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- さいたま市区役所のあり方検討委員会による、「区役所のあり方に関する検討報告書」では、精神保健福祉に関する相談業務を区役所に移行することが提言されており、市民からの相談内容の多様化・複雑化に迅速に対応するため、精神保健福祉士等の専門職の配置について要望があります。
- 人材育成の観点において、専門職のスキルアップの方法を同時に考えていく必要があります。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	平成26年度実施に向けての区役所との協議(年度内に2回開催)	取組内容	平成26年度以降に出張を実施する区について、区役所健康福祉部関係各課と協議
		工程	2回実施(年度内)
平成26年度	4区における、精神保健福祉に関連した相談や、区役所職員への支援(400件)、同行訪問(100件)	取組内容	A~D区(仮)の担当として、精神保健福祉士2名を配置し、概ね4か所の区役所健康福祉部に、週4日間おける市民からの相談、訪問などの精神障害者支援業務と、職員への専門的アドバイスなどの業務を実施(週に1日は、研修のため、こころの健康センターで業務を実施)
		工程	概ね週4日間の区役所出張と、週1日のこころの健康センターでの研修
平成27年度	7区における、精神保健福祉に関連した相談や、区役所職員への支援(800件)、同行訪問(200件)	取組内容	E~G区(仮)の担当として精神保健福祉士2名を配置し、概ね3か所の区役所健康福祉部に、週4日間おける市民からの相談、訪問などの精神障害者支援業務と、職員への専門的アドバイスなどの業務を実施(週に1日は、研修のため、こころの健康センターで業務を実施)
		工程	概ね週4日間の区役所出張と、週1日のこころの健康センターでの研修
平成28年度	10区における、精神保健福祉に関連した相談や、区役所職員への支援(1,200件)、同行訪問(300件)	取組内容	①H~J区(仮)の担当として、精神保健福祉士2名を配置し、概ね3か所の区役所健康福祉部に、週4日間おける市民からの相談、訪問などの精神障害者支援業務と、職員への専門的アドバイスなどの業務を実施(週に1日は、研修のため、こころの健康センターで業務を実施) ②平成26年~28年度の業務量、業務内容の実績を基に、平成29年度以降の体制を検討
		工程	① 概ね週4日間の区役所出張と、週1日のこころの健康センターでの研修 ②平成29年度以降の体制の検討

(3) 達成時の効果(アウトカム)

精神保健福祉士が区役所の業務を支援することで、市民に身近な区役所でより迅速で専門的な相談を受けることができるようになります。

20-2 精神障害者に対する支援の拡充

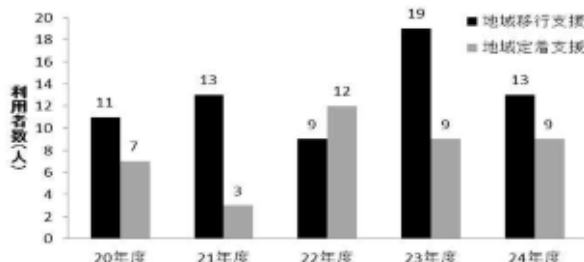
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

精神障害者への更なる支援を行うため、高次脳機能障害に対する相談体制を整備するとともに、平成26年度末までに精神障害者の退院促進支援に関する指針を策定し、平成28年度末までに指針に基づいた退院支援を展開することにより、地域移行する精神障害者を20人とします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・精神科病院に入院中の精神障害者が地域で生活するために必要な調整や住居の確保、退院後に独り暮らしで困った際の相談支援などのサービス(法定サービスである地域移行支援・地域定着支援)利用は少ない状況が続いています。
- ・高次脳機能障害(注1)に関する市の相談体制について、更なる充実が求められています。

地域移行支援・地域定着支援の利用者数



※ 平成23年度以前は、精神障害者退院支援事業によるもの

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	地域移行・地域定着支援連絡会議の設置	取組内容	①精神障害者の退院支援の機関連携の柱として、新たに地域移行・地域定着支援連絡会議を設置し、退院支援体制の構築を行う。 ②精神障害者グループホームの設置促進 ④高次脳機能障害に関する職員研修を実施し、一次相談の実施
		工程	① ● 設置 ② ④ ● 研修
平成26年度	(仮称)精神障害者退院促進支援指針の策定	取組内容	①退院支援を実施するとともに、退院促進支援指針の策定を行う。 ②精神障害者グループホームの設置促進 ③退院へ向けた支援を行うピアサポーター(注2)の配置 ④高次脳機能障害に関する職員研修の実施、一次相談の継続実施
		工程	① ● 策定 ②③ ④ ● 研修 ● 研修
平成27年度	指針に基づく退院支援の実施(地域移行させる目標人数10人)	取組内容	①策定した精神障害者退院促進支援指針に基づき、退院支援を実施 ②③精神障害者グループホームの設置促進・ピアサポーターの活用
		工程	①②③
平成28年度	指針に基づく退院支援の実施(地域移行させる目標人数10人)	取組内容	①策定した精神障害者退院促進支援指針に基づき、退院支援を実施 ②③精神障害者グループホームの設置促進・ピアサポーターの活用
		工程	①②③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

精神科病院に入院していた障害者や高次脳機能障害を持つ方が地域において適切な支援を受けながら、自立した生活を送ることができます。

注1 事故や病気等で脳に損傷を受けた後に、記憶力や注意力の低下等の症状が現れ、日常生活や社会生活に支障がでる障害。症状が外見からわかりにくく、本人に自覚がないことも多い。

注2 同じような立場にある支援者のこと。(本事業においては、精神障害当事者であり、病院からの退院経験を持つ支援者を指す)

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1306
保健福祉局 福祉部 障害者更生相談センター 電話:048-646-3129

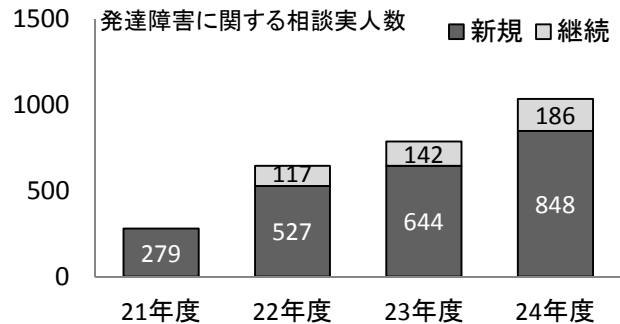
20-3 発達障害者に対する支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

発達障害者への更なる支援を行うため、平成28年度までに成人期の就労に向けた社会参加事業や学生向けキャリア教育及び就労支援プログラムを開始し、2か所以上の大学等教育機関を含めた支援ネットワークを構築します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

・発達障害に関する乳幼児期、学齢期、成人期の相談支援機関は整備されつつありますが、社会参加や就労に向けて特化された体験活動の場はありません。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	発達障害者社会参加事業プランの策定	取組内容	①就労準備支援事業(注1)の試行 ②発達障害者社会参加事業プランの策定
		工程	① 就労準備支援事業の施行 → ● ② プラン策定
平成26年度	就労準備支援事業をもとに社会参加事業の実施	取組内容	就労準備支援事業をもとにした社会参加事業(注2)の開始
		工程	社会参加事業の開始 → ●
平成27年度	学生向けキャリア形成支援事業プランの策定	取組内容	①社会参加事業の継続 ②学生向けキャリア講座の開催と、体験ワークの実施 ③学生向けキャリア形成支援事業プランの策定
		工程	① 社会参加事業の継続 → ● ② 学生向けキャリア講座の開催と、体験ワークの実施 → ● ③ プラン策定
平成28年度	学生向けキャリア形成支援事業の実施 2か所以上の大学等教育機関を含めた支援ネットワークの構築	取組内容	①社会参加事業の継続 ②学生向けキャリア形成支援事業(キャリア教育・就労支援プログラム)の開始 ③大学等教育機関を含めた支援ネットワークを構築
		工程	① 社会参加事業の継続 → ● ② 学生向けキャリア形成支援事業の開始 → ● ③ 支援ネットワークの構築 → ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

ひきこもりや家庭内暴力などの二次障害を併発する発達障害者の数が減少し、より多くの発達障害者が社会に参加し就労できるようになります。

注1 就労準備支援事業とは、個々の障害特性に配慮された場で、就労等を希望する発達障害者が簡単な作業プログラムに取り組む事業のこと。

注2 社会参加事業とは、①長く在宅生活を送る者が安心して参加できる場(居場所)、②就労未経験の者に適応力の向上と就労へのステップを図るプログラム(模擬就労体験)、③就労中の当事者の余暇生活を支えるためのプログラム(余暇活動支援)で構成される発達障害者の自立と社会参加を目的とした事業のこと。

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1306
保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター 電話:048-859-7422

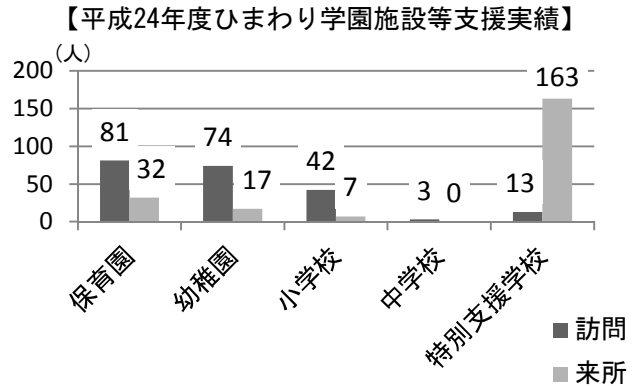
20-4 発達障害児支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

発達障害のある幼児及び児童が地域生活を円滑に送れるようにするため、専門職による施設訪問、関係機関との連携を引き続き行います。また、保護者支援として保護者向け勉強会を平成28年度末までに年間11回実施します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・ 幼稚園、保育園等へ専門職を派遣して、クラス運営や対応方法のアドバイスを実施しています。
- ・ 保健センターへの専門職の派遣、特別支援教育相談センターや学校との連携、関係機関等が実施する講座への協力をしています。
- ・ 育てにくさを感じている低年齢児の保護者に対し、新たなプログラム実施を検討しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・保護者向け勉強会の開催(6回) ・ペアレントトレーニング(1クール11回・8組1グループ)の試行	取組内容	①地域(注1)の人材育成支援のために専門職を派遣、関係機関で実施する講座への専門職の派遣 ②保護者支援の勉強会の対象者を拡大して実施、ペアレントトレーニング(注2)を試行し、実施へ向けて効果、体制を検討
		工程	① ②
平成26年度	・保護者向け勉強会の開催(9回) ・ペアレントトレーニング(1クール11回・8組3グループ)の実施	取組内容	①地域の人材育成支援、関係機関で実施する講座への専門職の派遣 ②専門職の派遣の際に出た質問などをまとめた刊行物等の作成の準備 ③保護者支援の勉強会の開催、ペアレントトレーニングを実施しマニュアルを作成
		工程	① ② ③
平成27年度	・保護者向け勉強会の開催(10回) ・ペアレントトレーニング(1クール11回・8組3グループ)の実施	取組内容	①地域の人材育成支援、関係機関で実施する講座への専門職の派遣 ②専門職の派遣の際に出た質問などをまとめた刊行物等の発行 ③保護者支援の勉強会の開催、ペアレントトレーニングを実施
		工程	① ② ③
平成28年度	・保護者向け勉強会の開催(11回) ・ペアレントトレーニング(1クール11回・8組3グループ)の実施	取組内容	①地域の人材育成支援、関係機関で実施する講座への専門職の派遣 ②保護者支援の勉強会の開催、ペアレントトレーニングを実施
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地域の人材のスキルアップ支援と保護者に対する支援の実施により、発達障害のある幼児及び児童が地域生活を円滑に送れるようになります。

注1 「地域」とは、子どもたちが通常過ごしている施設(保育園、幼稚園、療育施設、小学校、支援学校、保健センター等)を指す。

注2 ペアレントトレーニングとは、発達障害児の子育てに悩む保護者に対し、子どもへの理解を深め、より良い親子関係をつくり、親子ともに安定した育児・家庭生活が送れるように支援していくためのプログラムのこと。

5 日本一の教育都市

- 2 1 - 1 中高一貫教育の拡充
- 2 1 - 2 「国際バカロレア」認定に向けた取組の推進
- 2 2 - 1 給食室の全校整備
- 2 2 - 2 日本一笑顔あふれる給食 ～地元シェフと地場産物による食育の推進～
- 2 3 心のサポート推進事業の強化
- 2 4 学校施設リフレッシュ計画の策定
- 2 5 - 1 チャレンジスクールの拡充
- 2 5 - 2 スクールサポートネットワーク（SSN）の拡充

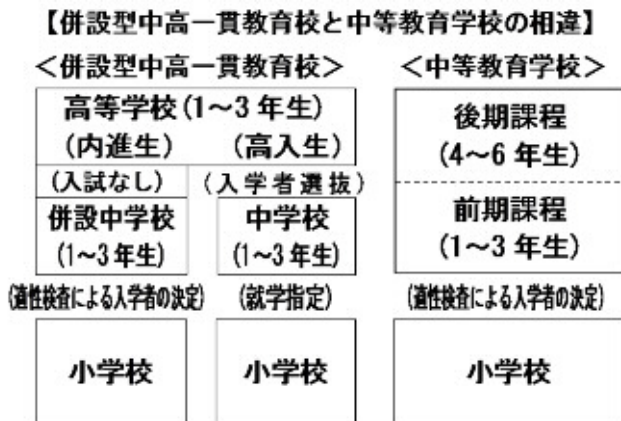
2 1 - 1 中高一貫教育の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

中高一貫教育のさらなる充実を図るため、平成28年度末までに、新たな中高一貫教育校の設置を視野に入れた計画を策定し、実施します。

【現状(平成25年7月12日時点)】

- 平成24年度に策定した「市立高等学校の『特色ある学校づくり』計画」では、本市の中高一貫教育の拡充に向け、新たな中高一貫教育校の設置を含めて、有識者による検討会議を平成25年度に発足させ、意見を聞くこととしています。
- 平成24年度時点で全国に中高一貫教育校は441校あり、うち公立は184校となっています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	基本方針のとりまとめ	取組内容 ①有識者による検討会議を5回程度開催し、意見を聴取して基本方針をとりまとめ ②検討会議委員による県外中高一貫教育校の視察を3回程度実施	工程
平成26年度	基本計画の策定	取組内容 関係課によるワーキンググループを設置し、中高一貫教育の充実を図る基本計画を策定	工程
平成27年度	詳細な計画の策定	取組内容 中高一貫教育を専門に扱うスタッフを配置し、特色ある教育活動や入学者選抜等の実施に向けた詳細な計画を策定	工程
平成28年度	計画の実施	取組内容 ①中高一貫教育校の特色ある教育活動や入学者選抜等の計画を実施 ②中高一貫教育校の施設設備の充実に向けた検討	工程 ① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

国際舞台等、さまざまな場面で活躍できる優秀な人材を本市から輩出することが期待できます。また、さいたま市で子育てをしたいと考える若い世帯を増加させることが期待できます。

2 1 - 2 「国際バカロレア」認定に向けた取組の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

次世代を担うグローバル人材を育てるため、平成28年度末まで、「国際バカロレア」(注)認定に向けた取組を推進します。

〔現状(平成25年7月12日時点)〕

・平成25年7月現在で、国内で国際バカロレアの認定校は24校です。そのうち学校教育法第1条に定める学校は6校(私立5校、国立1校)で、公立の認定校は現在ありません。そのうち、統一試験に合格すれば海外の大学への入学資格が得られるディプロマ・プログラムの認定を受けている学校は5校(すべて私立)となっています。

【国際バカロレア 3つのプログラム】

初等教育プログラム
3歳～12歳

中等教育プログラム
11歳～16歳

ディプロマ・プログラム
16歳～19歳

海外の大学へ

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	国際バカロレア制度の研究及び認定校の視察	取組内容 ①国際バカロレアについて情報収集と研究 ②国際バカロレア認定校の視察	工程 ① → → → → → ② → → → → →
平成26年度	導入計画の策定	取組内容 ①導入計画の策定 ②研究会議の開催 ③国際バカロレア認定校の視察	工程 ① → → → → → ② ● → ● → ● → ● → ● → ● → ● → ● → ● ③ → → → → →
平成27年度	導入に向けた人材育成の開始	取組内容 ①認定校に教職員を派遣しての長期研修(2年) ②研究会議の開催	工程 ① → → → → → ② ● → ● → ● → ● → ● → ● → ● → ● → ●
平成28年度	導入に向けた人材育成	取組内容 ①認定校に教職員を派遣しての長期研修(2年) ②研究会議の開催	工程 ① → → → → → ② ● → ● → ● → ● → ● → ● → ● → ● → ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

常に探究心を持ち、自ら主体的に学び、考え、行動し、自らの言動を振り返り自分を高めることができる生徒を育成することができます。また、海外の有力大学への進学が可能となります。

注 国際バカロレアとは、国際バカロレア機構(本部：ジュネーブ)が認定する学校の卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を与えるとともに、学生の柔軟な知性の育成と、国際理解教育の促進に資することを目的とする教育プログラムのこと。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課 電話：048-829-1671

22-1 給食室の全校整備

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

各学校の特色を生かした給食の実施及びきめ細かな食の指導の充実を図り、児童生徒によりおいしい給食を提供するため、平成26年度末までに、全小・中学校に給食室(単独校調理場)を整備します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- 平成24年度までに市立小・中学校160校中149校に給食室を整備しました。



【岩槻中学校給食室】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	給食室8校整備 (157校/160校)	取組内容	①小・中学校6校の建設工事(平成24~平成25年度継続費)を実施 ②小学校2校の建設工事(平成25年度単年度事業)を実施 ③小・中学校3校の建設工事(平成25~平成26年度継続費)に着手			
		工程				
平成26年度	給食室3校整備 (160校/160校)	取組内容	小・中学校3校の建設工事(平成25年度~平成26年度継続費)を実施			
		工程				
平成27年度		取組内容				
		工程				
平成28年度		取組内容				
		工程				

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地場産物の活用など、各学校がその地域の特色を生かした給食を提供し、子どもへの食育を一層進めることができます。

22-2 日本一笑顔あふれる給食 ～地元シェフと地場産物による食育の推進～

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

学校における食育を推進するため、平成28年度末までに、地元シェフによる学校給食を市立小・中・特別支援学校において80校実施します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・「地元シェフによる学校給食」は、しあわせ倍増プラン2009に位置付けられた事業として、平成21年度から平成24年度までの4年間に46校で実施しました。
- ・市内の一流レストランで活躍しているシェフから、地場産物を活用した学校給食のメニュー提案を受け、実際に調理等にも関わっていただき、児童生徒に提供しました。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

【地元シェフによる学校給食】

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	地元シェフによる学校給食を市立小・中・特別支援学校において20校実施	取組内容	①「地元シェフによる学校給食」実施校へ概要説明を行い、それを基に各校がシェフと日程、献立等を調整の上、給食を実施 ②「地元シェフによる学校給食」実施状況を「さいたま市食育ナビ」に掲載 ③次年度の「地元シェフによる学校給食」の実施希望校を募集し、実施校を決定
		工程	① → ② → ③
平成26年度	地元シェフによる学校給食を市立小・中・特別支援学校において20校実施(累計40校)	取組内容	①「地元シェフによる学校給食」実施校へ概要説明を行い、それを基に各校がシェフと日程、献立等を調整の上、給食を実施 ②「地元シェフによる学校給食」実施状況を「さいたま市食育ナビ」に掲載 ③次年度の「地元シェフによる学校給食」の実施希望校を募集し、実施校を決定
		工程	① → ② → ③
平成27年度	地元シェフによる学校給食を市立小・中・特別支援学校において20校実施(累計60校)	取組内容	①「地元シェフによる学校給食」実施校へ概要説明を行い、それを基に各校がシェフと日程、献立等を調整の上、給食を実施 ②「地元シェフによる学校給食」実施状況を「さいたま市食育ナビ」に掲載 ③次年度の「地元シェフによる学校給食」の実施希望校を募集し、実施校を決定
		工程	① → ② → ③
平成28年度	地元シェフによる学校給食を市立小・中・特別支援学校において20校実施(累計80校)	取組内容	①「地元シェフによる学校給食」実施校へ概要説明を行い、それを基に各校がシェフと日程、献立等を調整の上、給食を実施 ②「地元シェフによる学校給食」実施状況を「さいたま市食育ナビ」に掲載 ③次年度の「地元シェフによる学校給食」の実施希望校を募集し、実施校を決定
		工程	① → ② → ③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

児童生徒の地場産物への理解を深め、残さず食べようとする態度や感謝の気持ちを育むことができます。また、家庭で給食を話題にする機会が増える等、家庭を巻き込んだ食育の推進が期待できます。

2 3 心のサポート推進事業の強化

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

学校、教育委員会、警察、福祉、医療等が連携して課題に取り組む子どもサポートネットワークを構築するなど、心のサポート推進事業を推進することにより、平成28年度に、悩んだり困ったりした時に支えになってくれる人が自分の周りにいると感じる児童生徒（小学校第5学年～中学校第3学年）の割合を80%にします。

〔現状(平成25年6月30日時点)〕

- ・ いじめ防止対策推進法が平成25年9月から施行され、教育相談体制の一層の充実が求められます。
- ・ 悩んだり困ったりしたときに支えになってくれる人が自分の周りにいると感じる児童生徒の割合は、69.8%です。
- ・ 市立全中学校にさわやか相談室を設置し、さわやか相談員(常駐)とスクールカウンセラー(S・注1)(年間40回)を配置しています。
- ・ さわやか相談室や市内5か所の教育相談室の相談件数は、年々増加傾向にあります。
- ・ 中学生で不登校になる生徒の多くに、小学校時何等かの兆候が見られるという国の調査結果があります。
- ・ 不登校の解決に向けて、さわやか相談員と担任等の協力による積極的な対応を望む市民の声があります。

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもサポートネットワーク代表者会の設置 ・ 中学校教員480人を自殺予防のゲートキーパー(注2)として養成 	取組内容 ①学校、警察、医療等による子どもサポートネットワーク代表者会の設置 ②子どもサポートネットワーク連絡会及びいじめ防止対策推進委員会の設置準備 ③教員向けゲートキーパー研修会の実施	工程
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもサポート連絡会及びいじめ防止対策推進委員会の設置 ・ 子どもサポートネットワークを活用した支援 ・ 中学校教員960人をゲートキーパーとして養成 	取組内容 ①子どもサポートチーム連絡会及びいじめ防止対策推進委員会の開催 ②危機対応専門の職員をリーダーとする、子どもサポートネットワークを活用した、ソーシャルワーカー(SW・注3)、S・C、さわやか相談員等による支援の実施 <small>※危機対応常勤職員2人及び常勤SW2人配置、小・高等・特別支援学校にS・C58人配置(配置完了)、小学校専任さわやか相談員12人増員</small>	工程
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)美園教育相談室開設 ・ 中学校教員350人をゲートキーパーとして養成(中学校全教員養成完了) ・ 小学校教員610人をゲートキーパーとして養成 	取組内容 ①(仮称)美園教育相談室開設による利便性の向上と支援の充実 ②子どもサポートネットワークを活用した支援の充実 <small>※SW2人増員、小学校専任さわやか相談員12人増員</small>	工程
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもサポートネットワークの充実 ・ 小学校教員960人をゲートキーパーとして養成 ・ 支えとなる人がいると感じる児童生徒が80% 	取組内容 子どもサポートネットワークを活用した支援の充実 <small>※SW2人増員(配置完了予定)、小学校専任さわやか相談員12人増員</small>	工程

(3) 達成時の効果(アウトカム)

児童生徒が困った時に自ら支援を求められるようにし、いじめ問題や不登校など児童生徒の心の危機を早期発見することで、そのケースに応じた最も適切な対応策を講じて早期解決を図ることができます。

注1 スクールカウンセラー(S・C)とは、臨床心理士等の資格を有し「心の専門家」としてカウンセリング等を行う人材のこと。

注2 自殺予防のゲートキーパーとは、サインに気付き、自殺を防ぐために適切なかわりをする人のこと。

注3 ソーシャルワーカー(SW)とは、精神保健福祉士の資格を有し児童生徒の置かれた様々な環境に働きかける人材のこと。

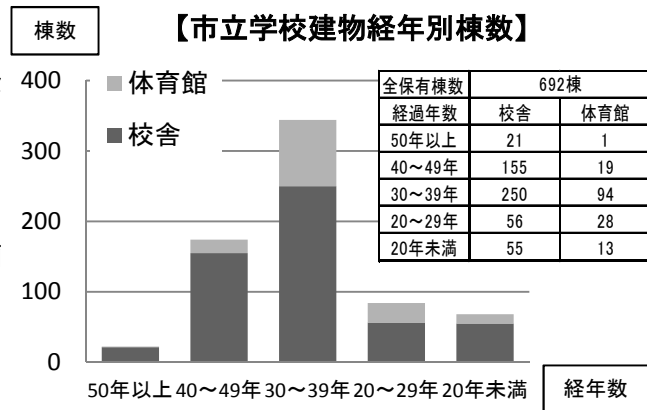
2 4 学校施設リフレッシュ計画の策定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

学校施設の大規模改修及び改築などの老朽化対策及びトイレの洋式化等を総合的、計画的に実施するため、平成26年度に学校施設リフレッシュ計画を策定し、トイレの洋式化については、平成28年度末までに、洋式化率50%を達成します。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・ 小・中・高等・特別支援学校の校舎及び体育館、全692棟のうち、建築後30年以上経過している建物は540棟で全体の約80%を占めています。
- ・ 校舎等の構造体の耐震補強工事を最優先課題として位置づけ進めてきました。今後は老朽改修等を計画的に推進します。
- ・ 小中学校のトイレの洋式化率は34.5%です。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・ 学校施設リフレッシュ計画の作成 ・ 小中学校のトイレの便器洋式化率36%を達成	取組内容	①「学校施設リフレッシュ計画」の素案作成 ②小中学校トイレの便器洋式化に向け、大規模改修工事又は特別修繕を実施
		工程	① 作成 ② 工事、修繕
平成26年度	・ 学校施設リフレッシュ計画の策定 ・ 小中学校のトイレの便器洋式化率40%を達成	取組内容	①「学校施設リフレッシュ計画」の策定、公表 ②小中学校トイレの便器洋式化に向け、大規模改修工事又は特別修繕を実施
		工程	① 策定・公表 ② 工事、修繕
平成27年度	・ 学校施設リフレッシュ計画に基づき、大規模改修に向けた設計を実施 ・ 小中学校のトイレの便器洋式化率45%を達成	取組内容	①学校施設リフレッシュ計画に基づき、校舎、体育館等の大規模改修に向けた設計を実施 ②小中学校トイレの便器洋式化に向け、大規模改修工事又は特別修繕を実施
		工程	① 設計 ② 工事、修繕
平成28年度	・ 学校施設リフレッシュ計画に基づき、大規模改修を実施 ・ 小中学校のトイレの便器洋式化率50%を達成	取組内容	①学校施設リフレッシュ計画に基づき、10校を目途に校舎、体育館等の大規模改修を実施 ②小中学校トイレの便器洋式化に向け、大規模改修工事又は特別修繕を実施
		工程	① 工事 ② 工事、修繕

(3) 達成時の効果(アウトカム)

計画的に適切な大規模改修や修繕を行うことが可能となり、安全・安心な学習環境を確保することができます。

25-1 チャレンジスクールの拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育つよう、子どもたちの実態を踏まえたチャレンジスクールを放課後や土曜日等を実施し、平成28年度末までに、参加する子どもの数を延べ195,000人に増やします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・放課後等に児童が安全・安心に活動できる場として、放課後チャレンジスクールを、土曜日等に児童生徒が自主的な学習に取り組む場として、土曜チャレンジスクールを、すべての市立小・中・高等学校（放課後は小学校のみ）で実施しました。
- ・平成24年度は、放課後・土曜チャレンジスクールに延べ150,620人の子どもたちが参加しました。



【チャレンジスクールでの活動の様子】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	チャレンジスクール参加者数延べ165,000人	取組内容	①すべての市立小・中学校における計画的なチャレンジスクールの実施 ②代表者によるさいたまチャレンジスクール運営会議における充実策の協議 ③スタッフ研修会の実施によるスキルの向上（事例集の作成・活用）			
		工程	① ② ●運営会議の開催 ③	●運営会議の開催 ●研修会の実施	●運営会議の開催 ●研修会の実施	●運営会議の開催 ●研修会の実施
平成26年度	チャレンジスクール参加者数延べ175,000人	取組内容	①すべての市立小・中学校における計画的なチャレンジスクールの実施 ②代表者によるさいたまチャレンジスクール運営会議における充実策の協議 ③スタッフ研修会の実施によるスキルの向上（事例集の作成・活用）			
		工程	① ② ●運営会議の開催 ③	●運営会議の開催 ●研修会の実施	●運営会議の開催 ●研修会の実施	●運営会議の開催 ●研修会の実施
平成27年度	チャレンジスクール参加者数延べ185,000人	取組内容	①すべての市立小・中学校における計画的なチャレンジスクールの実施 ②代表者によるさいたまチャレンジスクール運営会議における充実策の協議 ③スタッフ研修会の実施によるスキルの向上（事例集の作成・活用）			
		工程	① ② ●運営会議の開催 ③	●運営会議の開催 ●研修会の実施	●運営会議の開催 ●研修会の実施	●運営会議の開催 ●研修会の実施
平成28年度	チャレンジスクール参加者数延べ195,000人	取組内容	①すべての市立小・中学校における計画的なチャレンジスクールの実施 ②代表者によるさいたまチャレンジスクール運営会議における充実策の協議 ③スタッフ研修会の実施によるスキルの向上（事例集の作成・活用）			
		工程	① ② ●運営会議の開催 ③	●運営会議の開催 ●研修会の実施	●運営会議の開催 ●研修会の実施	●運営会議の開催 ●研修会の実施

(3) 達成時の効果(アウトカム)

学校・家庭・地域・行政の連携による教育の一層の推進が図られるとともに、子どもたちの社会性や創造性、学習意欲等の向上が期待できます。

25-2 スクールサポートネットワーク（SSN）の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

学校や地域の特性を生かした取組の充実を図り、学校・家庭・地域・行政の連携による教育を一層推進するため、平成28年度末までに、学校を支援するボランティア数を2,000人増やします。

〔現状(平成25年3月31日時点)〕

- ・平成24年度内に、すべての市立小・中・特別支援学校に学校地域連携コーディネーター（注1）を配置するとともに、スクールサポートネットワーク（SSN）（注2）を構築しました。
- ・平成24年度は、小・中・特別支援学校において、22,104人の学校支援ボランティアにご協力いただきました。



【SSN協議会での意見交換】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	学校支援ボランティア数 22,600人	取組内容	①SSNの中心的な役割を担う学校地域連携コーディネーターに対する研修会等の実施による情報の共有及び活用の促進 ②各学校のSSN協議会（注3）において、地域ぐるみで子どもを育てる活動を協議及び実情に応じた取組の実施		
		工程	① ●研修会等	●研修会等	●研修会等
平成26年度	学校支援ボランティア数 23,100人	取組内容	①SSNの中心的な役割を担う学校地域連携コーディネーターに対する研修会等の実施による情報の共有及び活用の促進 ②各学校のSSN協議会（注3）において、地域ぐるみで子どもを育てる活動を協議及び実情に応じた取組の実施		
		工程	① ●研修会等	●研修会等	●研修会等
平成27年度	学校支援ボランティア数 23,600人	取組内容	①SSNの中心的な役割を担う学校地域連携コーディネーターに対する研修会等の実施による情報の共有及び活用の促進 ②各学校のSSN協議会（注3）において、地域ぐるみで子どもを育てる活動を協議及び実情に応じた取組の実施		
		工程	① ●研修会等	●研修会等	●研修会等
平成28年度	学校支援ボランティア数 24,100人	取組内容	①SSNの中心的な役割を担う学校地域連携コーディネーターに対する研修会等の実施による情報の共有及び活用の促進 ②各学校のSSN協議会（注3）において、地域ぐるみで子どもを育てる活動を協議及び実情に応じた取組の実施		
		工程	① ●研修会等	●研修会等	●研修

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地域住民等の経験や知識・技能が生かされ、学校・家庭・地域・行政の連携による教育の推進と、地域コミュニティの形成が図られます。

注1 学校地域連携コーディネーターとは、学校を支援する地域ボランティア団体などと、学校との連絡・調整を担う職員のこと。

注2 スクールサポートネットワーク(SSN)とは、学校を支援するボランティアのネットワークのこと。

注3 SSN協議会とは、SSN内に設置され、地域諸団体等が、地域ぐるみで子どもを育てる方策等について協議する場のこと。

6 健康・医療・福祉

(1) 健康

- 26-1 地域活動団体と協働した生活習慣病予防の推進
- 26-2 特定健診受診率を60%に向上
- 27 健康マイレージ制度の創設
- 28-1～10 各区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(2) 医療

- 29 社会保険大宮総合病院の移転存続
- 30 小児・周産期医療の拡充
- 31 市立病院の施設整備事業の推進と救命救急センターの設置
- 32 さいたま市がん対策基本計画の策定、がん対策の強化
- 33 がん検診事業

(3) 福祉

- 34 (仮称)生活保護適正化対策本部の設置
- 35-1 生活困窮者自立支援事業
- 35-2 ホットラインの設置
- 36 DV防止対策と被害者支援の拡充

26-1 地域活動団体と協働した生活習慣病予防の推進

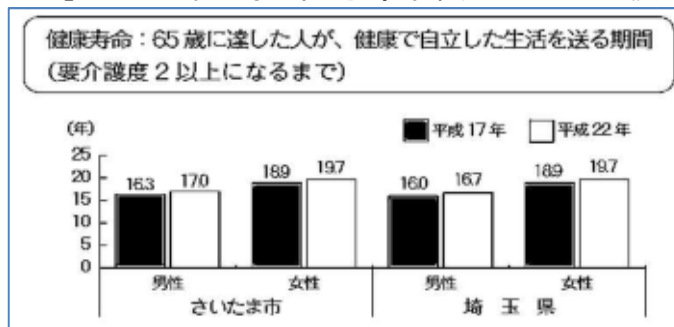
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

メタボリックシンドローム等の生活習慣病を予防するため、平成28年度までに、健康状態を可視化できる機器の活用等により、地域活動団体や市民が継続的に健康づくりに取り組めるシステムを構築します。

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- ・しあわせ倍増プラン2009では、健康寿命(注)の延伸という目標を掲げ、各区で健康づくりを継続して行う「いきいき健康づくりグループ」の立ち上げを行いました。
- ・食生活改善推進員等と協働した食と運動に関する「健康倍増ガイドブック」の作成を行い、情報公開コーナー等で配布しています。

【さいたま市・埼玉県の健康寿命(H17とH22の比較)】



出典：埼玉県衛生研究所算

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	システムの検討・素案作成	取組内容 地域活動団体や市民が継続的に健康づくり活動に取り組めるシステム(体組成計の活用等)の検討・素案作成	工程 →
平成26年度	モデル事業の実施・効果検証	取組内容 区(1区)でのモデル事業の実施・効果検証	工程 実施 → 効果検証 →
平成27年度	全区での事業実施	取組内容 全区での事業導入	工程 →
平成28年度	全区での効果検証と事業の改善・実施 20~60歳代男性の肥満者の割合 24.1% (平成28年度目標 20%以下) 40~60歳代女性の肥満者の割合 15.2% (平成28年度目標 14%以下)	取組内容 ①全区での効果検証 ②事業の改善・実施	工程 ① → ② →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病の予防や生活習慣の改善のためにバランスのとれた食事や運動、体重計測を実施している人の割合が増え、健康寿命を延ばすことができます。

注 健康寿命とは、本市では、65歳に達した人が、健康で自立した生活を送る期間(要介護2以上になるまで)(65歳健康寿命)と定義している。

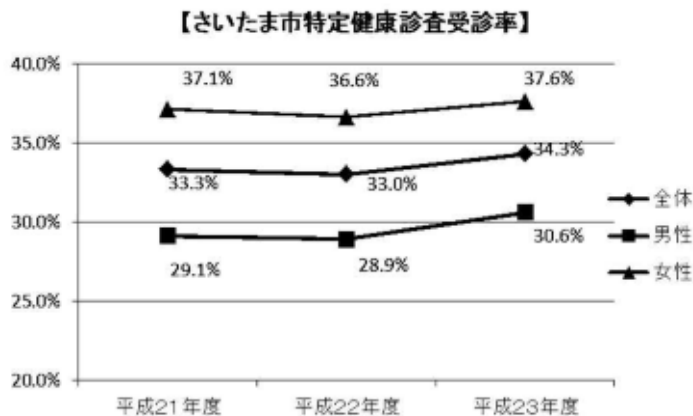
26-2 特定健診受診率を60%に向上

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防と医療費適正化を図り、市民の健康と長寿を確保するため、平成28年度までに、特定健診を受診率を60%にします。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・平成23年度のさいたま市特定健康診査受診率は、34.3%であり、前年度比較で1.3%上昇しました。
- ・40歳代、50歳代の比較的若い世代の受診率が低い状況でした。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程	
平成25年度	特定健康診査受診率39%	取組内容	①未受診者勧奨(電話勧奨・文書勧奨)の実施 ②受診率向上啓発活動の実施(市内イベント参加)
		工程	① → → → → → ② → → → → →
平成26年度	特定健康診査受診率48%	取組内容	①未受診者勧奨の実施 ②受診率向上啓発活動の実施(市内イベント参加) ③受診率向上対策(プレゼントキャンペーン)の実施
		工程	① → → → → → ②③ → → → → →
平成27年度	特定健康診査受診率54%	取組内容	①未受診者勧奨の実施 ②受診率向上啓発活動の実施(市内イベント参加) ③受診率向上対策(キャンペーンver2)の実施 ④平成26年度実施状況について関係者意見聴取による評価及び見直し
		工程	① → → → → → ②③ → → → → → ④ 評価 → → → → → 見直し → → → → →
平成28年度	特定健康診査受診率60%	取組内容	①未受診者勧奨の実施 ②受診率向上啓発活動の実施(市内イベント参加) ③受診率向上対策(キャンペーンver3) ④平成27年度実施状況について関係者意見聴取による評価及び見直し
		工程	① → → → → → ②③ → → → → → ④ 評価 → → → → → 見直し → → → → →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病の発症や重症化を予防することで健康的な生活を維持することができ、さらに医療費の負担も減らすことができます。

27 健康マイレージ制度の創設

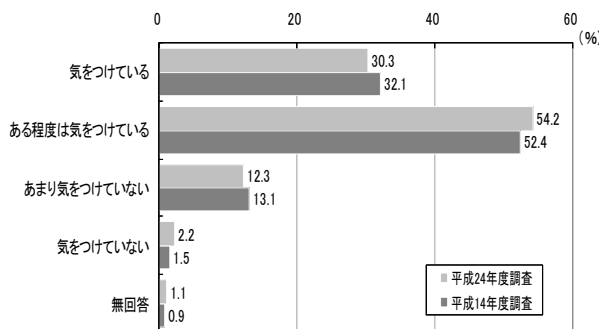
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

継続的に健康づくりに取り組む市民を増やすため、平成27年度までに、各区ウォーキングイベント等の参加者が特典を受けられる健康マイレージ制度を創設し、平成28年4月から実施します。

【現状(平成25年4月1日時点)】

・本市の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に策定した「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」では、本市の現状として、健康に関する知識の獲得、意識の高揚は進んだが、健康づくりの実践まで至っていない状況にあり、楽しみながら健康づくりに取り組み、継続できる環境や仕組みが必要です。

【健康に気をつけているか】



出典：さいたま市健康についての調査結果報告書(平成24年)

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	先行自治体の調査	取組内容	健康マイレージ制度を実施している先行自治体から制度の概要、効果や課題を収集、整理			
		工程	➡			
平成26年度	シルバーポイント制度等との調整、制度設計	取組内容	①本市の現行制度等との調整 ②制度設計・各区ウォーキング事業との調整			
		工程	① ➡ ② ➡			
平成27年度	・制度設計 ・協力企業・団体等との協議	取組内容	①制度設計・各区ウォーキング事業との調整 ②協力企業・団体等との協議			
		工程	① ➡ ② ➡			
平成28年度	全市域での実施	取組内容	全市域での実施			
		工程	➡			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

健康に気をつけている人や健康づくりに取り組む人を増やすことができます。
 1日1時間以上歩く人の割合：男性34%(平成24年度)⇒44%(平成34年度)
 女性29%(平成24年度)⇒38%(平成34年度)

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-1 西区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

自然や歴史、文化を楽しみながら、健康づくり、仲間づくり、地域づくりに役立てるため、平成25年度末までに、ウォーキング・ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月17日時点)】

- ・西区には自然満喫ルート、ふれあい散歩道(水のある道、緑のある道、花のある道)の4つのウォーキングコースがあります。
- ・スマートウェルネスシティ構想(注)のモデル事業として、区役所を拠点にしたウォーキングコースの設定、ウォーキング手帳の作成、ウォーキング教室の開催を予定しています。



【既存ウォーキングコースマップ】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	ウォーキングコース、ジョギングコースの設定	取組内容	①区役所を拠点にしたウォーキングコースの設定・マップ作成 ②区内ジョギングコースの設定・PR		
		工程			① → ② →
平成26年度	・ウォーキングイベント参加者数 600人 ・ウォーキング講習会参加者数 30人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(駅からハイキング・ウォークラリー) ②ウォーキング講習会の開催 ③ウォーキングコース・ジョギングコースのPR		
		工程	③ →	① ●	② ● ① ●
平成27年度	・ウォーキングイベント参加者数 600人 ・ウォーキング講習会参加者数 30人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(駅からハイキング・ウォークラリー) ②ウォーキング講習会の開催 ③ウォーキングコース・ジョギングコースのPR		
		工程	③ →	① ●	② ● ① ●
平成28年度	・ウォーキングイベント参加者数 600人 ・ウォーキング講習会参加者数 30人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(駅からハイキング・ウォークラリー) ②ウォーキング講習会の開催 ③ウォーキングコース・ジョギングコースのPR		
		工程	③ →	① ●	② ● ① ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

注 スマートウェルネスシティ構想とは、「歩く」を基本とする「健幸」な「まち」を実現するために、健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会を創る構想のこと。

担当 西区役所 区民生活部 コミュニティ課 電話:048-620-2620

西区役所 健康福祉部 保健センター 電話:048-620-2700

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-2 北区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

区民の皆さんの「歩く」「走る」を応援するため、平成25年度末までに、ウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

[現状(平成25年7月19日時点)]

- ・第5期北区区民会議から6コースのウォーキングコースの設定について提言されています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

【ウォーキングコースの例(東Aコース)】

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	・ウォーキングコース設定及びイベント開催50人 ・ジョギングコースの設定	取組内容	①ウォーキングコースマップの作成、コースの普及に向けたウォーキングイベントの開催 ②ジョギングコースの設定			
		工程	①● ② → 10/31完成予定 ジョギングコースの設定			
平成26年度	ウォーキングイベントの参加者50人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催 ②ウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② → ①● 3月下旬予定			
平成27年度	ウォーキングイベントの参加者50人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催 ②ウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② → ①● 3月下旬予定			
平成28年度	ウォーキングイベントの参加者50人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催 ②ウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② → ①● 3月下旬予定			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-3 大宮区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

区民の一体感の醸成と大宮区のイメージアップを図るとともに、区民の健康づくりに役立てていただくため、平成25年度末までに、地域資源散策マップを作成するとともに、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・大宮区内には、大宮二十景に代表される氷川神社や参道、鉄道、合併記念見沼公園などの歴史・文化・自然に関する地域資源が多く存在しています。
- ・区民会議より、大宮区内のまちあるき・体験ツアーのためのマップ作成について提言がありました。
- ・区内には、大宮公園をはじめとする緑地空間が多く、安全にジョギングなどを楽しむことができます。



【武蔵一宮 氷川神社】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・(仮称)地域資源散策マップの作成・配布 ・ジョギングコースの設定及びPR	取組内容	①観光ボランティアガイド会など、地域資源を熟知する団体等との協働により、4か所の散策コースを設定した散策マップを2,000部作成 ②区内の緑地空間を安全にジョギングするためのコースの設定及びPR
		工程	① ②
平成26年度	(仮称)地域資源散策マップのコースを散策するイベント参加者50人	取組内容	①地域資源散策マップを区内外にPRし、区内のコースを散策するツアーを開催 ②ジョギングコースのPR
		工程	① ● ②
平成27年度	(仮称)地域資源散策マップのコースを散策するイベント参加者50人	取組内容	①地域資源散策マップを区内外にPRし、区内のコースを散策するツアーを開催 ②ジョギングコースのPR
		工程	① ● ②
平成28年度	(仮称)地域資源散策マップのコースを散策するイベント参加者50人	取組内容	①地域資源散策マップを区内外にPRし、区内のコースを散策するツアーを開催 ②ジョギングコースのPR
		工程	① ● ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-4 見沼区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康増進のきっかけの創出と、区内の見どころをPRするため、平成25年度末までに、ウォーキングコース・ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

〔現状(平成25年7月16日時点)〕

- ・市役所若手職員を中心とした政策課題研修グループによる、区役所周辺活性化ウォーキング事業の提案がありました。
- ・見沼区区民会議から、7つのウォーキングコース提案がありました。



【区内ウォーキングの様子】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング・ジョギングコースの設定 ・見沼区ガイドブックの発行 	取組内容	①区役所を中心としたウォーキングコース・ジョギングコースの設定 ②第5期区民会議から提言された7つのウォーキングコースの設定 ③上記①②を掲載したガイドブックの発行、PR			
		工程	①、② → ③ →			
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「てくてく見沼」参加者アンケート満足度70%以上 ・見沼区健康カレッジ参加者75人 	取組内容	①設定したコースを取り入れた「てくてく見沼」の開催 ②見沼区健康カレッジ(参加者75人)でコースの周知と見沼区健康カレッジ同窓会でコースの活用 ③ウォーキング団体や各種ウォーキング教室等の参加者へのコースのPR			
		工程	① ● ② →			
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「てくてく見沼」参加者アンケート満足度75%以上 ・見沼区健康カレッジ参加者75人 	取組内容	①設定したコースを取り入れた「てくてく見沼」の開催 ②見沼区健康カレッジ(参加者75人)でコースの周知と見沼区健康カレッジ同窓会でコースの活用 ③ウォーキング団体や各種ウォーキング教室等の参加者へのコースのPR			
		工程	① ● ② →			
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「てくてく見沼」参加者アンケート満足度80% ・見沼区健康カレッジ参加者75人 	取組内容	①設定したコースを取り入れた「てくてく見沼」の開催 ②見沼区健康カレッジ(参加者75人)でコースの周知と見沼区健康カレッジ同窓会でコースの活用 ③ウォーキング団体や各種ウォーキング教室等の参加者へのコースのPR			
		工程	① ● ② →			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

担当 見沼区役所 区民生活部 コミュニティ課 電話:048-681-6020
見沼区役所 健康福祉部 保健センター 電話:048-681-6100

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-5 中央区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

区民の健康増進と区内の魅力再発見に役立てるため、平成25年度末までに、ウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月16日時点)】

・区民会議より中央区を知ってもらうためにマップの作成についての提案を受け、中央区コミュニティ協議会で平成17年度に3コースを設定しました。

- ①ふるさと歴史ロード(3km)
- ②与野はあもにいロード(5km)
- ③与野パークロード(7km)



【ふるさと 散歩マップ】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	ウォーキングコース、ジョギングコースの設定	取組内容	①既存コースの道路状況や周辺環境等の調査を行い、各コースの特性に合わせた修正を実施 ②中央区コミュニティ協議会(構成団体)との意見調整			
		工程		① →	② →	● コース設定
平成26年度	ウォーキングマップの作成 散策会参加者150人	取組内容	①ウォーキングマップの作成(3,000部) ②ウォーキングコースの周知(1,000部配布) ③散策会の開催(参加予定150人)			
		工程	① →	② →	③ ●	
平成27年度	散策会参加者150人	取組内容	①ウォーキングコースの周知 ②散策会等の開催(参加予定150人)			
		工程	① →		② ●	
平成28年度	散策会参加者150人	取組内容	①ウォーキングコースの周知 ②散策会等の開催(参加予定150人)			
		工程	① →		② ●	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-6 桜区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康増進と地域への愛着を持っていただくため、平成25年度末までに、ウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

〔現状(平成25年7月12日時点)〕

- ・桜区には「さくらふれあいロード」、「桜コース」、「鴻沼コース」、「鴨川周回コース」、「さくらと緑のみち」、「いにしえを偲ぶみち」、「自然満喫コース」、「旧入間川コース」、「いにしえコース」の9つのウォーキングコースがあります。なお「さくらふれあいロード」はジョギングコースとしても御利用いただいています。
- ・コースを示した「桜区ガイドマップ」や「桜区再発見ガイドブック ウォーキングで桜区めぐり」(右図)を作成・配布しています。
- ・平成24年11月より「のびのびウォーキング」を実施しています。
- ・平成25年7月7日に「桜区再発見ウォーキングフェスタ」を開催しました。



【ウォーキングガイドブック】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	ウォーキングコース、ジョギングコースの設定	取組内容	①ウォーキングコース・ジョギングコースの設定 ②さくらふれあいロードを利用した「のびのびウォーキング」や桜区区制施行10周年記念事業「桜区再発見ウォーキングフェスタ」の開催 ③ガイドマップやホームページ等による各コースのPR
		工程	① ② ③
平成26年度	・のびのびウォーキング延べ参加者500人 ・その他ウォーキングイベントでのウォーキング参加者60人	取組内容	①さくらふれあいロードを利用した「のびのびウォーキング」、並びにその他区内のウォーキングコースを利用したイベントの開催 ②ガイドマップやホームページ等による各コースのPR
		工程	① ②
平成27年度	・のびのびウォーキング延べ参加者500人 ・その他ウォーキングイベントでのウォーキング参加者60人	取組内容	①さくらふれあいロードを利用した「のびのびウォーキング」、並びにその他区内のウォーキングコースを利用したイベントの開催 ②ガイドマップやホームページ等による各コースのPR
		工程	① ②
平成28年度	・のびのびウォーキング延べ参加者500人 ・その他ウォーキングイベントでのウォーキング参加者60人	取組内容	①さくらふれあいロードを利用した「のびのびウォーキング」、並びにその他区内のウォーキングコースを利用したイベントの開催 ②ガイドマップやホームページ等による各コースのPR
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

担当 桜区役所 区民生活部 コミュニティ課 電話:048-856-6130

桜区役所 健康福祉部 保健センター 電話:048-856-6200

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-7 浦和区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康づくりをサポートするため、平成25年度末までに、浦和区の特徴を活かしたジョギングコースを設定し、各種コースを活用した事業を実施します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・ウォーキングコースは、浦和区コミュニティ課が事務局を務めている「浦和区文化の小径づくり推進委員会」で、委員との協働により7つのコースを設定しています。



【ウォーキング風景】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	ジョギングコースの設定	取組内容	①ジョギングコースの調査・検討 ②調査・検討結果を踏まえジョギングコースの設定			
		工程		① →	② →	
平成26年度	ウォーキングイベントの参加者60人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(1回) ②コースマップの配布(1,500部)、市報区版・区ホームページ等によるウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② →	① ●		
平成27年度	ウォーキングイベントの参加者120人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(2回) ②コースマップ作成配布(1,500部)、市報区版・区HP等によるウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② →	① ●		① ●
平成28年度	ウォーキングイベントの参加者180人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(2回) ②コースマップ作成配布(1,500部)、市報区版・区HP等によるウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② →	① ●		① ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-8 南区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

健康の維持・増進と、参加者相互のコミュニティ醸成を図るため、平成25年度末までに、ウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・南区ではJR主催のウォーキングコース「えきぼ」や「南区駅からハイキング(平成25年度～)」、別所沼周囲の周回コースなど、目的等に応じたアレンジを行うことで活用が可能なコースがあります。
- ①JR「えきぼ」・「駅からハイキング」で活用したコース
- ②別所沼公園内の遊歩道など
- ③南区内の市民活動団体で設定・活用しているコース



【ウォーキング風景(別所沼公園)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成 25 年度	区内で利用できる3つのウォーキングコース、ジョギングコースの再調査・検討・設定	取組内容	①コースの状況及び距離、道路状況等の調査を行い、それぞれの特性に合わせた志向別コースの設定、必要なコース変更 ②ウォーキング、ジョギングを行う市民活動団体との意見調整 ③南区ウォーキング・ジョギングコースの設定			
		工程				
平成 26 年度	・ウォーキング教室の参加者100人(2団体) ・駅からハイキングの参加者1,500人	取組内容	①広報紙及びホームページ等を利用したコースのPR活動の実施 ②ウォーキング教室の実施 ③駅からハイキングの実施(区内西エリア)			
		工程				
平成 27 年度	・ウォーキング教室の参加者150人(2団体) ・駅からハイキングの参加者1,500人	取組内容	①スポーツ及び健康等に関する市民団体との協働によるウォーキングイベントの実施 ②駅からハイキングの実施(コース変更含む。区内東エリア)			
		工程				
平成 28 年度	・ウォーキング教室の参加者200人(3団体) ・駅からハイキングの参加者1,500人	取組内容	①区民個々のウォーキング実施に関する個人目標設定から、健康促進指導、評価におけるアドバイス等を行い、ウォーキングを有効的に活用するための体系的な仕組みの構築 ②駅からハイキングの実施(区内東エリア)			
		工程				

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-9 緑区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の皆さんの健康づくりのため、平成25年度末までに、「ウォーキング」や「ジョギング」が気軽に取り組める「(仮称)緑太郎ロード」を設定し、コースを活用した事業を実施します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・「緑区お散歩マップ」において、「お散歩コース」として、「ゆったりコース」、「たっぶりコース」の2コースと半日観光ルートとして、「見沼田んぼと通船堀ルート」を設定しています。
- ・「見沼田圃の散歩みちガイド」において、「見沼田圃の散歩みち」を設定しています。



【緑区お散歩マップ】



【見沼田圃の散歩みちガイド】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	(仮称)緑太郎ロードの設定	取組内容	ウォーキングコース・ジョギングコースの調査・検討			
		工程				
平成26年度	秋の緑区見沼田んぼ散策の参加者300人	取組内容	①秋の緑区見沼田んぼ散策の開催 ②(仮称)緑太郎ロードのPR			
		工程				
平成27年度	秋の緑区見沼田んぼ散策の参加者300人	取組内容	①秋の緑区見沼田んぼ散策の開催 ②(仮称)緑太郎ロードのPR			
		工程				
平成28年度	秋の緑区見沼田んぼ散策の参加者300人	取組内容	①秋の緑区見沼田んぼ散策の開催 ②(仮称)緑太郎ロードのPR			
		工程				

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-10 岩槻区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康づくりをサポートするため、平成25年度末までに、「ウォーキングコース」「ジョギングコース」を設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月18日時点)】

- ・現在、ウォーキングコースが3コース(約4km、約8km、約8.5km)、ジョギングコースが1コース(1周約1km)設定されています。



【岩槻区散策マップ】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	ウォーキングコース、ジョギングコースの再点検、設定	取組内容	既存のウォーキングコース、ジョギングコースの再点検・設定
		工程	—————▶
平成26年度	ウォーキングコース、ジョギングコースのPR、活用	取組内容	ウォーキングコース、ジョギングコースをホームページ、ガイドマップを通じ、広くPRするとともに、ウォーキングコース、ジョギングコースのパネルを作成し、区内公共施設などへ設置し、周知
		工程	—————▶
平成27年度	ウォーキングコース、ジョギングコースのPR、活用	取組内容	①ウォーキングコース、ジョギングコースをホームページ、ガイドマップを通じ、広くPR ②「(仮称)ウォーキングで健康づくり」講演会の開催(参加人数の目標100人)
		工程	① —————▶ ② —————▶
平成28年度	ウォーキングコース、ジョギングコースのPR、活用	取組内容	①ウォーキングコース、ジョギングコースをホームページ、ガイドマップを通じ、広くPR ②マイレージポイントの特典の対象事業とした「(仮称)親子で健康ウォーキング」イベントの開催(参加人数の目標100人)
		工程	① —————▶ ② —————▶

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区の魅力をPRする効果が期待できます。

担当 岩槻区役所 区民生活部 コミュニティ課 電話:048-790-0122

29 社会保険大宮総合病院の移転存続

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市北部地域の医療提供体制を確保するため、社会保険大宮総合病院が現在地からプラザノース北側に移転して存続できるよう支援を行います。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・社会保険大宮総合病院は、大宮休日夜間急患センターを開設し、特に本市全域を対象とした深夜帯の小児初期救急医療を毎日実施するなど、初期救急医療の拠点として、本市にとって欠くことのできない病院です。
- ・社会保険大宮総合病院は、国の独立行政法人である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）（注）が所有している病院で、老朽化が著しく、建替えが必要です。



【社会保険大宮総合病院】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	現病院の敷地とプラザノース北側市有地の双方の土地を処分・取得する契約の締結	取組内容	①現病院の敷地とプラザノース北側市有地の双方の土地の価格を決定し、処分・取得の条件について協議 ②市議会に財産処分・取得に関する議案を上程し、議決 ③財産処分・取得に関する契約書を締結
		工程	① → ② → ③
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有することになる現病院の敷地を貸し付け、新病院完成まで診療を継続 ・新病院開設に向けた協議 	取組内容	①市有地（現病院の敷地）をJCHOに貸し付け、現病院の医療機能を継続 ②社会保険大宮総合病院やJCHOと新病院開設に向けた協議
		工程	① → ②
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有することになる現病院の敷地を貸し付け、新病院完成まで診療を継続 ・新病院開設に向けた協議 	取組内容	①市有地（現病院の敷地）をJCHOに貸し付け、現病院の医療機能を継続 ②社会保険大宮総合病院やJCHOと新病院開設に向けた協議
		工程	① → ②
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有することになる現病院の敷地を貸し付け、新病院完成まで診療を継続 ・新病院開設に向けた協議 	取組内容	①市有地（現病院の敷地）をJCHOに貸し付け、現病院の医療機能を継続 ②社会保険大宮総合病院やJCHOと新病院開設に向けた協議
		工程	① → ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市の北部地域の医療提供体制が確保されるとともに、初期救急医療の拠点として安心・安全に医療を受けることができます。

注 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）とは、社会保険病院等の整理・譲渡を行うために設立されたもの（社会保険病院等の運営を行うため、平成26年4月、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）に改組予定）。

30 小児・周産期医療の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市内の小児・周産期医療の提供体制の拡充を図るため、さいたま新都心に開設される総合周産期母子医療センターと高度救命救急センターの整備を促進します。

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- ・さいたま赤十字病院と埼玉県立小児医療センターの一体的整備により、さいたま新都心第8-1A街区に県内2か所目となる総合周産期母子医療センターの開設が予定されています。
- ・さいたま新都心第8-1A街区への移転建替えに合わせ、さいたま赤十字病院では、高度救命救急センターの開設を目指しています。



【さいたま新都心周辺】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携、情報共有 ・さいたま赤十字病院への市有地の貸付(新病院設計) 	取組内容	①整備を行う両病院及び県、日本赤十字社埼玉県支部、関係団体と連携し、整備のための情報共有 ②さいたま赤十字病院への市有地の貸付
		工程	① ②
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携、情報共有 ・さいたま赤十字病院への市有地の貸付(新病院建設) 	取組内容	①両病院及び県、日本赤十字社埼玉県支部、関係団体と連携し、整備のための情報共有 ②さいたま赤十字病院への市有地の貸付
		工程	① ②
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携、情報共有 ・さいたま赤十字病院への市有地の貸付(新病院建設) 	取組内容	①両病院及び県、日本赤十字社埼玉県支部、関係団体と連携し、整備のための情報共有 ②さいたま赤十字病院への市有地の貸付
		工程	① ②
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センターや高度救命救急センターとの連携 ・さいたま赤十字病院に市有地の貸付(新病院開設) 	取組内容	①総合周産期母子医療センター及び高度救命救急センターと連携し、小児・周産期医療を拡充 ②さいたま赤十字病院への市有地の貸付
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

小児・周産期における医療提供体制が拡充されることにより、安心して子どもを産み育てることができ、必要な時に適切な救急医療を受けることができます。

◎ さいたま市版がん対策推進基本計画を策定し、総合的ながん対策を強化します。

3 2 さいたま市がん対策基本計画の策定、がん対策の強化

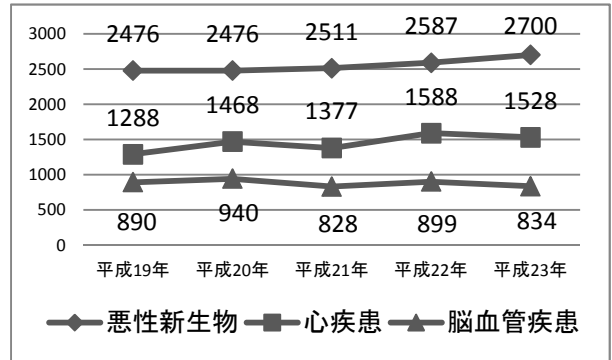
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

がんになっても安心して暮らせる地域社会を構築するため、平成27年度末までに「(仮称)さいたま市がん対策基本計画」を策定し、総合的ながん対策を強化します。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・平成19年4月に施行された「がん対策基本法」に基づき、平成20年3月に「埼玉県がん対策推進計画」が策定されています。
- ・本市では、がん検診などの予防・早期発見対策を中心に市としての役割を果たしてきました。
- ・本市の死亡原因、死亡数ともに、がん(悪性新生物)が第1位となっています。

【市の三大生活習慣病による死亡者数の推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程			
平成25年度	本市のがん対策の現状と課題の整理	取組内容	本市のがん対策の現状と課題を整理		
		工程	→		
平成26年度	がん対策推進協議会の設置と開催 協議会によるがん対策の検討	取組内容	関係団体や市民等で構成するがん対策推進協議会の設置		
		工程	協議会設置準備 協議会開催に向けた関係機関との調整	→	● 協議会
平成27年度	がん対策基本計画の策定	取組内容	①がん対策推進協議会 ②がん対策基本計画の策定		
		工程	① ● 協議会 ② 素案の策定	→	● 協議会 パブリック・コメント ● 協議会 策定・公表
平成28年度	基本計画に基づくがん対策(予防・療養等)の強化	取組内容	①がん対策推進協議会 ②がん対策基本計画に基づく事業の進行管理、庁内調整		
		工程	① ● 協議会	→	● 協議会 ● 協議会

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民一人ひとりが、がんのことを正しく理解し、予防と早期発見に積極的に取り組むことができるようになります。がんに関する総合的な情報提供体制が構築され、がん患者が安心して療養生活を送ることができるようになります。

◎ がん検診受診率を40%以上にします(4年以内)

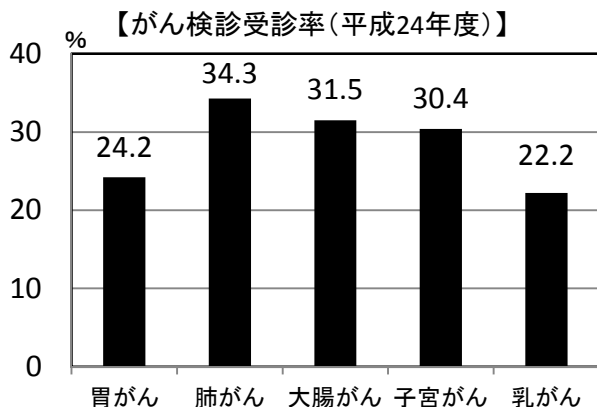
3.3 がん検診事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康づくりを積極的に応援するため、平成28年度までに、がん検診(5がん)受診率40%以上を達成します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・平成24年度の5がん(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん)の平均受診率は29%でした。
- ・対象者を絞った無料クーポン券の配布及びその対象者のうち未受診の方への再勧奨などを実施し、積極的に受診勧奨について取り組みました。
- ・保健センターでは、区民祭り等を活用し、勧奨チラシの配布などの啓発活動を積極的に実施しました。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	5がんの平均受診率29%	取組内容	①受診率向上に向けた効果的な勧奨方法など対策の検討 ②子宮がん・乳がん無料クーポン対象者への再勧奨 ③各保健センターにおける勧奨事業の実施
		工程	① → → → ② → → → ③ → → → → →
平成26年度	5がんの平均受診率30%	取組内容	①受診率向上対策の推進 ②子宮がん・乳がん無料クーポン対象者等への再勧奨 ③各保健センターにおける勧奨事業の実施
		工程	① → → → → → ② → → → ③ → → → → →
平成27年度	5がんの平均受診率35%	取組内容	①受診率向上対策の推進 ②子宮がん・乳がん無料クーポン対象者等への再勧奨 ③各保健センターにおける勧奨事業の実施
		工程	① → → → → → ② → → → ③ → → → → →
平成28年度	5がんの平均受診率40%	取組内容	①受診率向上対策の推進 ②子宮がん・乳がん無料クーポン対象者等への再勧奨 ③各保健センターにおける勧奨事業の実施
		工程	① → → → → → ② → → → ③ → → → → →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

検診を定期的にする方が多くなることにより、がんの早期発見が可能になり、将来的にがんによる年齢調整死亡率(注)が下がることが期待できます。

注 年齢調整死亡率とは、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように人口の年齢構成を調整した死亡率のこと。

3 4 (仮称) 生活保護適正化対策本部の設置

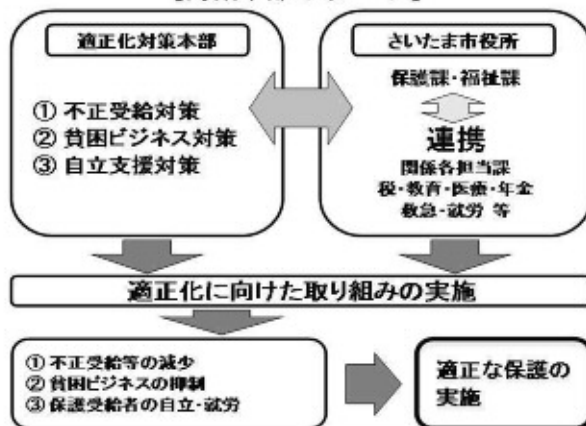
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

全庁的に生活保護適正化対策に取り組む「(仮称)生活保護適正化対策本部」を平成25年度中に設置し、関係部署の連携強化により、平成28年度末までに、不適切な施設に入所する生活保護受給者を400人減らします。

[現状(平成25年4月1日時点)]

- ・生活保護費の不正受給増加、貧困ビジネスと疑われる施設の増加、就労意欲の低下している者に対する就労支援などが本市の大きな課題になっています。
- ・生活保護の適正化には、保健福祉部門だけでなく多岐にわたる部門との連携・協力が不可欠ですが、現状では、協力連携体制が十分に図られていません。
- ・法的位置付けのない施設(注)の入所者数は999人です。

【対策本部のイメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・(仮称)生活保護適正化対策本部の設置・開催 ・関係部署の連携による指導・支援の効果として不適切な施設の入所者数100人減少	取組内容	①(仮称)生活保護適正化対策本部の設置・開催 ②(仮称)生活保護適正化対策連絡会議の設置・開催
		工程	①② →
平成26年度	・(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ・関係部署の連携による指導・支援の効果として不適切な施設の入所者数100人減少	取組内容	①(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ②(仮称)生活保護適正化対策連絡会議の開催 ③適正化に向けた部局連携の取組
		工程	①② → ③ →
平成27年度	・(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ・関係部署の連携による指導・支援の効果として不適切な施設の入所者数100人減少	取組内容	①(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ②(仮称)生活保護適正化対策連絡会議の開催 ③適正化に向けた部局連携の取組
		工程	①② → ③ →
平成28年度	・(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ・関係部署の連携による指導・支援の効果として不適切な施設の入所者数100人減少	取組内容	①(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ②(仮称)生活保護適正化対策連絡会議の開催 ③適正化に向けた部局連携の取組
		工程	①② → ③ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

関係部署連携の効果として、不適切な施設の入所者の減少や生活保護受給者の自立を促進し、生活保護の適正化を図ります。

注 法的位置付けのない施設とは、社会福祉各法に法的な位置付けがない施設のことであり、その中には貧困ビジネスを疑われる施設も多く、問題となっている。

35-1 生活困窮者自立支援事業

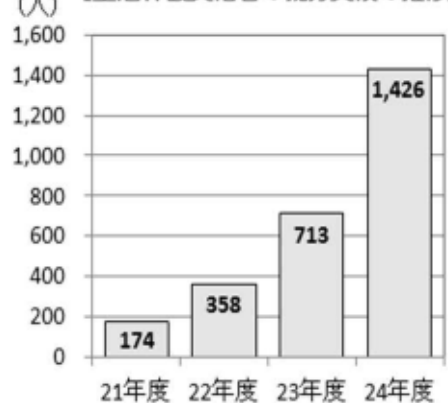
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

稼働能力のある生活困窮者（生活保護受給者及び生活保護に至る前の段階にある者）等を経済的な自立につなげるため、平成28年度末までに、合計2,600人を就労に結び付けます。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・ しあわせ倍増プラン2009では、4年間で1,426人を就労・増収に結び付けました。
- ・ 生活保護受給者や生活保護に至る前の段階にある者の自立支援が課題となっています。
- ・ 生活保護受給世帯の子どもが大人になって再び生活保護受給に至る「貧困の連鎖」が課題となっています。
- ・ 一時的な起居の場である無料低額宿泊所等に入所している生活保護受給者等の自立支援が課題となっています。

【生活保護受給者の就労実績の推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	生活保護受給者等の就労数650人	取組内容	①福祉事務所に配置する自立生活支援員や就労支援員及び職業訓練支援員等による就労支援 ②ジョブスポット(国との連携による一体的実施事業)による就労支援 ③学習支援教室の開催 ④無料低額宿泊所等入所者等への転居支援等
		工程	① ② ③ ④
平成26年度	生活保護受給者等の就労数650人(累計1,300人)	取組内容	①前年度の取組内容①～④を継続して実施 ②生活困窮者自立促進支援モデル事業として、自立相談支援センターを設置し、生活相談、家計相談等の支援
		工程	① ②
平成27年度	生活保護受給者等の就労数650人(累計1,950人)	取組内容	①前年度の取組内容①、②を継続して実施 ②生活困窮者自立促進支援モデル事業を発展させ、生活困窮者自立支援法に基づく生活相談、家計相談、住宅費の支給等の支援
		工程	① ②
平成28年度	生活保護受給者等の就労数650人(累計2,600人)	取組内容	前年度の取組内容①、②を継続して実施
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

経済的・社会的な自立により、社会に貢献するという喜び、生きがい及び自己肯定感等を得られるとともに生活保護費の削減につながります。

35-2 ホットラインの設置

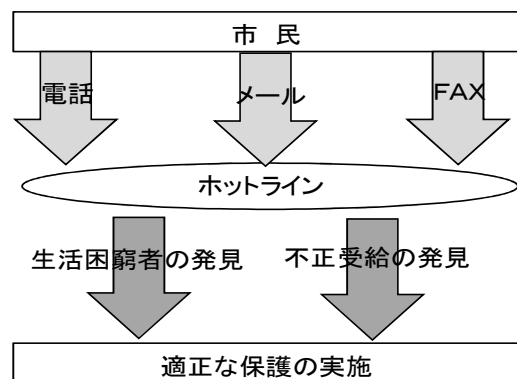
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

生活保護適正化のため、生活保護適正化ホットラインを設置し、平成26年度以降、生活困窮者や不正受給を毎年10件発見し、早期の保護や給付の適正化を図ります。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- 生活に困窮しているにもかかわらず、福祉事務所や民生委員に相談していないため、必要な支援を受けていない方がいます。
- 生活保護受給者へ収入申告の徹底を指導することで不正受給の防止に努めていますが、故意に収入を隠すなど指導に従わない事例もあり、不正受給の件数は、年々増加傾向にあります。

【ホットライン運用の流れ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程	
平成25年度	生活保護適正化ホットラインの設置	取組内容	①設置済みの自治体に調査を行い、効果的な運用方法を研究 ②研究結果に基づき、要綱を制定するとともに、体制を整備 ③リーフレットなどで、ホットラインの設置を市民にPR ④「生活保護適正化ホットライン」の運用開始
		工程	① → ② → ③ → ④
平成26年度	ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見 10件	取組内容	①ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見(10件)、給付の適正化 ②ホットラインの効果の検証
		工程	① → ②
平成27年度	ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見 10件	取組内容	①ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見(10件)、給付の適正化 ②ホットラインの見直しの検討
		工程	① → ②
平成28年度	ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見(10件)	取組内容	①ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見(10件)、給付の適正化 ②ホットラインの検証
		工程	① → ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活に困窮している人を早期に発見し、保護することができます。
不正受給を防止することで、適正な保護の実施が図られ、生活保護費を削減することができます。

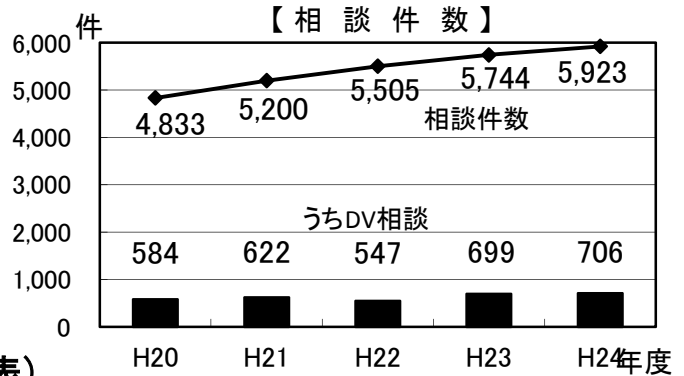
36 DV防止対策と被害者支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

DV被害者支援の拡充のため、平成26年10月までに、配偶者暴力相談支援センター(注)を設置します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・女性の悩み電話相談など配偶者からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談事業を行っておりますが、その件数は増加傾向にあります。
- ・現在配偶者暴力相談支援センターは設置していませんが、深刻化するDV問題に迅速かつ適切に対応するために、設置するものです。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	配偶者暴力相談支援センター設置に向けた相談体制の検討及び、業務実施に向けた関係機関との連絡調整の実施	取組内容	①設置に向けた相談体制の検討、それに伴う必要な経費の算出及び予算措置 ②証明発行業務等、設置により法令等で必須となる事務について関係機関や庁内各課との調整
		工程	① → ②
平成26年度	配偶者暴力相談支援センターの設置	取組内容	①職務上関係する職員への研修実施。関係所管への届出、業務マニュアルの作成及び業務内容・利用について市民へ周知 ②次期DV防止基本計画策定準備(諮問～答申)
		工程	① → ●業務開始 ② →
平成27年度	次期DV防止基本計画の策定	取組内容	次期DV防止基本計画の策定
		工程	→ ● → ● 計画素案の作成 パブリック・コメント 公表
平成28年度	次期DV防止基本計画に沿った経営管理と被害者支援の充実	取組内容	次期DV防止基本計画に沿った経営管理と被害者支援の充実
		工程	→ 次期DV防止基本計画に沿った経営管理と被害者支援の充実

(3) 達成時の効果(アウトカム)

DV被害者支援の窓口一本化により、迅速できめ細やかな支援体制が整備され、利用者の利便性の向上と安心感が高まることが期待できます。

注 配偶者暴力相談支援センターとは、DV被害者に対し、相談から自立まで総合的に支援するための機能を果たす施設のこと。

7 文化・芸術

- 37 (仮称) さいたまトリエンナーレの開催
- 38-1 盆栽文化の振興
- 38-2 (仮称) 文化基金の設置
- 39-1 多様な市民ニーズに応える図書館機能の充実
- 39-2 子ども読書活動推進事業

7 文化・芸術

◎文化芸術都市創造条例を活かした、さいたまトリエンナーレ(国際芸術祭)の開催、アーティスト・イン・レジデンスでまちなかの活性化

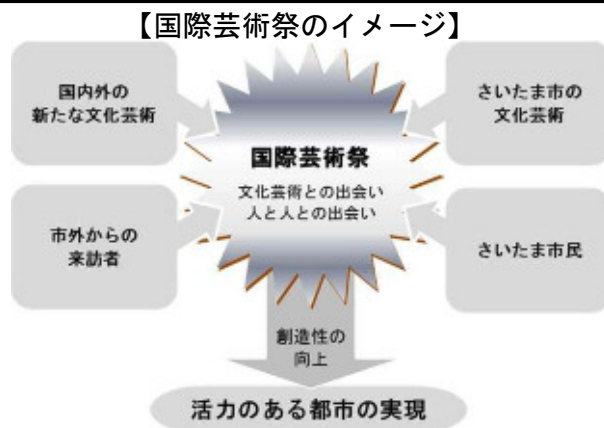
37 (仮称)さいたまトリエンナーレの開催

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

文化芸術都市の創造に向けて、平成28年度中に、国際芸術祭「(仮称)さいたまトリエンナーレ(注1)」を開催します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・平成24年4月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行し、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に取り組んでいます。
- ・これまでは、「さいたま市美術展覧会」の開催や各種文化芸術活動への支援など、文化芸術の振興に取り組んできましたが、今後のさらなる発展に向けて、インパクトのある施策が求められています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	(仮称)さいたまトリエンナーレ基本構想の策定	取組内容	市民や専門家の意見を聴取した上で、「(仮称)さいたまトリエンナーレ基本構想」を策定
		工程	
平成26年度	開催概要の決定	取組内容	①準備委員会の設置や芸術監督等の選任など、開催体制を整備した上で、開催方針及び事業計画を決定 ②アーティスト・イン・レジデンス(注2)の導入スキームを検討 ③機運醸成を目的としたPRの展開(キックオフイベントの開催等)
		工程	
平成27年度	プレイベントの開催	取組内容	①開催準備(参加アーティストの招聘、市民参加事業及び運営ボランティアの募集、事業計画の詳細設計) ②広報・プロモーション(プレイベントの開催、協賛企業の募集、開催PR)
		工程	
平成28年度	第1回「(仮称)さいたまトリエンナーレ」の開催	取組内容	①実行委員会の設置、開催準備 ②第1回「(仮称)さいたまトリエンナーレ」の開催 ③開催結果の検証
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

文化芸術都市として都市イメージが向上するとともに、来場者の消費活動による経済波及効果が期待できます。

注1 トリエンナーレとは、イタリア語で「3年に一度」の意で、3年ごとに開催される芸術祭のこと。

注2 アーティスト・イン・レジデンスとは、国内外からアーティストを一定期間招聘して、滞在中の活動を支援する事業のこと。

担当 市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 文化振興課 電話:048-829-1226

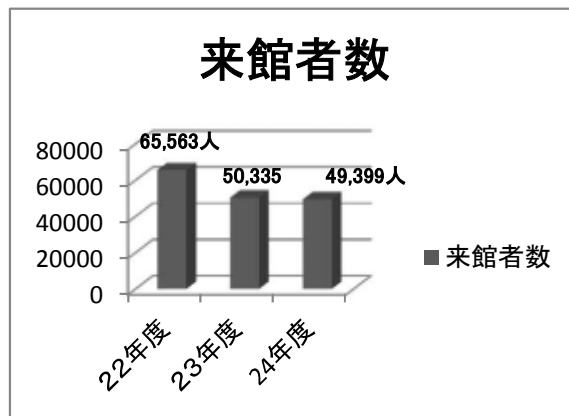
38-1 盆栽文化の振興

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

本市の特色ある文化資源である盆栽文化を広く内外に発信するため、平成28年度末までに、年間来館者を7万人にします。

〔現状(平成25年9月末時点)〕

- 平成24年度事業実績
特別展1回、企画展9回、特集展示1回、館収蔵展3回
盆栽普及事業(講座、講演等)63回
イベントの開催(野点、ロビーコンサート、映画上映等)
来館者数 49,399人
外国人来館者数 1,835人
- 平成29年度に開催される第8回世界盆栽大会の開催都市がさいたま市に決定しました。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	年間来館者目標数55,000人 (平成24年度比10%増)	取組内容 ①盆栽文化を紹介するための普及事業として、盆栽の歴史や意義等の特別展、講座などを実施、併せてアンケートを実施 ②さいたま市の新たな観光拠点を目指すため、国内外への広報実施	工程 ① 普及事業並びに広報の進行管理 ②
平成26年度	年間来館者目標数60,000人 (平成24年度比20%増)	取組内容 ①平成25年度の実績に加え、シニア世代への普及活動を実施 ②盆栽文化に関わる講演会等の開催(開館5周年記念)	工程 ① 進行管理 ② 講演会の開催 次年度へのPR
平成27年度	年間来館者目標数65,000人 (平成24年度比30%増)	取組内容 ①平成26年度の実績に加え、学校教育や各種団体との連携を推進 ②世界盆栽大会の開催準備への支援	工程 ①② 進行管理
平成28年度	年間来館者目標数70,000人 (平成24年度比40%増)	取組内容 ①平成27年度までの実績を内部評価し、展示、講座等を開催 ②(仮称)盆栽アカデミーの実施 ③世界盆栽大会の開催準備への支援	工程 ①②③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

盆栽文化の振興が図られるとともに、盆栽のまちとして国内外から評価されることによって、都市イメージが向上します。

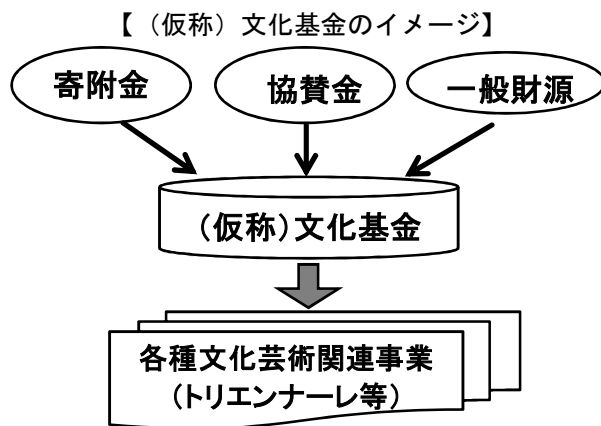
38-2 (仮称) 文化基金の設置

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

「(仮称) さいたまトリエンナーレ」をはじめとする文化芸術振興施策の継続的かつ安定的な展開に必要な事業の経費に充てるため、平成26年度末までに、「(仮称) 文化基金」を設置します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・平成24年4月に施行した「文化芸術都市創造条例」に基づく計画の策定に向けて、検討を進めています。
- ・平成28年度には文化芸術都市創造の一翼を担う(仮称)さいたまトリエンナーレの開催を予定しています。
- ・美術品や文化財産等を取得するための基金はありますが、文化芸術関連事業を実施するための基金はありません。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程			
平成25年度	基金設置の検討	取組内容	基金設置の検討(課題整理)		
		工程	—————▶		
平成26年度	基金の設置(条例制定)	取組内容	①基金設置の検討(制度設計) ②基金設置条例の制定		
		工程	① —————▶ ② —————▶		
平成27年度	基金の積立・管理運用	取組内容	①基金積立(一般財源、寄附金、トリエンナーレ協賛金など) ②基金の管理運用		
		工程	① —————▶ ② —————▶		
平成28年度	基金を活用した文化芸術関連事業の実施	取組内容	①基金積立(一般財源、寄附金、トリエンナーレ協賛金など) ②基金の管理運用 ③文化芸術関連事業(トリエンナーレなど)への支出		
		工程	① —————▶ ② —————▶ ③ —————▶		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

文化芸術施策の継続的かつ安定的な展開が可能になることにより、市民の文化芸術活動が促進されるとともに、文化芸術都市として都市イメージが向上します。

39-1 多様な市民ニーズに応える図書館機能の充実

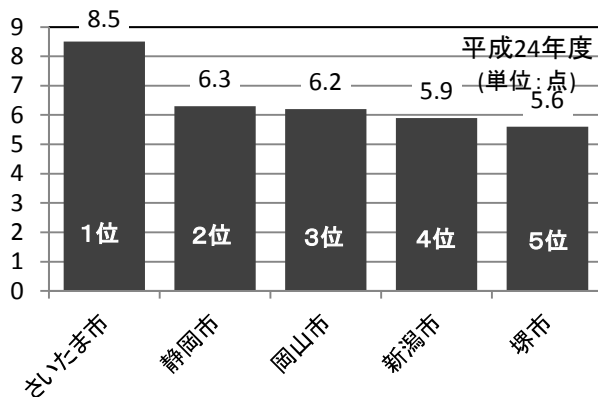
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の「地域の知の拠点」として市民ニーズに応えるため、図書館サービスの充実とPRに努め、平成28年度末までに、市民一人当たりの貸出数を9.1点にします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・市立図書館は24館あり、本のほか、新聞や雑誌、CDなど約358万点の資料があります。
- ・ビジネスや法律、子育てなどに関する情報の積極的な収集及び提供に努め、平成24年度は約1,054万点の資料を貸出しました。
- ・市民一人当たりの貸出数は8.5点、図書館利用回数は5.7回で、政令指定都市の中でトップを維持しています。

【政令市における市民一人当たりの貸出点数】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	市民一人当たりの貸出数8.6点	取組内容	①さいたま市インターネット市民意識調査を活用し、図書館利用への意識を把握する ②市に関連する貴重な地域資料のデジタル化に向けた研究 ③図書収集分野のニーズ把握を含むアンケート実施及び利用促進PR
		工程	① ● インターネット市民意識調査 ② ③
平成26年度	市民一人当たりの貸出数8.7点	取組内容	①デジタル化する地域資料の選定・デジタル化作業 ②地域資料のデジタル化に当たって著作権者等との調整 ③新たな利用のほりおしのため、個人団体へのPRの強化
		工程	① ② ③
平成27年度	市民一人当たりの貸出数8.8点	取組内容	①地域の生涯学習の場として(仮称)浦和美園図書館を開館(平成27年度中)及び利用促進PR ②地域資料のデジタル化作業 ③迅速な貸出手続きが自分でできる自動貸出機の新たな導入(2館)
		工程	① (仮称)浦和美園図書館開館 ② ③
平成28年度	市民一人当たりの貸出数9.1点	取組内容	①デジタル化した地域資料のインターネット公開 ②迅速な手続きが自分でできる自動貸出機の新たな導入(3館)
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民の知的活動の支援を図ることができるほか、「日本一の読書のまち」として、都市イメージの向上が期待できます。

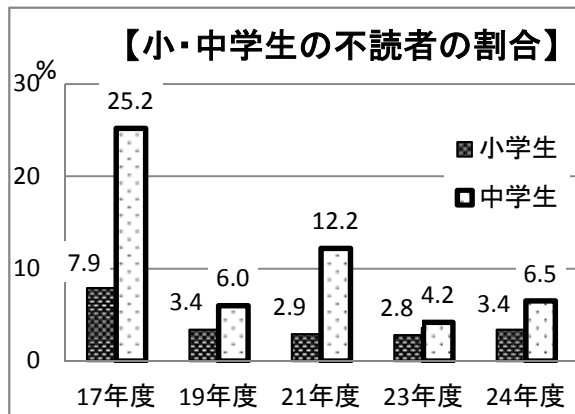
39-2 子ども読書活動推進事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

子どもに読書をする楽しさや大切さを知らせるため、子どもの身近に本がある環境づくりを家庭・学校・地域と連携して推進し、平成28年度末までに、「不読者」の割合を小学生2%以下、中学生5%以下にします。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・図書館では、子どもの発達段階に応じた本をそろえ、読み聞かせや、本に親しむための行事や取組を行っています。
- ・市立の小・中・高校生を対象に実施している「読書についてのアンケート」で、最近1か月間に1冊も本を読まない「不読者」の割合は、学年が上がるにつれて増加しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生不読者 3.4% ・中学生不読者 6.5% 	取組内容	①児童向け行事の実施、本の紹介リスト作成、紹介した本の展示 ②学校図書館に対する支援、学校向け団体貸出の検討
		工程	① ●アンケート実施 ②
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生不読者 3%以下 ・中学生不読者 6%以下 	取組内容	①「子どもといっしょに読書タイム」のキャンペーンを実施し、家庭での読書の大切さを提唱 ②中学生に向けた学級文庫用図書の貸出実施(12校)
		工程	① ●アンケート実施 ②
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生不読者 2.5%以下 ・中学生不読者 5.5%以下 	取組内容	①学校を対象に、団体貸出サービスの利用促進キャンペーンを実施した団体貸出サービスの拡大 ②「さいたま市子ども読書活動推進計画」の見直し
		工程	① ●アンケート実施 ②
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生不読者 2%以下 ・中学生不読者 5%以下 	取組内容	①児童向け行事の実施や本を紹介した冊子の作成・発行 ②「さいたま市子ども読書活動」の推進
		工程	① ●アンケート実施 ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

子どもが読書習慣を身につけることにより、表現力や創造力をはぐくみ、思考力を養うことができる等の効果が期待できます。

8 安全・安心

- 4 0 - 1 WHOセーフコミュニティの認証取得
- 4 0 - 2 WHO国際ナショナルセーフスクールの認証取得
- 4 0 - 3 ASUKAモデルの普及や発信
- 4 1 - 1 消防団の充実強化に係る事業の推進
- 4 1 - 2 防災アドバイザーの育成活用
- 4 1 - 3 防災ボランティアコーディネーターの育成活用
- 4 1 - 4 中学校での防災教育
- 4 2 高層マンションの自主防災組織等・防災備蓄の推進
- 4 3 身近な地域の防災拠点への支援
- 4 4 - 1 ゾーン30の推進
- 4 4 - 2 通学路の安全対策の推進
- 4 4 - 3 交通安全教育の推進
- 4 4 - 4 交通安全教室開催事業

◎市民力を活かした安全な地域コミュニティ・学校の構築とWHOの認証取得、体育活動時等における事故対応テキスト「ASUKAモデル」の発信、普及

40-1 WHOセーフコミュニティの認証取得

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成28年度末までに、WHO地域安全推進協働センターによる国際セーフコミュニティ（ISC）の認証取得を申請します。

【現状(平成25年3月末時点)】

・「国際セーフコミュニティネットワークメンバーになるためのガイドライン」にある、交通安全、家庭の安全、子どもの安全、高齢者の安全、労働安全、暴力予防、自殺予防、防災、災害対策、公共(場)の安全、病院の安全、スポーツの安全、水の安全、学校の安全について、所管ごとに対応しています。

【セーフコミュニティとしての指標】

1. 分野横断的な組織によって運営される協働と連携に基づいた安全向上のための基盤
2. 両性・全年齢・環境・状況を網羅し、長期的・持続的なプログラム
3. ハイリスクの集団や環境を対象とするとともに、弱者の安全向上のためのプログラム
4. 入手・活用可能な根拠に基づいたプログラム
5. 障害の頻度と原因を記録するプログラム
6. プログラムの内容・過程及び変化によってもたらされた効果を評価する手法
7. 国内外のSCネットワークへの継続的な参加

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	セーフコミュニティの認証取得に関する研究	取組内容	①セーフコミュニティの認証取得に関する研究 ②市内部の取組体制及び組織の設置 ③地域の選定準備・抽出・決定			
		工程	① ② ● ③ ●			
平成26年度	セーフコミュニティ活動開始の宣言	取組内容	①選定された地域における認証取得に関する研究 ②セーフコミュニティ活動開始の宣言 ③認証センターへの書簡提出、セーフコミュニティ活動の開始、選定された地域における推進組織の設置等			
		工程	① ② ● ③			
平成27年度	セーフコミュニティ活動の展開	取組内容	セーフコミュニティ活動の展開			
		工程				
平成28年度	申請書の提出	取組内容	①セーフコミュニティ活動の展開(2年以上の実績) ②申請書の提出			
		工程	① ② ●			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

都市の安全性を推進することで、安心安全都市としてのブランド力が高まり、「住みたいまち・住み続けたいまち」と市民が思えるような都市になります。

8 安全・安心

◎市民力を活かした安全な地域コミュニティ・学校の構築とWHOの認証取得、体育活動時等における事故対応テキスト「ASUKAモデル」の発信、普及

40-2 WHOインターナショナルセーフスクールの認証取得

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

学校における子どもの安全を一層確保するため、平成28年度末までに、WHOの推進するインターナショナルセーフスクール(注)の認証を研究モデル校で取得します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・平成24年4月に、「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」、平成24年9月に「体育活動時等における事故対応テキスト ~ASUKAモデル~」を作成しました。
- ・子どもを不審者による犯罪から守るために「学校安全ネットワーク」を推進し、通学区域全体の安全性を高めています。



【「学校安全ネットワーク」による見守り活動の様子】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	インターナショナルセーフスクール認証取得に関する研究・取組の充実	取組内容	①インターナショナルセーフスクール認証取得に関する研究 ②インターナショナルセーフスクール認証取得に関する取組の充実			
		工程			①	②
平成26年度	インターナショナルセーフスクール認証取得を目指す学校の決定	取組内容	①インターナショナルセーフスクールの認証取得に関する研究 ②インターナショナルセーフスクールの認証取得を目指す学校の決定			
		工程	①		②●	
平成27年度	・インターナショナルセーフスクール認証取得の取組着手の表明 ・安全向上に向けた取組の推進	取組内容	①インターナショナルセーフスクールの認証取得の取組着手の表明 ②安全向上に向けた取組の推進(18カ月間)			
		工程	①●		②	
平成28年度	インターナショナルセーフスクール認証取得(認証式の開催)	取組内容	①安全向上に向けた取組の推進(18カ月間) ②承認申請の提出 ③現地審査 ④認証取得(認証式の開催)			
		工程	①		②●	③●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

認証取得学校の安全性が高まるとともに、取組の成果を各市立学校に普及させることで、各学校の安全性が高まることが期待できます。また、安心・安全なまちとして、都市イメージの向上が期待できます。

注 インターナショナルセーフスクールとは、WHO地域安全推進協働センターが推進している、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられる国際認証のこと。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 電話:048-829-1679

8 安全・安心

◎市民力を活かした安全な地域コミュニティ・学校の構築とWHOの認証取得、体育活動時等における事故対応テキスト「ASUKAモデル」の発信、普及

40-3 ASUKAモデルの普及や発信

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

児童生徒の安全を一層確保するために、平成26年度末までに、ASUKAモデルに基づき、市立全小・中高等・特別支援学校で児童生徒へのAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習を100%実施し、以後継続します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・平成24年9月に「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」を作成し、発信しています。
- ・ASUKAモデルに基づき教職員による訓練を市立全学校で実施しています。
- ・ASUKAモデルに基づき市立全中・高等学校及び小学校10校(ASUKAモデル実践校)で児童生徒にAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習を行っています。



【学校での心肺蘇生法の実習】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	市立全中・高等学校及び小学校10校においてAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習実施	取組内容	①市立全学校で教職員による傷病者発見から医療機関への搬送までの訓練を実施 ②市立全中・高等学校及び小学校10校で児童生徒に心肺蘇生法の実習を実施 ③ASUKAモデルの改訂・普及
		工程	① → ② → ③ →
平成26年度	市立小・中・高等・特別支援学校におけるAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習100%実施	取組内容	①市立全学校で教職員による傷病者発見から医療機関への搬送までの訓練を実施 ②市立全小・中・高等・特別支援学校で児童生徒に心肺蘇生法の実習を実施 ③ASUKAモデルの改訂・DVD作成による普及
		工程	① → ② → ③ →
平成27年度	市立小・中・高等・特別支援学校におけるAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習100%実施	取組内容	①市立全学校で教職員による傷病者発見から医療機関への搬送までの訓練を実施 ②市立全小・中・高等・特別支援学校で児童生徒に心肺蘇生法の実習を実施 ③ASUKAモデルの改訂・作成したDVDを国や他自治体に提供
		工程	① → ② → ③ →
平成28年度	市立小・中・高等・特別支援学校におけるAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習100%実施	取組内容	①市立全学校で教職員による傷病者発見から医療機関への搬送までの訓練を実施 ②市立全小・中・高等・特別支援学校で児童生徒に心肺蘇生法の実習を実施 ③ASUKAモデルの改訂・作成したDVDを国や他自治体に提供
		工程	① → ② → ③ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

児童生徒が心肺蘇生法を身に付けることにより、事故発生時の対応力が高まり、学校の安全性が高まります。また、ASUKAモデルの普及・発信により、全国の学校における安全の確保に貢献できます。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 電話:048-829-1679
 教育委員会事務局 学校教育部 指導1課 電話:048-829-1660
 教育委員会事務局 学校教育部 指導2課 電話:048-829-1667
 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課 電話:048-829-1671

4 1 - 1 消防団の充実強化に係る事業の推進

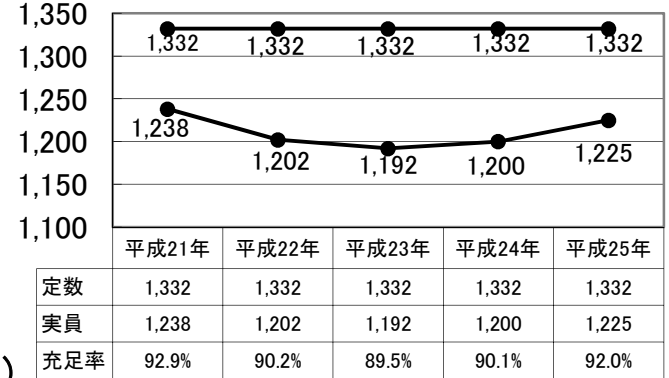
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域の総合的な防災力向上のため、平成28年度末までに新たに3分団の増強と3施設を整備し、消防団員の充足率を100%にします。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・ 行政区内の人口及び面積が不均衡となっている既存の消防分団について、バランスの取れた体制を確保していく必要があります。
- ・ 消防団施設が災害拠点としての機能を果たせるよう改修又は更新していく必要があります。
- ・ 消防団員確保のため、環境整備、処遇改善、広報対策の充実強化を図っていく必要があります。

【過去5年間における本市消防団員数の推移】 (単位:人)



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程
平成25年度	・ 消防団員確保対策の実施 ・ 消防団員増員(純増25名)	取組内容 ①分団増強に係る地域との調整 ②消防団員確保対策(広報活動・処遇改善) ③消防団員の確保(充足率94%以上確保) 工程 ① ② ③
平成26年度	消防団員増員(純増25名)	取組内容 ①分団増強に係る地域との調整 ②消防団員確保対策(広報活動) ③消防団員の確保(充足率96%以上確保) 工程 ① ② ③
平成27年度	・ 新設分団車庫整備(設計3棟) ・ 消防団員増員(純増25名)	取組内容 ①消防分団増強に係る施設設計(3施設) ②消防団員確保対策(広報活動) ③消防団員の確保(充足率98%以上確保) 工程 ① ② ③
平成28年度	・ 新設分団車庫整備(設計3棟・建設3棟) ・ 消防団員増員(純増32名)	取組内容 ①消防分団増強に係る施設整備及び運用準備(建設3施設・設計3施設) ②消防団員確保対策(広報活動) ③消防団員の確保(充足率100%達成) 工程 ① ② ③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地域防災の中核的な存在である消防団の消防力が向上します。

4 1 - 2 防災アドバイザーの育成活用

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域の防災力強化を図るため、平成28年度末までに、防災アドバイザーの避難場所運営訓練への参加率を100%にします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成24年度末までに防災アドバイザー(注1) 513人を養成しました。
- ・地域の防災力向上と減災のために、自ら率先して自主防災組織、避難場所運営委員会(198か所)等に対し、助言や運営の協力をいただいています。
- ・防災アドバイザーの平成24年度における避難場所運営訓練への参加率は、おおむね50~60%程度です。

【防災アドバイザー養成数(年度別)】

区名	全体	21	22	23	24
西区	48	6	10	12	20
北区	50	10	16	15	9
大宮区	56	12	16	13	15
見沼区	54	8	16	18	12
中央区	39	5	14	10	10
桜区	40	1	13	14	12
浦和区	70	8	15	18	29
南区	71	8	14	25	24
緑区	46	3	12	17	14
岩槻区	39	3	13	14	9
さいたま市	513	64	139	156	154

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	避難場所運営訓練への参加率70%	取組内容 ①スキルアップ研修受講者の募集、研修実施等 ②避難場所運営訓練への参加の呼びかけ、活性化推進 ③消防OB等(注2)の活用についての検討	工程 ① → → → → → ② → → → → → ③ → → → → →
平成26年度	避難場所運営訓練への参加率80%	取組内容 ①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修受講者の募集、研修実施等 ③避難場所運営訓練への参加の呼びかけ、活性化推進 ④消防OB等の活用検討 ⑤消防OB等の活用準備	工程 ① → → → → → ② → → → → → ③ → → → → → ④ → → → → → ⑤ → → → → →
平成27年度	避難場所運営訓練への参加率90%	取組内容 ①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修受講者の募集、研修実施等 ③避難場所運営訓練への参加の呼びかけ、活性化推進 ④消防OB等を活用した地域防災活動の活性化・防災教育の充実	工程 ① → → → → → ② → → → → → ③④ → → → → →
平成28年度	避難場所運営訓練への参加率100%	取組内容 ①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修受講者の募集、研修実施等 ③避難場所運営訓練への参加の呼びかけ、活性化推進 ④消防OB等を活用した地域防災活動の活性化・防災教育の充実	工程 ① → → → → → ② → → → → → ③④ → → → → →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

災害時に、初期消火・避難誘導・救出救護や避難場所運営を地域住民が円滑に行えるようになり、地域の防災力が向上します。

注1 防災アドバイザーとは、防災力向上のための活動を行う十分な意識・知識・技能を有し、防災士認証基準に基づき認証された防災士の資格を有するもので、地域の防災力向上のために自ら率先して活動していく者のこと。

注2 消防OB等とは、地域ボランティアに協力する消防OB、教員、民間企業の従業員をいう。

4 1 - 3 防災ボランティアコーディネーターの育成活用

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域の防災力強化と災害時における活動の迅速化を図るため、平成28年度末までに、総合防災訓練等での災害ボランティアセンター運営訓練（注1）への参加100%を目指します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・平成24年度末までに防災ボランティアコーディネーター（注2）599人を養成しました。
- ・スキルアップ研修を開催し、平時から地域とのコミュニケーションを形成し、防災活動を推進することの重要性を伝えました。
- ・平成24年度までの防災ボランティアコーディネーターの運営訓練等への延べ参加率は、約40%です。

区名	ボランティアコーディネーター受講年度			
	全体	22	23	24
西区	47	16	12	19
北区	53	22	20	11
大宮区	81	32	26	23
見沼区	70	18	31	21
中央区	46	10	16	20
桜区	44	19	11	14
浦和区	83	28	30	25
南区	77	28	23	26
緑区	55	12	18	25
岩槻区	43	13	10	20
さいたま市	599	198	197	204

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	災害ボランティアセンター運営訓練への延べ参加率55%	取組内容	①スキルアップ研修(DIG)による運営訓練の募集、研修実施等 ②総合防災訓練による災害ボランティアセンター運営訓練の参加者募集、実施等
		工程	
平成26年度	災害ボランティアセンター運営訓練への延べ参加率70%	取組内容	①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修(DIG)による運営訓練の募集、研修実施等 ③総合防災訓練による災害ボランティアセンター運営訓練の参加者募集、実施等
		工程	
平成27年度	災害ボランティアセンター運営訓練への延べ参加率85%	取組内容	①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修(DIG)による運営訓練の募集、研修実施等 ③総合防災訓練による災害ボランティアセンター運営訓練の参加者募集、実施等
		工程	
平成28年度	災害ボランティアセンター運営訓練への延べ参加率100%	取組内容	①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修(DIG)による運営訓練の募集、研修実施等 ③総合防災訓練による災害ボランティアセンター運営訓練の参加者募集、実施等
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

災害時にボランティア志願者とボランティアに対するニーズとのマッチングが円滑に行われ、必要なマンパワーの確保ときめ細かなニーズへの対応が可能になります。

注1 災害ボランティアセンター運営訓練は、災害図上訓練【DIG (Disaster Imagination Gameの略)】を含みます。

注2 防災ボランティアコーディネーターとは、災害発生時に被災者とボランティアとの架け橋となる役割を果たす者のこと。

4 1 - 4 中学校での防災教育

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市独自の防災教育カリキュラムに基づき、災害発生時に「自助」・「共助」が主体的にできる生徒を育成するため、平成25年度末までに、市立中学校で緊急地震速報を活用した避難訓練を100%実施し、以後、継続します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成24年度に、本市独自の防災教育カリキュラムを策定し、指導に関する資料等を含む「学校における防災教育」を市立全学校に配付しました。
- ・各学校では、このカリキュラムを基に、各学校における教育課程に位置付け、防災教育実施に向け、準備を整えました。



【緊急地震速報を活用した避難訓練】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	全ての中学校において、教育課程に位置付けた防災教育と、緊急地震速報を活用した避難訓練	取組内容	①平成25年度より、防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各校において教育課程に位置付いた授業で防災教育の実施 ②緊急地震速報を活用した避難訓練の実施
		工程	① ②
平成26年度	全ての中学校において、教育課程に位置付けた防災教育と、緊急地震速報を活用した避難訓練	取組内容	①防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各校において教育課程に位置付いた授業で防災教育の実施 ②緊急地震速報を活用した避難訓練の実施
		工程	① ②
平成27年度	全ての中学校において、教育課程に位置付けた防災教育と、緊急地震速報を活用した避難訓練	取組内容	①防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各校において教育課程に位置付いた授業で防災教育の実施 ②緊急地震速報を活用した避難訓練の実施
		工程	① ②
平成28年度	全ての中学校において、教育課程に位置付けた防災教育と、緊急地震速報を活用した避難訓練	取組内容	①防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各校において教育課程に位置付いた授業で防災教育の実施 ②緊急地震速報を活用した避難訓練の実施
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

中学生の「自助」・「共助」の態度が高まることにより、震災等の災害発生時に、中学生の地域貢献が期待できます。

4 2 高層マンションの自主防災組織等・防災備蓄の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

高層マンション(注1)の自主防災組織等(注2)や防災備蓄を推進するため、平成28年度末までに、市内全ての高層マンションの管理組合に対して、防災セミナーを実施します。

〔現状(平成25年7月25日時点)〕

- ・近年、本市では高層マンションの建設が進み、南海トラフ地震等が発生した場合は、長周期地震動(注3)のような東日本大震災と同様な被害が危惧されています。
- ・市内の高層マンション数は、330か所です。

【高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況】

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	
長周期地震動階級2	室内で大きな揺れを感じ、物に揺まりたいと感じる。物につかまらないう歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き仕器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	
長周期地震動階級3	立っていることが困難になる。	キャスター付き仕器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き仕器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

(気象庁HPより)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	高層マンションの実態調査	取組内容	①高層マンションの実態調査 ②高層マンション防災ガイドブックの作成 ③高層マンション防災ガイドブックの配布			
		工程			① →	② →
平成26年度	マンション管理組合に対する防災セミナーの実施(参加者150人)	取組内容	①防災セミナーのお知らせ ②セミナー開催 ③高層マンションの実態調査 ④ガイドブックやホームページ等による周知啓発			
		工程	① →	② ●	③ →	④ →
平成27年度	マンション管理組合に対するセミナーの実施(参加者150人)	取組内容	①防災セミナーのお知らせ ②セミナー開催 ③高層マンションの実態調査 ④ガイドブックやホームページ等による周知啓発			
		工程	① →	② ●	③ →	④ →
平成28年度	マンション管理組合に対するセミナーの実施(参加者150人)	取組内容	①防災セミナーのお知らせ ②セミナー開催 ③高層マンションの実態調査 ④ガイドブックやホームページ等による周知啓発			
		工程	① →	② ●	③ →	④ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

高層マンション特有の問題への理解が得られ、自主防災組織等の体制整備が促進し、高層マンションの防災力が向上します。

注1 高層マンションとは、高さ31m超又は11階以上のマンションをいう。

注2 自主防災組織等とは、自主防災組織又はマンション単独での自主的な防災体制のこと。

注3 長周期地震動とは、ゆっくりとした揺れが長く続く地震動のこと。地上付近の揺れよりも高層階の方がかなり大きく揺れるものをいう。

担当 総務局 危機管理部 防災課 電話:048-829-1126・1127

4 3 身近な地域の防災拠点への支援

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民が身近な場所を防災拠点として利用できるようにするため、自治会館等を地域の防災拠点と位置付けた上で、平成28年度末までに、20か所で非常用物資の備蓄や、太陽光発電・蓄電池、発電機等を整備します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・ 自主防災組織に対して資器材補助を行っています。
- ・ 地域防災計画における一時集合場所として、自治会館は正式に位置付けられていません。
- ・ 避難場所となる公共施設に太陽光発電の導入を進めています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程				
平成25年度	地域の防災拠点の選定基準作成	取組内容	①地域の防災拠点の選定基準の作成(施設の構造、収容可能人数、保管場所スペース等) ②支援内容の検討(非常用物資の備蓄、情報発信、太陽光発電等の導入)			
		工程		①②	→	
平成26年度	モデル事業として地域の防災拠点を整備(5か所)	取組内容	①モデル事業の周知・説明 ②実施個所選定及び個所ごとの支援内容の確定 ③支援の実施			
		工程	① →	② →	③ →	
平成27年度	モデル事業として地域の防災拠点を整備(5か所)	取組内容	①モデル事業の周知・説明 ②実施個所選定及び個所ごとの支援内容の確定 ③支援の実施			
		工程	① →	② →	③ →	
平成28年度	地域の防災拠点を整備(10か所)	取組内容	①事業の周知・説明 ②実施個所選定及び個所ごとの支援内容の確定 ③支援の実施			
		工程	① →	② →	③ →	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

指定避難所から遠い地域や、避難者の集中するおそれのある地域の市民が、自治会館等をより身近な防災拠点として利用することができます。

担当 総務局 危機管理部 防災課 電話:048-829-1126
 市民・スポーツ文化局 市民生活部 コミュニティ推進課 電話:048-829-1068
 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 電話:048-829-1324

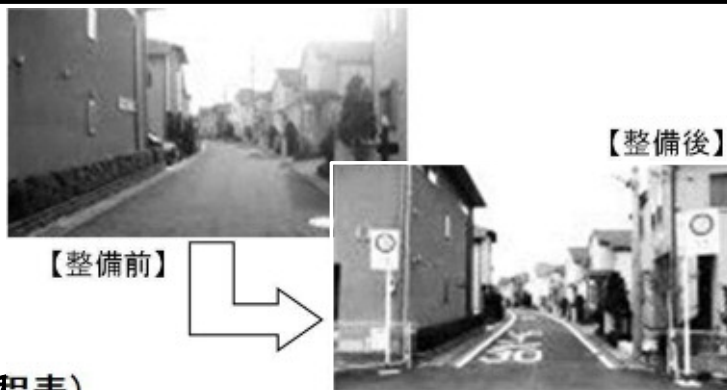
44-1 ゾーン30の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

生活道路での歩行者の安全な通行を確保するため、平成28年度末までに、ゾーン30（注）を23地区で整備します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・ゾーン30については、全国約3000地区、市内26地区が指定されており、平成24年度末までに市内3地区の整備が完了しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	7地区の整備 (累計10地区)	取組内容	①対象地区の現地調査および交通管理者との協議 ②7地区において設計、整備
		工程	現地調査・交通管理者との協議 ① → ② → 設計 → 整備
平成26年度	7地区の整備 (累計17地区)	取組内容	①対象地区の現地調査および交通管理者との協議 ②7地区において設計、整備
		工程	現地調査・交通管理者との協議 ① → ② → 設計 → 整備
平成27年度	6地区の整備 (累計23地区)	取組内容	①対象地区の現地調査および交通管理者との協議 ②6地区において設計、整備
		工程	現地調査・交通管理者との協議 ① → ② → 設計 → 整備
平成28年度	3地区の整備 (累計26地区)	取組内容	①対象地区の現地調査および交通管理者との協議 ②3地区において設計、整備
		工程	現地調査・交通管理者との協議 ① → ② → 設計 → 整備

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活道路において歩行者の安全な通行空間が確保され、交通事故数や交通事故死傷者数の低減が図られます。

注 ゾーン30とは、生活道路における歩行者の安全な通行のために、区域（ゾーン）を定めて自動車の最高速度を時速30キロとするとともに、地域の方々や交通管理者との協議を踏まえ、必要に応じて、その他の安全対策や、通過交通の抑制等を行うもの。

4 4 - 2 通学路の安全対策の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

通学路の安全対策を充実させるため、教育委員会及び関係機関による安全点検を市立全小・中学校で毎年実施し、改善の必要な箇所への対策を講じます。

[現状(平成25年4月1日時点)]

- ・ これまでは教育委員会及び学校が通学路の安全点検を行い、関係機関が対策を講じてきました。
平成23年度は45か所点検し、76%の対策が完了しました。
平成24年度は126か所点検し、47%の対策が完了しました。
- ・ これまでの安全点検とは別に、平成24年度は文部科学省、国土交通省及び警察庁の合同による通学路緊急合同点検を185か所実施し、対策必要箇所158か所のうち83%の対策を講じました。



【通学路緊急合同点検】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、改善の必要な箇所への対策を実施 (安全点検実施率100%)	取組内容	①学校及び教育委員会が通学路の安全点検を行い、対策改善が必要な箇所について、担当課等で対策を実施 ②このうち、改善の必要性の高い箇所においては、担当課、関係機関等による合同点検を実施し、対策を実施。
		工程	① ②
平成26年度	全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、改善の必要な箇所への対策を実施 (安全点検実施率100%)	取組内容	①学校及び教育委員会が通学路の安全点検を行い、対策改善が必要な箇所について、担当課等で対策実施 ②このうち、改善の必要性の高い箇所においては、担当課、関係機関等による合同点検を実施し、対策を実施
		工程	① ②
平成27年度	全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、改善の必要な箇所への対策を実施 (安全点検実施率100%)	取組内容	①学校及び教育委員会が通学路の安全点検を行い、対策改善が必要な箇所について、担当課等で対策を実施 ②このうち、改善の必要性の高い箇所においては、担当課、関係機関等による合同点検を実施し、対策を実施
		工程	① ②
平成28年度	全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、改善の必要な箇所への対策を実施 (安全点検実施率100%)	取組内容	①学校及び教育委員会が通学路の安全点検を行い、対策改善が必要な箇所について、担当課等で対策を実施 ②県・市企画調整協議会で合意した通学路安全総点検と連携して点検を実施する。必要に応じ合同点検を実施し、対策を実施
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

通学路の安全性が高まることにより、登下校中の事故を未然に防ぐことが期待できるとともに、保護者の安心感を高めることができます。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 学事課 電話:048-829-1648
 市民・スポーツ文化局 市民生活部 交通防犯課 電話:048-829-1219
 建設局 土木部 道路環境課 電話:048-829-1490
 各区役所 暮らし応援室

4 4 - 3 交通安全教育の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

児童生徒の安全を一層確保するために、平成28年度末までに、市立全小・中・高等学校で自転車に関する交通安全教育を実施します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成24年度に市立小学校78校で「子ども自転車運転免許制度」を実施しました。



【「子ども自転車運転免許制度」の実技試験】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施	取組内容	①市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 ②県警、高校、PTA、教育委員会の連絡協議会を設置し、高校生の交通安全に関する協議を実施
		工程	① 協議会設置 ②
平成26年度	市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 市立中・高等学校21校でスケアード・ストレイト技法(注)を用いた交通安全教育を実施	取組内容	①市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 ②市立中・高等学校21校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施
		工程	① ②
平成27年度	市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 市立中・高等学校20校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施(累計41校)	取組内容	①市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 ②市立中・高等学校20校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施
		工程	① ②
平成28年度	市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 市立中・高等学校20校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施(累計61校)	取組内容	①市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 ②市立中・高等学校20校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

体験的な交通安全教育を行い、自主的に交通ルールを体得させ、交通安全に対する意識を高めることで、児童生徒の将来にわたる長期的な交通事故防止につながることを期待されます。

注 スケアード・ストレイト技法とは、学習者がスタントマンによる模擬の交通事故を見学し「恐れ」を体感することにより、交通安全意識の向上を図る教育技法のこと。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 電話:048-829-1679
 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課 電話:048-829-1671

4 4 - 4 交通安全教室開催事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

交通ルールの遵守と交通マナーの推進を図るため、平成28年度までに、交通安全教室を年間250回開催します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・ 模擬道路を使用した横断歩道の渡り方、衝突実験など実践的教室を計211回(小学生対象164回、園児、高齢者対象47回)開催し、延べ25,944人が参加しました。
- ・ 平成24年中の市内の交通事故死亡者22名のうち、7名(31.8%)が高齢者です。
- ・ 警察及び交通安全団体(注)においても、交通安全教育を推進しています。



【交通安全教室の様子】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成 25 年度	市交通安全教室開催数 210回	取組内容	①小学生等対象の交通安全教室(155回) ②園児、高齢者等対象の交通安全教室(55回) ③警察や交通安全団体との連携(交通安全教室、自転車乗り方教室等)
		工程	① → ② → ③ →
平成 26 年度	市交通安全教室開催数 210回	取組内容	①小学生等対象の交通安全教室(155回) ②園児、高齢者等対象の交通安全教室(55回) ③警察や交通安全団体との連携(交通安全教室、自転車乗り方教室等)
		工程	① → ② → ③ →
平成 27 年度	市交通安全教室開催数 230回	取組内容	①小学生等対象の交通安全教室(155回) ②園児、高齢者等対象の交通安全教室の拡大(75回) ③警察や交通安全団体との連携(交通安全教室、自転車乗り方教室等) ④交通教育指導員の増員(1名)
		工程	① → ② → ③ → ④ ●
平成 28 年度	市交通安全教室開催数 250回	取組内容	①小学生等対象の交通安全教室(155回) ②園児、高齢者等対象の交通安全教室(95回) ③警察や交通安全団体との連携(交通安全教室、自転車乗り方教室等)
		工程	① → ② → ③ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

交通ルールの遵守と交通マナーの推進が図られることにより、交通事故が減少することが期待できます。

注 交通安全団体とは、交通安全協会、交通安全保護者の会(母の会)、トラック協会、自動車会社、宅配会社等のこと。

9 自然・環境

(1) 見沼・自然

- 45-1 見沼田んぼの総合情報発信基地の整備
- 45-2 国指定史跡見沼通船堀の保全
- 46 新セントラルパーク構想
- 47-1 目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト
- 47-2 水辺再生・サポート活動の推進
- 47-3 高沼用水路の整備
- 48 滞在型市民農園と農業交流施設の整備

(2) エネルギー・環境

- 49-1 全市立学校のエネルギーセキュリティ確保
- 49-2 メガソーラー推進事業 ～SUN-SUN Power Project～
- 49-3 市有施設太陽光発電設備設置プロジェクト
- 49-4 環境にやさしい小水力発電の推進
- 49-5 新クリーンセンター整備によるごみ発電の促進
- 49-6 木質等のバイオマスエネルギーの普及拡大
- 49-7 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の推進
- 49-8 市民ファンド等の市民参画による再生可能エネルギーの導入促進
- 50 環境センターからサーマルエネルギーセンターへ！ ～西部環境センターと東部環境センターの統廃合～

45-1 見沼たんぼの総合情報発信基地の整備

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

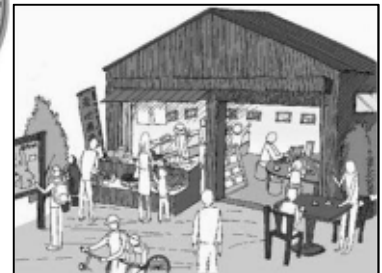
誰もがいつでも立ち寄れる見沼たんぼとするため、平成28年度末までに、見沼たんぼの総合的な情報発信や学習・休憩・サロン機能、作品展示等の機能を持たせた「新たな交流の場」を整備します。

【現状(平成25年7月末時点)】

- 平成23年度に「見沼圃基本計画アクションプラン」を策定し、見沼たんぼの保全・活用・創造を推進するために、地区・分野を横断する象徴的・持続的な市民プロジェクト(注)として、「新たな交流の場」づくりに向け、見沼区・緑区で地域懇談会を実施しました。



【新たな交流の場イメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	運営基本構想策定	取組内容	サービス内容・交流の場の機能や役割分担・組織体制など運営内容の検討
		工程	● 運営基本構想策定
平成26年度	運営実験	取組内容	①運営実験の場所探し ②期間を限定した運営実験 ③事業可能性・改善箇所の検討
		工程	① → ② → ③
平成27年度	拠点整備	取組内容	①交流の場候補地の選定 ②運営スタッフ募集と交流の場として拠点を整備
		工程	① → ②
平成28年度	新たな交流の場の設置	取組内容	新たな交流の場オープンに向けた研修や準備
		工程	● 新たな交流の場設置

(3) 達成時の効果(アウトカム)

見沼たんぼの総合的な情報発信基地として魅力を発信し、多世代交流の促進を図ることや地域経済の活性化に貢献できます。

注 市民プロジェクトとは、平成23年度に策定した見沼圃基本計画アクションプラン(計画期間平成24年度から平成28年度まで)に定めた、より多様で多くの方々の関わりの中で、多くの課題解決につながる横断的な取組のこと。

45-2 国指定史跡見沼通船堀の保全

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

見沼田んぼの歴史的資産を保全し、未来に引き継ぐため、平成28年度末までに、国指定史跡見沼通船堀の東縁^{こうもん}閘門^{ていとう}2基と堤塘を再整備します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・見沼田んぼを代表する歴史的資産である見沼通船堀では、平成6～9年度に史跡整備を行い、江戸時代の様子に復原しました。
- ・閘門開閉実演は、歴史再現行事として定着しています。
- ・前回整備から16年が経過して閘門や堤塘の傷みが進み、再整備が必要な時期を迎えています。



【 大勢の観覧者でにぎわう
見沼通船堀閘門開閉実演 】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成 25 年度	見沼通船堀の再整備方法を検討	取組内容 ①見沼通船堀や周辺文化財の維持管理 ②見沼通船堀の全体の再整備方法を検討(国・県との協議) ③見沼通船堀閘門開閉実演や鈴木家附属建物の公開等	工程 ①②③
平成 26 年度	見沼通船堀の再整備方針を決定	取組内容 ①見沼通船堀や周辺文化財の維持管理 ②見沼通船堀の全体の再整備方法を検討(指導検討会、国・県との協議) ③見沼通船堀閘門開閉実演や鈴木家附属建物の公開等	工程 ①②③
平成 27 年度	見沼通船堀東縁の再整備実施設計を実施	取組内容 ①見沼通船堀や周辺文化財の維持管理 ②見沼通船堀の全体の再整備実施設計(東縁) ③見沼通船堀閘門開閉実演や鈴木家附属建物の公開、パンフレット発行等	工程 ①③
平成 28 年度	見沼通船堀東縁の閘門2基、堤塘の再整備工事を実施	取組内容 ①見沼通船堀や周辺文化財の維持管理 ②見沼通船堀東縁の堤塘・閘門の再整備工事 ③見沼通船堀閘門開閉実演や鈴木家附属建物の公開等	工程 ①③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

優れた文化財の持つ価値を将来にわたって継承できます。また、歴史的資産を大切にしているまちとして、市民が誇りに思えるようになります。

4 6 新セントラルパーク構想

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

見沼たんぼの自然・歴史・文化を次世代に引き継ぐとともに、広域的な防災拠点の整備に向けて、平成28年度末までに、セントラルパークの次期整備地区(約10ha)の整備に必要な環境アセスメントの手續に着手します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・見沼たんぼと市民を繋ぎ、見沼たんぼの保全・活用・創造を先導する拠点として、セントラルパーク基本構想を策定しました。
- ・セントラルパーク基本構想のうち、先行整備地区として、平成19年11月に合併記念見沼公園(約4ha)を開設しています。



【セントラルパーク次期整備地区予定地】
(奥が次期整備地区)

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	整備方針のとりまとめ	取組内容	次期整備地区についての、防災部局や埼玉県との調整を行い、防災機能を加味した整備手法等整備方針のとりまとめ		
		工程	—————→		
平成26年度	基本構想の改定	取組内容	関係機関及びセントラルパーク市民協働会議(注)関係者と協議を行い、次期整備区域の基本構想を改定		
		工程	—————→● 基本構想の改定		
平成27年度	見沼土地利用協議	取組内容	基本構想を基に、見沼たんぼの規制について関係各署との協議を行うとともに、環境評価調査の事前準備を実施		
		工程	—————→		
平成28年度	環境アセスメント調査計画書の作成	取組内容	さいたま市環境影響評価条例に基づき、調査計画書を作成し、公告・縦覧		
		工程	—————→ 調査計画書の作成 → 公告・縦覧		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民が自然に親しむ空間を創出できるとともに、災害時に広域的な防災拠点として活用できます。

注 セントラルパーク市民協働会議とは、地域団体、市民団体、生態系保護団体及び行政等で組織され、見沼たんぼと市民をつなぐ諸施策及び公園の運営管理を実現させるため、市民と行政が対等な立場で協議・活動ができるよう、平成19年度に設置したもの。
 担当 都市局 都市計画部 都市公園課 電話:048-829-1420

47-1 目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民、団体、事業者と行政の協働による絆の象徴ができるよう、20km以上の桜回廊の整備を目指して、平成28年度末までに、3.2kmの桜回廊と15か所の憩いの場を整備します。

【現状(平成25年7月末時点)】

- ・見沼代用水沿いには、市民や団体などにより1,600本の桜が植樹され、西縁18.5kmのうち約11.1km、東縁10kmのうち約6.3km、見沼通船堀の0.8kmの総延長18.2kmに及ぶ桜回廊がつくられてきました。
- ・植えられていない区間を繋げることで、世界一をうたう弘前市を上回る20km以上の桜回廊をつくることができます。



【見沼代用水 西縁(左)と東縁(右)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	実行委員会の設立 桜の植樹(約800m)	取組内容	①現況把握、植樹可能地調査、植樹仕組みづくり ②実行委員会設立と、シンボル事業として植樹祭の開催
		工程	
平成26年度	桜の植樹(約800m)	取組内容	①桜植樹(約800m)、維持管理、植樹祭の開催、事業PR ②桜回廊散策路整備調査、憩いの場(5か所)整備
		工程	
平成27年度	桜の植樹(約800m)	取組内容	①桜植樹(800m)、維持管理、植樹祭の開催、事業PR ②桜回廊散策路・憩いの場(5か所)整備
		工程	
平成28年度	桜の植樹(約800m)	取組内容	①桜植樹(800m)、維持管理、植樹祭の開催、事業PR ②桜回廊散策路・憩いの場(5か所)整備
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民の憩いの場が形成されるとともに、市民の絆の強化や、日本一の桜回廊を皆でつくるという”誇り”の形成に寄与します。

4 7 - 2 水辺再生・サポート活動の推進

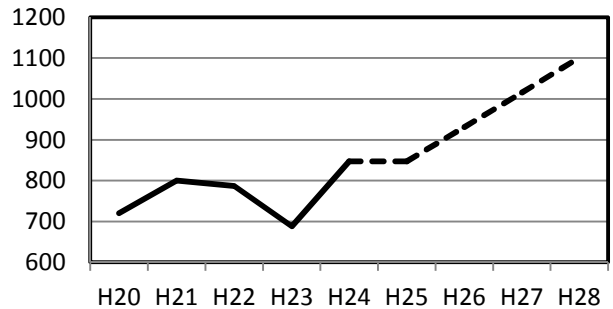
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の水辺環境美化活動への参加を促すため、平成28年度末までに、団体等の活動に対する支援を充実させ、「水辺再生・サポート活動の参加人数」を3割以上(平成24年度比)増やします。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・「水辺のサポート制度」は、市が管理する河川、遊水地、公園内の水辺等の環境美化活動を行う自治会、市民団体等に対し、市サポーターとしての協定を結び、市が支援する制度です。
- ・平成24年度は、清掃活動に延べ847人／年が参加しています。

【水辺再生・サポート活動参加人数】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	「水辺のサポート制度」を市民や関係団体に対し周知	取組内容	①「水辺のサポート制度」に加入している団体に対し、清掃活動への協力依頼 ②新たな活動支援策を検討し、さいたま市ロードサポート制度及び彩の国リバーサポート制度に加盟している110団体(約2900人)や市民に対し、市報等で「水辺のサポート制度」について周知する
		工程	① ②
平成26年度	「水辺のサポート制度」の参加者数85人増	取組内容	水辺のサポート制度の加入団体数の増加や環境美化活動の参加人数を増やすため、新たな活動支援策の取りまとめを行い、清掃活動の傷害保険の加入や清掃用具等の充実を図り、活動状況を市報やホームページ等でPRし、参加者数を前年度から85人増加
		工程	
平成27年度	「水辺のサポート制度」の参加者数85人増	取組内容	水辺のサポート制度の加入団体数の増加や環境美化活動の参加人数を増やすため、清掃活動の傷害保険の加入や清掃用具等の充実を図り、活動状況を市報やホームページ等でPRし、参加者数を前年度から85人増加
		工程	
平成28年度	「水辺のサポート制度」の参加者数85人増	取組内容	水辺のサポート制度の加入団体数の増加や環境美化活動の参加人数を増やすため、清掃活動の傷害保険の加入や清掃用具等の充実を図り、活動状況を市報やホームページ等でPRし、参加者数を前年度から85人増加
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

水辺などの環境美化活動を通して、きれいな水、きれいな水辺を自ら守り、次世代に引き継いでいく意識が高まります。

47-3 高沼用水路の整備

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民が水と親しみ憩える親水空間を創出するため、平成28年度末までに、高沼用水路の親水型歩行空間を約2.6km整備します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・高沼用水路東西縁(総延長約5km)について、親水型歩行空間の創出として整備を進めています。
- ・しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会において、委員から、市民が憩える親水空間の整備について、継続的に取り組むべきとの意見がありました。



【親水型歩行空間】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	約0.5km整備 (整備率18%)	取組内容	①市民団体との協議を踏まえながら、次年度整備分の詳細設計 ②親水型歩行空間の整備 (南区関1丁目付近と中央区鈴谷9丁目付近)
		工程	① ②
平成26年度	約0.6km整備 (整備率31%)	取組内容	①市民団体との協議を踏まえながら、次年度整備分の詳細設計 ②親水型歩行空間の整備 (中央区新中里3丁目付近と中央区鈴谷6丁目付近)
		工程	① ②
平成27年度	約0.7km整備 (整備率45%)	取組内容	①市民団体との協議を踏まえながら、次年度整備分の詳細設計 ②親水型歩行空間の整備 (中央区新中里2丁目付近と中央区鈴谷5丁目付近)
		工程	① ②
平成28年度	約0.8km整備 (整備率61%)	取組内容	①市民団体との協議を踏まえながら、次年度整備分の詳細設計 ②親水型歩行空間の整備 (中央区大戸6丁目付近と中央区鈴谷5丁目付近)
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

浸水被害の軽減と、市民が川や水と親しみ憩えるようになることで、心の安らぎや潤いを得ることができます。

48 滞在型市民農園と農業交流施設の整備

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

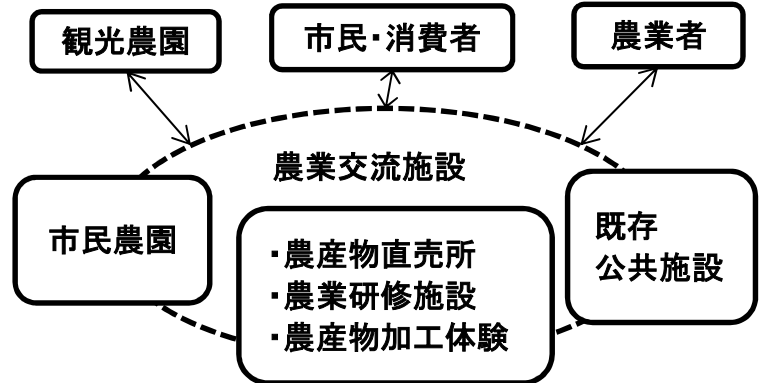
地産地消の推進のため、平成28年度末までに、農産物直売所、農業研修施設などの施設を軸に、市民農園や観光農園等と連携した、農業交流施設の整備工事を完了します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

・しあわせ倍増プラン2009「市民農園の整備」については、目標を達成しました。

市民農園 74か所(目標:72か所)

見沼たんぼ内 9か所(目標:9か所)



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表) 【農業交流施設の機能と連携のイメージ】

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	関係部局による整備方針の策定	取組内容	①関係部局による将来整備方針を策定 ②開設場所、施設用地の検討、選定 ③滞在型市民農園や農産物直売所等に対するニーズの調査 ④策定中の農業振興ビジョンの重点プロジェクトへの位置付け
		工程	①②③④ →
平成26年度	交流施設の基本構想の策定	取組内容	①市民農園整備促進法に基づく開設主体及び運営主体の検討 ②市民農園開設費用及び運営費用のシュミレーション ③連携する農業者やJA、生産団体関係団体と運営協議 ④交流施設構成(農産物直売所、農業研修施設等)などの基本構想策定
		工程	①②③④ →
平成27年度	交流施設基本設計、実施設計の作成	取組内容	①市民農園開設準備(地権者協議・市民農園の設計) ②交流施設の周辺整備、施設を含めた設計の作成
		工程	①② →
平成28年度	交流施設工事完了	取組内容	①周辺整備、施設を含めた交流施設整備工事 ②平成29年度からの交流施設供用開始に合わせて、開設準備(農園整備・利用者募集等)
		工程	①② →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地産地消の推進や地域産業の活性化が図られるとともに、市民の農業体験、レクリエーションの場として、豊かなライフサイクルの実現につながります。

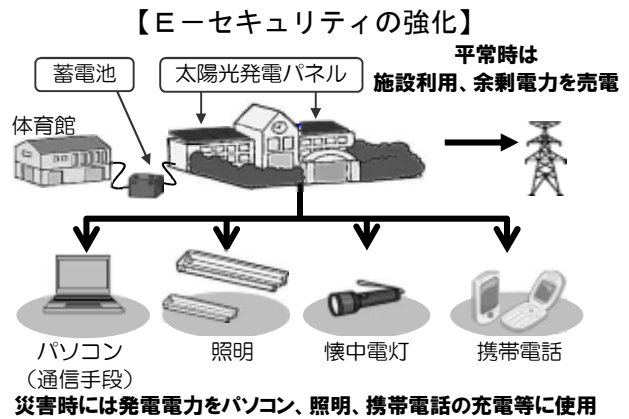
49-1 全市立学校のエネルギーセキュリティ確保

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

災害時のエネルギーセキュリティ(注)を確保するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するため、平成27年度末までに、全市立学校に太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進します。

【現状(平成25年3月末時点)】

・平成25年3月に策定された「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」において、リーディング事業①「E-セキュリティ(エネルギーセキュリティ)の強化」で防災拠点となっている市立学校152校に太陽光発電設備及び蓄電池の設置を位置付けています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	31校への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	設置事業者決定後、31校に太陽光発電設備及び蓄電池を設置		
		工程	—————▶		
平成26年度	61校への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	61校の太陽光発電設備及び蓄電池を設置		
		工程	—————▶		
平成27年度	60校への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	60校の太陽光発電設備及び蓄電池を設置		
		工程	—————▶		
平成28年度		取組内容			
		工程			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

学校に太陽光発電設備及び蓄電池を設置することで、環境教育の推進が図られるとともに、エネルギーセキュリティが確保されます。

注 エネルギーセキュリティとは、災害時等に必要最低限のエネルギーを確保すること。
 担当 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 電話:048-829-1324

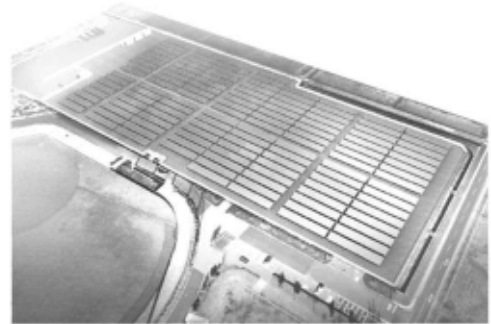
49-2 メガソーラー推進事業 ～ SUN-SUN Power Project ～

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

日本一の晴天日を誇る本市の太陽エネルギーを最大限活用するため、平成27年度末までに、1MW(注1)以上のメガソーラー(注2)を2か所に誘致します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」において、未利用市有地に計2MWのメガソーラーの設置を目標としています。
- ・岩槻区川通地区において、本市初のメガソーラーの民間事業者を《第1弾》として公募しました。



【メガソーラー完成イメージ図】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・岩槻区川通地区について平成25年度事業開始に向けた手続を実施 ・新規個所の実施に向けた候補地選定等準備作業を実施	取組内容	《岩槻区川通地区》 ①事業者選定、基本協定等締結 ②施設施工状況確認、FIT(固定価格買取制度)手続、発電事業開始 《新規個所》 ③候補地選定等準備作業
		工程	
平成26年度	・岩槻区川通地区本格稼働 ・新規個所の事業者公募及び発電開始に向けた作業を実施	取組内容	《岩槻区川通地区》 ①発電事業実施状況確認、地域貢献等開始 《新規個所》 ②事業者公募、選定、基本協定等締結 ③事業者による施工に向けた諸業務
		工程	
平成27年度	新規個所の竣工及び発電開始	取組内容	《新規個所》 ①施設施工状況確認、FIT(固定価格買取制度)手続 ②発電事業開始
		工程	
平成28年度	新規個所本格稼働	取組内容	《新規個所》 発電事業実施状況確認、地域貢献等開始
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

未利用市有地の有効活用、再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消という3つの課題が同時に解決され、継続的に成長する環境未来都市が実現されます。

注1 1MWとは、1メガワットと読み 1,000キロワット(kW)のこと。

注2 メガソーラーとは、1MWを超える大規模な太陽光発電施設のこと。

49-3 市有施設太陽光発電設備設置プロジェクト

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

災害時のエネルギーセキュリティ(注)を確保するとともに、低炭素なまちづくりを推進するため、平成28年度末までに、区役所などの市有施設15か所に太陽光発電設備等を設置します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・本市では地球温暖化対策としてこれまで太陽光発電設置に取り組み、48施設に合計672kWの太陽光発電設備を設置しました。
- ・東日本大震災の影響で、原発への依存度を低減しつつ、低炭素社会を実現すること、災害時のエネルギーセキュリティを確保することが必要であることから、引き続き太陽光発電設備の設置を推進します。



【大宮武道館の太陽光発電設備(32.3kW)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	市有施設への太陽光発電設備等の設置に係る導入可能性調査	取組内容	市有施設への導入可能性調査			
		工程	—————▶			
平成26年度	市有施設への太陽光発電設備導入可能性調査の実施	取組内容	①市有施設の導入可能性調査の実施 ②平成27年度に設置を行う市有施設の設計			
		工程	① —————▶ ② —————▶			
平成27年度	市有施設3か所への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	①市有施設へ設置(3か所) ②平成28年度に設置を行う市有施設の設計			
		工程	① —————▶ ② —————▶			
平成28年度	市有施設12か所への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	取組内容	①市有施設へ設置(12か所) ②平成29年度に設置を行う市有施設の設計			
		工程	① —————▶ ② —————▶			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市有施設に太陽光発電設備等を設置することで、再生可能エネルギーの推進が図られるとともに、エネルギーセキュリティが確保されます。

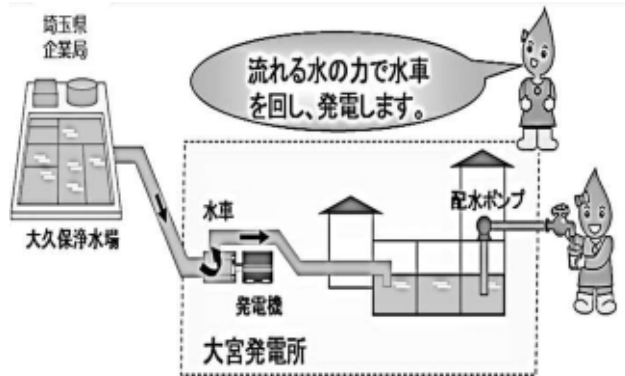
49-4 環境にやさしい小水力発電の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

環境への貢献に取り組むため、平成26年度末までに、再生可能エネルギーである未利用水力を利用した小水力発電設備を2配水場に導入します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・ 埼玉県企業局大久保浄水場から送られてきた水の圧力と流量を利用して3配水場で小水力発電設備4基が稼働しています。
- 【水道局単独事業】
 白幡配水場 平成15年度設置 年間約41万kWh発電
- 【企業との共同事業】
 大宮配水場 平成23年度設置 年間約40万kWh発電
 北部配水場 平成23年度設置 (2基) 年間約76万kWh発電



【小水力発電イメージ図 (大宮配水場)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾間木配水場に小水力発電設備を設置、運転開始・稼働 ・ 深作配水場に小水力発電設備を設置 	取組内容	①尾間木配水場 小水力発電設備(年間約47万kWh発電)設置工事、運転開始・稼働 ②深作配水場 小水力発電設備(年間約43万kWh発電)設置工事
		工程	① ● → ② →
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾間木小水力発電稼働 ・ 深作小水力発電運転開始・稼働 	取組内容	①尾間木配水場 小水力発電設備稼働 ②深作配水場 小水力発電設備設置工事、運転開始・稼働
		工程	① → ② ● →
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾間木小水力発電稼働 ・ 深作小水力発電稼働 ・ 設置可能調査(設置可能配水場調査) 	取組内容	①尾間木配水場 小水力発電設備稼働 ②深作配水場 小水力発電設備稼働 ③設置可能調査(設置可能配水場調査)
		工程	① ② → ③ →
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾間木小水力発電稼働 ・ 深作小水力発電稼働 ・ 設置可能調査(事業可能性の検証) 	取組内容	①尾間木配水場 小水力発電設備稼働 ②深作配水場 小水力発電設備稼働 ③設置可能調査(事業可能性の検証)
		工程	① ② → ③ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

再生可能エネルギーである未利用水力が有効活用され、継続的に成長する環境未来都市が構築されます。

担当 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 電話:048-829-1324
 水道局 給水部 配水課 電話:048-714-3112

49-5 新クリーンセンター整備によるごみ発電の促進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

焼却施設及びリサイクルセンターを平成26年度末までに整備し、ごみ発電を促進します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・現在5か所の焼却施設が稼働中ですが、その内2か所の施設は老朽化が進んでおり、ごみ発電を実施していません。
- ・老朽化が進んだ2施設の代替として、平成27年度の供用開始を目指して新クリーンセンターを建設しており、平成24年度末の工事進捗率は14%でした。



【新クリーンセンター完成イメージ図】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	施設工事進捗率36%	取組内容	①熱回収施設、リサイクルセンター、余熱体験施設の建設工事及び施工管理 ②環境影響評価事後調査(注)、維持管理運営協議
		工程	① 建設工事・施工管理 ② 環境影響評価事後調査・維持管理運営協議
平成26年度	施設完成	取組内容	①熱回収施設、リサイクルセンター、余熱体験施設の建設工事、旧埋立処分場の適正閉鎖工事及び施工管理 ②環境影響評価事後調査、維持管理運営協議
		工程	① 建設工事・施工管理 ② 環境影響評価事後調査・維持管理運営協議
平成27年度	発電等施設運営	取組内容	①特別目的会社による施設完成後の維持管理運営 ②環境影響評価事後調査、維持管理モニタリングの実施
		工程	① 維持管理運営 ② 環境影響評価事後調査・管理運営
平成28年度	発電等施設運営	取組内容	①維持管理運営 ②環境影響評価事後報告、維持管理モニタリングの実施
		工程	① 維持管理運営 ② 運営管理

(3) 達成時の効果(アウトカム)

環境負荷を低減するとともに、資源・熱エネルギーが効率的に回収され、環境にやさしい持続可能な都市が構築されます。

注 環境影響評価事後調査・報告とは、工事实施中・実施後における環境への影響を継続的に調査、報告するもの。
 担当 環境局 施設部 新クリーンセンター建設準備室 電話:048-789-7714
 環境施設課 電話:048-829-1342

49-6 木質等バイオマスエネルギーの普及拡大

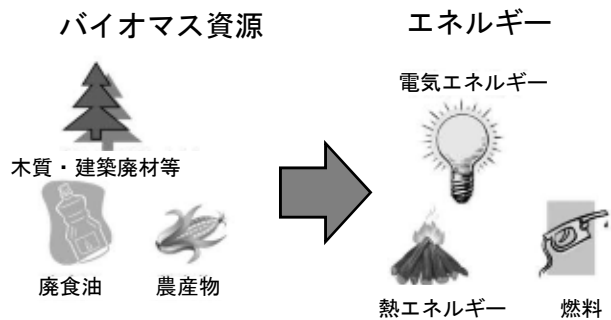
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

低炭素なまちづくりを推進し、再生可能エネルギーを導入するため、平成28年度末までに、バイオマスエネルギーの活用を開始します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- 平成25年3月に策定された「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」の中で、木質バイオマスを始めとしたバイオマスエネルギーの利用可能性について、「利用可能量が少ないが、活用に向けて前向きに検討を進めていくエネルギー」として位置付けています。

【バイオマスエネルギー活用のイメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	バイオマスエネルギー活用の先進事例等の調査	取組内容	バイオマスエネルギー活用の先進事例等の調査			
		工程	—————▶			
平成26年度	バイオマスエネルギー活用の課題について検討	取組内容	①調査結果に基づき、バイオマスエネルギー活用の課題について検討 ②関係機関とバイオマスエネルギーの活用について協議 ③秩父市森林バイオマス事業分科会への参加			
		工程	① —————▶	② —————▶	③ ●	③ ●
平成27年度	バイオマスエネルギーの活用実現に向けて協議実施	取組内容	①関係機関とバイオマスエネルギー活用について協議 ②民間企業等との連携や支援なども含め、活用実現に向けた検討 ③広域での連携手法の検討			
		工程	①②③ —————▶			
平成28年度	バイオマスエネルギー活用の開始	取組内容	これまでの協議内容を取りまとめ、他自治体や民間企業との連携によるバイオマスエネルギー活用の開始			
		工程	—————▶			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

民間企業等と連携したバイオマスエネルギーの活用を促進することにより、再生可能エネルギーが身近に感じられ、環境への意識が高まります。

49-7 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の推進

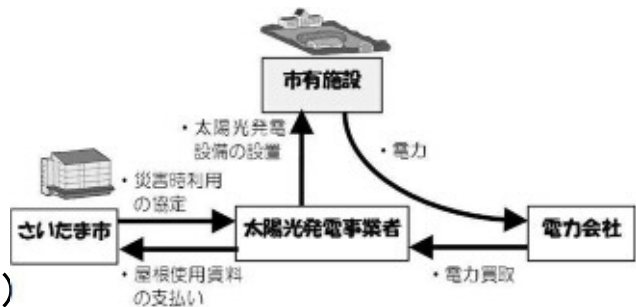
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

低炭素なまちづくりを推進し、再生可能エネルギー導入を促進するため、平成27年度末までに、市有施設の屋根貸し（注）を実施します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- 平成25年3月に策定された「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」における再生可能エネルギーの導入手法の一つとして、推進手法⑦「地域分散型太陽光発電設備の設置によるメガソーラーの推進手法の実現（市有施設の屋根貸し）」に位置付けています。

【屋根貸しによる太陽光発電設備設置のイメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程	
平成25年度	屋根貸し事業の検討	取組内容	屋根貸しの事業スキームについての検討
		工程	—————→
平成26年度	屋根貸し事業の検討	取組内容	①屋根貸し事業の対象施設の選定 ②事業者選定の基準等の条件整理
		工程	① —————→ ② —————→
平成27年度	屋根貸し事業の開始	取組内容	屋根貸し事業の開始(事業者の募集、選考・決定、太陽光発電の設置)
		工程	—————→
平成28年度	屋根貸し事業の継続	取組内容	屋根貸し事業の継続
		工程	—————→

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市有施設に太陽光発電設備等を設置することで、再生可能エネルギーの推進が図られるとともに、エネルギーセキュリティが確保されます。

注 屋根貸しとは、事業者等に市有施設の屋根を貸し、事業者が太陽光発電を設置する事業のこと。発電した電力は売電し事業者の収益となるが、災害時は太陽光発電電力を施設で使用できるようにするため、エネルギーセキュリティを確保できる。

49-8 市民ファンド等の市民参画による再生可能エネルギーの導入促進

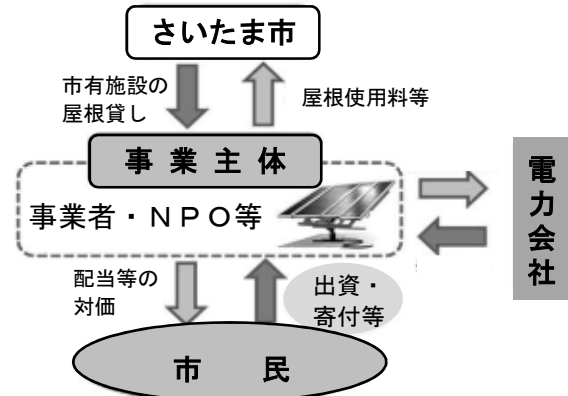
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

低炭素なまちづくりを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進するため、平成28年度末までに、市民ファンドや寄付等の市民参画による手法を実施します。

【市民参画による太陽光発電設備設置のイメージ】

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- 平成25年3月に策定された「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」における再生可能エネルギーの導入手法の一つとして、推進手法⑨「市民参画による太陽光発電設備の設置促進」に市民ファンドの設立等の検討を位置付けています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	市民ファンドや寄付等の市民参画の再生可能エネルギー導入手法の調査・研究	取組内容	先進事例等の調査・研究			
		工程	—————→			
平成26年度	関係機関と課題について検討・協議	取組内容	①関係機関と課題についての検討・協議 ②「都市と森をつなぐ再生可能エネルギー協議会」への参加による市民ファンドや寄付等の検討			
		工程	① —————→	② ●	② ●	② ●
平成27年度	市民参画の導入手法について、関係機関や地元企業等との調整	取組内容	関係機関や事業参加が見込まれる地元企業等との調整			
		工程	—————→			
平成28年度	各種団体や民間企業との連携による、市民参画による市民ファンドや寄付等を活用した事業の実施	取組内容	各種団体や民間企業等との連携による、市民参画による市民ファンドや寄付等を活用した事業の実施			
		工程	—————→			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民との協働の推進が図られるとともに、市民が再生可能エネルギーの活用に関与しやすくなります。

◎ 環境センターの統廃合改修と東楽園を健康センター（温水プール付）に！

50 環境センターからサーマルエネルギーセンターへ！ ～西部環境センターと東部環境センターの統廃合～

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

現在稼働中の東西環境センターを統廃合し、廃棄物の安定処理と、東楽園への熱エネルギー供給も含め、熱利用を一層推進するため、平成33年度の供用開始を目指して、平成28年度末までに事業者を決定します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・ごみは、市内5か所の焼却施設で処理していますが、老朽化が進んだクリーンセンター大崎第一工場と岩槻環境センターの代替施設として、現在新クリーンセンターの建設を進めております。
- ・更に東西環境センターを統廃合し、新たにサーマルエネルギーセンターを整備することで、右図に示す3施設体制とすることを検討しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程
平成25年度	PFI手法(注1)の活用について検討し、導入の有無を決定	<p>取組内容</p> <p>①統廃合施設の基本計画について検討し、併せてさいたま市PFI活用指針に基づき、民間活力の活用が有効か調査検討します。</p> <p>②環境に与える影響について評価するため、整備予定地周辺の環境状況を調査するための計画書を策定します。</p> <p>工程</p> <p>① 調査計画書 公告縦覧 住民説明会</p>
平成26年度	統廃合施設の基本計画を策定	<p>取組内容</p> <p>①統廃合施設の基本計画を策定します。</p> <p>②環境に与える影響について評価するため、計画書に基づき四季を通じて現況調査を行い、現在の周辺環境状況を把握します。</p> <p>工程</p> <p>① 敷地測量、地質調査</p>
平成27年度	環境影響評価の準備書を策定	<p>取組内容</p> <p>①事業者を選定するため、基本計画を基に発注に向けた仕様書を作成します。</p> <p>②環境に与える影響について、現況調査に基づき予測を行い、環境負荷を低減するための対策を盛り込んだ準備書を策定します。</p> <p>工程</p>
平成28年度	統廃合施設の整備事業者を決定	<p>取組内容</p> <p>①発注仕様書に基づき入札を行い、整備事業者を決定します。</p> <p>②環境に与える影響について、準備書に対する意見を踏まえ内容を修正した評価書を策定します。</p> <p>工程</p> <p>準備書公告 住民説明会 公聴会 事業者決定 評価書公告</p>

(3) 達成時の効果(アウトカム)

環境センターの統廃合による効率的な施設運営を図ることで、ごみ処理に要するコストと環境負荷を低減するとともに、東楽園への供給を含めた熱エネルギーの有効活用を促進します。

注 PFI手法とは、公共サービスを市民に提供するための事業方式で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことにより、質の高いサービスをより少ない財政支出で提供するものです。

担当 環境局 施設部 環境施設課 電話:048-829-1340

保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 電話:048-829-1259

10 まちづくり・コミュニティ

(1) まちづくり

- 5 1 暮らしの道路、スマイルロードの整備推進
- 5 2 無電柱化の推進
- 5 3 身近な公園整備事業
- 5 4 駅のバリアフリー化の促進
- 5 5 東日本大震災復興支援を含めた卸売市場活性化事業

(2) コミュニティ

- 5 6-1 自治会加入促進
- 5 6-2 自治会館の整備促進
- 5 7 NPO等との協働事業の推進
- 5 8 マンション管理組合への支援の拡充
- 5 9 空き店舗を活用した地域コミュニティ活性化
- 6 0-1 (仮称) アーバンデザインセンターみその設置
- 6 0-2 (仮称) アーバンデザインセンター大宮の設置

◎ 暮らしの道路、スマイルロード整備事業の積み残しを一掃し、その後の新規工事は2年以内に整備

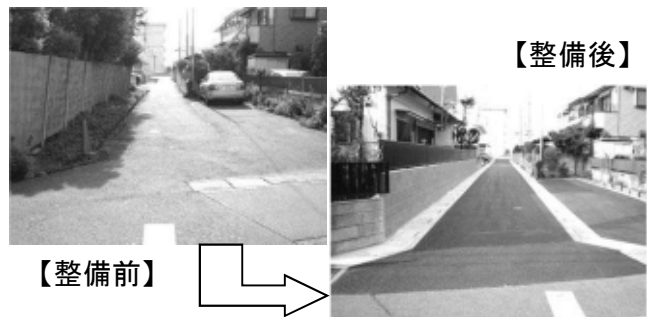
5.1 暮らしの道路、スマイルロードの整備推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

安全で快適な道路環境の向上を早期に図るため、平成28年度末までに、暮らしの道路(注1)・スマイルロード整備事業(注2)により、生活道路を570件整備します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・しあわせ倍増プラン2009では、年間120件、4年間で480件の整備プランをたて、目標をおおむね達成しました。
- ・市民からの要望は多いものの、現場条件等が整わず工事着手ができない案件があるため、平成25年3月に未処理案件削減方を策定しました。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	120件の整備	取組内容	①暮らしの道路整備事業、スマイルロード整備事業を合わせて年間120件整備 ②未処理案件削減方策に基づき未処理案件を精査 ③要望の受付や対応状況について、ホームページで公表
		工程	① 暮らしの道路・スマイルロードの整備 ② ③ ● 要望受付や対応状況の公表(9月、3月更新) ●
平成26年度	150件の整備(累計270件)	取組内容	①暮らしの道路整備事業、スマイルロード整備事業を合わせて年間150件整備 ②要望の受付や対応状況について、ホームページで公表
		工程	① 暮らしの道路・スマイルロードの整備 ② ● 要望受付や対応状況の公表(9月、3月更新) ●
平成27年度	150件の整備(累計420件)	取組内容	①暮らしの道路整備事業、スマイルロード整備事業を合わせて年間150件整備 ②要望の受付や対応状況について、ホームページで公表
		工程	① 暮らしの道路・スマイルロードの整備 ② ● 要望受付や対応状況の公表(9月、3月更新) ●
平成28年度	150件の整備(累計570件)	取組内容	①暮らしの道路整備事業、スマイルロード整備事業を合わせて年間150件整備 ②要望の受付や対応状況について、ホームページで公表
		工程	① 暮らしの道路・スマイルロードの整備 ② ● 要望受付や対応状況の公表(9月、3月更新) ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民ニーズに基づく道路整備を早期に実現することで、安全で快適な道路環境を形作ることができます。

注1 暮らしの道路整備事業とは、地元からの申請に基づき、道路幅員4m未満の狭い生活道路の拡幅を、必要な用地を市に無償寄付していただき、市で測量・分筆・登記及び道路整備(工事)を行うもの。
注2 スマイルロード整備事業とは、毎日利用されている道路の環境整備や老朽化の改善など、利用者のニーズに応えるため、沿線の皆様からの申請に基づき、道路整備(工事)を行うもの。

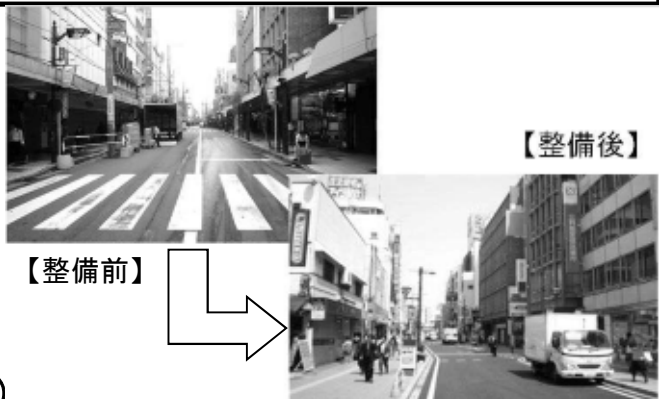
5.2 無電柱化の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市街地における歩行空間の確保、都市防災対策や都市景観の向上を図るため、平成28年度末までに、電線共同溝（注）を約2.4km整備します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

・市内における無電柱化は、大宮駅・さいたま新都心周辺地区や浦和駅周辺地区において実施されています。電線共同溝を設置した後に、関係事業者が電線類を電線共同溝に収容し、電柱の撤去を行うため、歩道整備完了まで数年を要する状況です。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	新規整備路線の検討・協議・調整	取組内容	今後の新たな無電柱化事業実施の検討対象路線として、5路線について、整備実施に向け関係機関との協議、調整			
		工程	関係機関協議・調整 ➔			
平成26年度	電線共同溝0.5km整備	取組内容	①電線共同溝整備に向けた関係機関との協議、調整 ②電線共同溝の設計、整備			
		工程	① ➔	② ➔		
平成27年度	電線共同溝0.7km整備 (累計1.2km)	取組内容	①電線共同溝整備に向けた関係機関との協議、調整 ②電線共同溝の設計、整備			
		工程	① ➔	② ➔		
平成28年度	電線共同溝1.2km整備 (累計2.4km)	取組内容	①電線共同溝整備に向けた関係機関との協議、調整 ②電線共同溝の設計、整備			
		工程	① ➔	② ➔		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

無電柱化の推進により、市街地における歩行空間の確保、都市防災対策や都市景観の向上が図られます。

注 電線共同溝とは、複数の事業者の電線を収容するため、道路の地下に設置する管路形式の共同収容施設のこと。

5.3 身近な公園整備事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

身近な公園の不足する地域(注1)を解消するため、平成28年度末までに、身近な公園(注2)を29か所増やします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

・都市公園の適正な配置・整備に向けて、身近な公園の不足する地区を重点に、歩いて行ける範囲に子供からお年寄りまで、誰もが安心して利用できる身近な公園整備を進めており、しあわせ倍増プラン2009では、平成21年度から平成24年度までの4年間に、23か所(提供公園等は除く)の公園を整備しました。(平成24年度末の身近な公園の整備率 83.9%)



【岩槻区 緑ヶ丘公園】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	公園5か所開設	取組内容	①県有地等公園用地取得、実施設計業務、整備工事 ②公園空白地における民有地の用地調査及び取得要綱の策定
		工程	① 公園開設 5か所 ② 用地調査・取得要綱策
平成26年度	公園6か所開設 (累計11か所)	取組内容	①県有地等公園用地取得、実施設計業務、整備工事 ②民有地を活用した整備エリア及び候補地の選定
		工程	① 公園開設 6か所 ② 民有地を活用した整備エリア及び候補地決定
平成27年度	公園9か所開設 (累計20か所)	取組内容	①公園用地取得、設計業務、整備工事 ②民有地を活用した整備エリア及び候補地の選定
		工程	① 公園開設 9か所 ② 選定した民有地取得 民有地を活用した整備エリア及び候補
平成28年度	公園9か所開設 (累計29か所)	取組内容	①公園用地取得、設計業務、整備工事 ②民有地を活用した整備エリア及び候補地の選定
		工程	① 公園開設 9か所 ② 選定した民有地取得 民有地を活用した整備エリア及び候補

(3) 達成時の効果(アウトカム)

歩いて行ける身近な公園が整備され、市民の憩いやレクリエーションの場、オープンスペースを確保することができます。

注1 身近な公園の不足する地域とは、公園整備対象範囲となる市街化区域及びDID区域内において、500㎡以上の既設公園外周部から250m圏又は総合公園を除いた既設公園の規模に応じた誘致範囲のどちらにも当てはまらない区域のこと。

注2 身近な公園とは、街区公園、近隣公園、地区公園等で、計821公園のこと。

担当 都市局 都市計画部 都市公園課 電話:048-829-1420

5.4 駅のバリアフリー化の促進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

鉄道駅における高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、平成28年度末までに、市内全駅にエレベーター等を整備し、バリアフリー化を促進します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

・市内33駅中、橋上化事業中の指扇駅及び岩槻駅を含めた8駅のバリアフリー設備が未整備となっています。

(バリアフリー設備整備率75.8%(25駅/33駅))

【市内バリアフリー設備未整備駅一覧】○:整備済み ×:未整備

駅名	改札口の外側		改札口の内側
	エレベーター		エレベーター
1 東大宮駅	東口	×	○
	西口	○	
2 北浦和駅	東口	○	○
	西口	×	
3 南浦和駅	東口	×	×
	西口	×	
4 指扇駅	南口		×
5 岩槻駅	東口		×
6 東宮原駅			×
7 今羽駅			×
8 吉野原駅		×	×

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	バリアフリー設備整備率 87.9%(29駅/33駅)	取組内容 ①東大宮駅東口改札外エレベーターの整備 ②北浦和駅西口改札外エレベーターの整備 ③今羽駅改札内エレベーターの整備 ④指扇駅改札内外エレベーターの整備(駅舎橋上化事業)	工程 ① ② ③ ④
平成26年度	バリアフリー設備整備率 93.9%(31駅/33駅)	取組内容 ①南浦和駅西口改札外エレベーターの整備 ②東宮原駅改札内エレベーターの整備 ③岩槻駅改札内外エレベーターの整備(駅舎橋上化事業)	工程 ① ② ③
平成27年度	バリアフリー設備整備率 97.0%(32駅/33駅)	取組内容 南浦和駅東口改札外エレベーターの整備	工程
平成28年度	バリアフリー設備整備率 100%(33駅/33駅)	取組内容 吉野原駅改札内外エレベーターの整備	工程

(3) 達成時の効果(アウトカム)

鉄道駅を利用する全ての市民が円滑に移動できるようになり、「市民や企業から選ばれる都市」、「住みやすい、住み続けたいと感じる都市」の実現に寄与します。

5.5 東日本大震災復興支援を含めた卸売市場活性化事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

東日本大震災復興支援のため、平成26年度から、卸売市場を利用した被災地産の物販イベントを毎月1回開催します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・卸売市場を利用した被災地産の物販イベントは実施していません。

【物販イベント(イメージ)】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	復興支援物販イベントの試行実施	取組内容	①イベントの実施主体である協議会(実行委員会)の設置 ②復興支援のための被災県産物販イベントの試行実施
		工程	① ②
平成26年度	復興支援物販イベントの定期的実施(年間12回)	取組内容	復興支援のための被災県産物販イベントの定期的実施(毎月1回)
		工程	
平成27年度	復興支援物販イベントの定期的実施(年間12回)	取組内容	復興支援のための被災県産物販イベントの定期的実施(毎月1回)
		工程	
平成28年度	復興支援物販イベントの定期的実施(年間12回)	取組内容	復興支援のための被災県産物販イベントの定期的実施(毎月1回)
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

東日本大震災復興支援を行うとともに、卸売市場への集客を増やし地域経済の活性化を図ります。

56-1 自治会加入促進

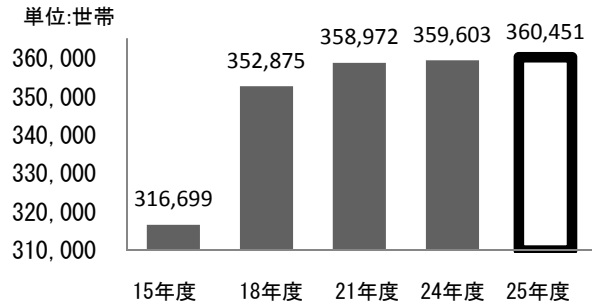
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域コミュニティを活性化させるため、平成28年度末までに、新たな加入促進施策を創設するとともに自治会の屋外活動備品を整備して、自治会加入世帯数を7,500世帯増加させます。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・市内には854の自治会が組織されています。
- ・自治会には、360,451世帯が加入しています。
- ・「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」が平成24年5月に制定されたことを受け、さいたま市自治会連合会等と連携して加入促進の向上に取り組んでいます。

【政令指定都市移行後の加入世帯数の推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	自治会加入世帯数1,500世帯増	取組内容	①加入促進施策の先進事例の収集、課題の抽出、メニュー出し〔PR強化含む〕(実施可能な施策は、調整が整い次第速やかに実施する) ②屋外活動備品の整備に要する経費の補助及び整備調査(整備目標：5自治会)
		工程	① 事例収集 → 課題の抽出 → メニュー出し ② 事業実施 → 整備調査 → 進行管理
平成26年度	自治会加入世帯数2,000世帯増 (累計3,500世帯増)	取組内容	①新たな加入促進施策の制度設計、関係機関等との調整、運用準備(実施可能な施策は、調整が整い次第、速やかに実施する) ②屋外活動備品の整備に要する経費の補助及び整備調査(整備目標：60自治会〔累計65自治会〕)
		工程	① 制度設計 → 関係機関等との調整・運用準備 ② 事業実施 → 整備調査 → 進行管理
平成27年度	自治会加入世帯数2,000世帯増 (累計5,500世帯増)	取組内容	①新たな加入促進施策の試行(実施可能な施策は、調整が整い次第、速やかに実施する) ②屋外活動備品の整備に要する経費の補助及び整備調査(整備目標：20自治会〔累計85自治会〕)
		工程	① 新たな加入促進施策の試行準備 → ● 試行 ② 事業実施 → 整備調査 → 進行管理
平成28年度	自治会加入世帯数2,000世帯増 (累計7,500世帯増)	取組内容	①新たな加入促進施策の実施(実施可能な施策は、調整が整い次第、速やかに実施する) ②屋外活動備品の整備に要する経費の補助及び整備調査(整備目標：15自治会〔累計100自治会〕)
		工程	① 新たな加入促進施策の実施の準備 → ● 実施 ② 事業実施 → 整備調査 → 進行管理

(3) 達成時の効果(アウトカム)

防災や防犯、夏祭り等の自治会活動が活発になり、地域社会の活性化、安心・安全なまちづくりの推進が図られます。

56-2 自治会館の整備促進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域コミュニティを活性化させるため、平成28年度末までに、活動の拠点となる自治会集会所の建設及び増改築修繕等の整備を140件実施します。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- 自治会集会所数は516施設ありますが、新耐震基準が導入された建築基準法改正(昭和56年)の前に建設された自治会集会所は297施設あります。
- 「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」が平成24年5月に制定されたことを受け、自治会集会所整備に対する補助金額の増額や屋内備品を補助対象とする制度拡大をしました。

【自治会集会所整備の推移】

年度	建設	増改築修繕
21	3件	39件
22	2件	34件
23	3件	23件
24	2件	26件

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	自治会集会所整備数35件	取組内容	①自治会集会所の建設・増改築修繕・屋内備品整備の実施 ②次年度に向けた整備意向調査
		工程	① 事業実施 → 進行管理 → ② 整備調査 →
平成26年度	自治会集会所整備数35件 (累計70件)	取組内容	①自治会集会所の建設・増改築修繕・屋内備品整備の実施 ②次年度に向けた整備意向調査
		工程	① 事業実施 → 進行管理 → ② 整備調査 →
平成27年度	自治会集会所整備数35 (累計105件)	取組内容	①自治会集会所の建設・増改築修繕・屋内備品整備の実施 ②次年度に向けた整備意向調査
		工程	① 事業実施 → 進行管理 → ② 整備調査 →
平成28年度	自治会集会所整備数35 (累計140件)	取組内容	①自治会集会所の建設・増改築修繕・屋内備品整備の実施 ②次年度に向けた整備意向調査
		工程	① 事業実施 → 進行管理 → ② 整備調査 →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地域活動の拠点が整備されることにより、自治会活動が活発となるほか、災害時には避難所としての活用が期待できます。

57 NPO等との協働事業の推進

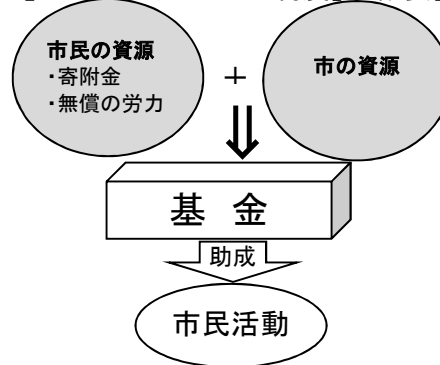
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民活動及び協働を推進するため、平成28年度末までに、マッチングファンド制度(注1)による助成事業を24件実施します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- 平成22年3月に市民活動団体を支援するための基金を設置し、市民活動を支援するマッチングファンド制度を創設しました。
- 平成22年度から3年間で14件の助成事業を実施しました。

【「マッチングファンド制度」の概要】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	マッチングファンド制度による助成事業の実施(6事業)	取組内容	①助成事業の公募及び市民による審査 ②事業の進行管理 ③(仮称)協働テーブルの運営(注2)
		工程	① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営 → ① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営 → ① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営
平成26年度	マッチングファンド制度による助成事業の実施(6事業)	取組内容	①助成事業の公募及び市民による審査 ②事業の進行管理 ③(仮称)協働テーブルの運営
		工程	② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営 → ① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営 → ① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営
平成27年度	マッチングファンド制度による助成事業の実施(6事業)	取組内容	①助成事業の公募及び市民による審査 ②事業の進行管理 ③(仮称)協働テーブルの運営
		工程	② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営 → ① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営 → ① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営
平成28年度	マッチングファンド制度による助成事業の実施(6事業)	取組内容	①助成事業の公募及び市民による審査 ②事業の進行管理 ③(仮称)協働テーブルの運営
		工程	② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営 → ① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営 → ① 事業の公募及び審査 → ② 事業の進行管理 → ③(仮称)協働テーブルの運営

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民活動が活発となり、協働が推進されることで、市民の力がまちづくりに発揮され、新しい活動が生まれるなどの地域が豊かになる波及効果が期待できます。

注1 マッチングファンド制度とは、市民の資源(寄附、無償の労力、自己資金)と市の資源を出し合って造成する基金を活用して市民活動団体に助成する制度のこと。

注2 (仮称)協働テーブルとは、市民活動団体と市が、地域課題、協働の必要性等を話し合い、共有する場のこと。

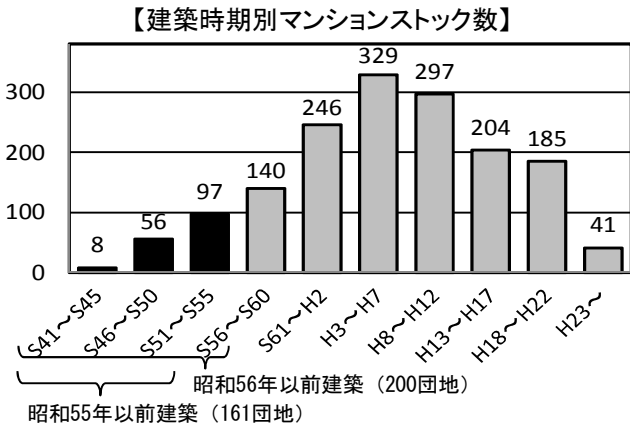
58 マンション管理組合への支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

マンションの耐震化や適正な管理運営・大規模修繕等を促進するため、平成28年度末までに、100団地のマンションを訪問し、相談・支援を行うとともに、新たな部署を設置を視野に、マンション管理組合への支援を拡充します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・本市における分譲マンションは約1,600団地、約9万8千戸あり、住宅総数のうちの大きなウエイトを占めています。
- ・このうち、旧耐震基準の昭和56年以前に建築された団地は200団地、昭和55年以前では161団地あります。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	支援ニーズの把握、情報収集	取組内容	管理組合の組織率等、支援のニーズについての調査や、庁内・他市・関係機関等への情報収集
		工程	—————→
平成26年度	マンション訪問数19団地	取組内容	①旧耐震設計以前(昭和45年以前築)の分譲マンションを訪問し、耐震化等に向けた相談・支援 ②新たな部署の設置を視野に入れたマンション管理組合支援拡充策についての基本方針の策定
		工程	①② —————→
平成27年度	マンション訪問数40団地 (累計59団地)	取組内容	①旧耐震設計(昭和46年~55年築)の分譲マンションを訪問し、耐震化等に向けた相談・支援(40団地) ②基本方針に基づく支援拡充策の先行的な実施 ③平成28年度当初の新たな部署の設置に向けた庁内調整
		工程	①②③ —————→ 部署の設置に向けた庁内調 (部署の設置) ●
平成28年度	マンション訪問数41団地 (累計100団地)	取組内容	①旧耐震設計(昭和46年~55年築)の分譲マンションを訪問し、耐震化等に向けた相談・支援(41団地) ②基本方針に基づくマンション管理組合への支援拡充策の実施
		工程	①② —————→

(3) 達成時の効果(アウトカム)

マンションの適正管理が図られ、マンションやその近隣に居住する市民の満足度が向上し、住みやすい、住み続けたいと考える市民が増加します。

59 空き家、空き店舗を活用した地域コミュニティ活性化

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

商店街、地域コミュニティの活性化を図るため、平成27年度に、確保した空き店舗で希望者に事業を行わせる新たな取組を開始し、平成28年度末までに4件支援します。

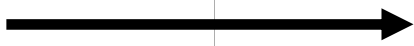




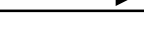



【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・商店会等が空き店舗を活用して行う事業に対する支援制度がありますが、実施に当たっての商店会の負担が大きく、取り組める商店会が限られており、新たな空き店舗活用方策が必要となっています。

【新たな空き店舗活用実績】

平成21年度	0件
平成22年度	1件
平成23年度	1件
平成24年度	0件
平成25年度	1件

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	新たな取組方策の取りまとめ	取組内容	新たな取組方策の検討、関係機関との調整
		工程	
平成26年度	制度の周知	取組内容	①空き店舗の情報収集、立地条件等の精査 ②パンフレットや市ホームページ等による制度の広報
		工程	①  ② 
平成27年度	空き店舗を活用した事業開始件数(2件)	取組内容	①制度の広報活動、利用者募集 ②計画の認定2件 ③空き店舗を活用した事業の開始、サポート
		工程	①  ②  ③ 
平成28年度	空き店舗を活用した事業開始件数(2件)	取組内容	①制度の広報活動、利用者募集 ②計画の認定2件 ③空き店舗を活用した事業のサポート
		工程	①  ②  ③ 

(3) 達成時の効果(アウトカム)

空き店舗の活用により、商店街の活性化が図られるとともに、地域コミュニティの向上が図れます。

60-1 (仮称) アーバンデザインセンターみその設置

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

さいたま市東部地域の成長と発展を推進するため、平成27年度末までに、情報発信機能を備えた産学官連携の(仮称)アーバンデザインセンター(注)みそのを設立します。

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- ・みそのウイングシティにおける土地区画整理事業の進捗は、総事業費ベースで50%を超えました。
- ・次世代自動車・スマートエネルギー特区に指定されスマートホーム・コミュニティの先行整備地区、超小型モビリティの実証地域に位置付けられています。
- ・地域の成長・発展のための基盤整備の推進や企業・教育機関等の誘致による定住人口、交流人口の増加が求められています。

【浦和美園駅を中心とした地域交流拠点イメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	情報発信拠点の設置	取組内容	浦和美園駅に情報発信拠点(浦和美園インフォメーションセンター)を設置し、都市再生機構とも連携した、まちづくりに関する情報提供を実施
		工程	
平成26年度	(仮称)アーバンデザインセンターみその機能決定	取組内容	①みそのウイングシティの成長・発展に向けた、まちづくりの方向性の検討 ②まちづくりの方向性を踏まえ、(仮称)アーバンデザインセンターみその産学官の連携方法、活動内容、管理運営体制などの機能の決定 ③スマートエネルギーを地域全体へ普及・促進するため、積極的な情報発信
		工程	
平成27年度	(仮称)アーバンデザインセンターみその設立	取組内容	地域のまちづくりの推進の拠点として、また、スマートエネルギーに関連するPR拠点及び地域の移動を担う超小型モビリティの実証拠点として、(仮称)アーバンデザインセンターみそのを民間活力を活用して設立
		工程	
平成28年度	(仮称)アーバンデザインセンターみその運営支援	取組内容	地域の土地利用促進、スマートホーム・コミュニティなどのスマートエネルギーの地域全体への普及・推進に向けて、産学を運営主体とした(仮称)アーバンデザインセンターみそのの運営の開始
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

情報発信の強化により、従来の埼玉スタジアム2002を中心とした「スポーツ・健康」のイメージに加え、「環境・エネルギー」に対するブランディングが加速され、地域への企業の投資を促し、誰もが暮らしやすく、活力がある「先進的な環境未来都市」が実現します。

注 アーバンデザインセンターとは、産学官の多様な主体の連携・協働により、まちづくりや都市デザイン、情報発信等を行うまちづくりの拠点のこと。

担当 都市局 まちづくり推進部 浦和東部まちづくり事務所 電話:048-878-5143
 環境局 環境共生部 環境未来都市推進課 電話:048-829-1329
 政策局 東部地域・鉄道戦略室 電話:048-829-1871

60-2 (仮称) アーバンデザインセンター大宮の設置

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

大宮駅周辺地域戦略ビジョンで掲げた「民官協働の場」の推進のため、平成27年度末までに、学識経験者や専門家、まちづくり団体、NPO等の民と連携しながら、(仮称)アーバンデザインセンター大宮を設置します。

【「民官協働の場」概念図】



【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・学識経験者やまちづくり専門家、市民主体のまちづくり団体が構成する「大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進懇談会」を年2回程度開催し、まちづくり活動に関する情報を共有しています。
- ・多様な課題に対し民官連携でまちづくりを展開していくための仕組みや常設の拠点がなく、地元からもアーバンデザインセンターの開設が求められています。

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

出典:大宮駅周辺戦略ビジョン

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	アーバンデザインセンターの機能等についてのビジョン推進懇談会への報告	取組内容	学識経験者やまちづくり専門家、まちづくり団体とともに、民が求めるアーバンデザインセンターの機能等を整理の上、大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進懇談会に報告
		工程	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100%; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="margin-left: 5px;">●</div> </div> 専門家やまちづくり団体との調整 ビジョン推進懇談会への報告
平成26年度	「情報発信の場」の設置	取組内容	①まちづくり団体等の民が中心になり、模型やパネル等の展示による「情報発信の場」を設置 ②アーバンデザインセンターへの市の役割や支援方策等の検討
		工程	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100%; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="margin-left: 5px;">●</div> </div> ① 情報発信の場の設置 ② 民による情報発信の場の運営 市の役割や支援方策の検討
平成27年度	(仮称)アーバンデザインセンター大宮の設置	取組内容	「情報発信の場」の運営主体との協議の上、アーバンデザインセンターを設置
		工程	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100%; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="margin-left: 5px;">●</div> </div> 情報発信の場からアーバンデザインセンターへの移行に関する協議 設置準備 アーバンデザインセンター設置
平成28年度	(仮称)アーバンデザインセンター大宮の運営支援	取組内容	①アーバンデザインセンターが順調に運営できるよう、積極的かつ継続的な支援 ②景観や街並み等に関するまちづくりワークショップの開催
		工程	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100%; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="margin-left: 5px;">●</div> </div> アーバンデザインセンターの運営開始 ②ワークショップの開催 ①運営を支援

(3) 達成時の効果(アウトカム)

まちづくりに関する常設の場の創設と情報発信により気運の醸成や関心を高め、大宮駅周辺地域のまちづくりを円滑に推進することができます。

参 考

参考 1 住み心地、定住志向について

(1) 住み心地

項 目	平成 2 1 年度	平成 2 5 年度	平成 2 9 年度 (参考)
さいたま市を住みやすいと感じる市民の割合 ※ 1	7 6 . 2 %	8 1 . 8 %	8 5 %
(平成 2 9 年度数値の考え方) 平成 2 1 年度から平成 2 5 年度までの数値の伸びを踏まえ、数値を設定したものです。			

(2) 定住志向

項 目	平成 2 1 年度	平成 2 5 年度	平成 2 9 年度 (参考)
さいたま市に住み続けたいと感じる市民の割合 ※ 2	8 3 . 1 %	8 2 . 1 %	8 3 . 1 % 以上
(平成 2 9 年度数値の考え方) 平成 2 5 年度が平成 2 1 年度より低いため、平成 2 1 年度数値以上としたものです。			

参考2 各分野の成果指標・主な取組指標

1 子どもと親のしあわせ倍増

・市民意識調査結果等

項目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
子育て支援の充実について満足と感じる市民の割合 ※3	8.9%	12.8%	21%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
子育て世代の女性(30代)の就業率	(平成17年度) 54.1%	(平成22年度) 58.5%	(平成27年度) 63%
(平成27年度数値の考え方) 平成22年度までの推移を基に、平成22年度の大都市平均(62.8%)を超える数値を設定しました。			
子育てしやすいまちだと感じる市民の割合	—	(平成24年度) 64.9%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているもので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			
合計特殊出生率について、本市と大都市平均との比較(本市/大都市平均×100)	(平成22年度) 1.03	(平成23年度) 0.98	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているもので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項目	平成24年度	平成28年度
認可保育所定員数	(平成25年4月1日時点) 12,983人	(平成29年4月1日時点) 16,583人
放課後児童クラブ受入可能数	(平成25年4月1日時点) 2,488人	(平成29年4月1日時点) 3,929人
保育・教育に携わる者の交流参加者数	(新規事業)	(平成28年度末までの累計) 1,000人
保育士・幼稚園教諭体験参加者数	(平成21~24年度の累計) 3,672人	平成28年度末までの累計 7,440人
父親向け講座・イベント等参加者及び父親の施設利用者数	延べ約4,500人	延べ6,500人

男性参加者数割合	7.5% (延べ892人)	15% (延べ1,500人)
ふるさとハローワークの拡充	1,984人	2,500人
再就職支援事業による就職者割合	(新規事業)	平成28年度までの 4年間5割
女性の起業件数	4件	10件
養成機関修了者の常勤就職・進学率	88%	90%

2 若者のしあわせ倍増

・市民意識調査結果等

項 目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
青少年の健全育成について満足 と感じる市民の割合 ※3	7.2%	9.6%	20%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
就労環境の向上を感じる市民の 割合	—	(平成24年度) 16.0%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているもので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項 目	平成24年度	平成28年度
若者自立支援ルーム利用者 数	(新規事業)	5,800人
ユースアドバイザー養成数	(新規事業)	(平成28年度までの累計) 60人
若者就職支援による就職等 進路決定者数	57人	150人
(仮称)思春期グループ開催 回数	(新規事業)	(平成25年10月以降) 月4回
(仮称)ひきこもりサポータ ー派遣回数	(新規事業)	100回

3 高齢者のしあわせ倍増

・市民意識調査結果等

項目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
高齢者施策について満足と感じる市民の割合 ※3	5.3%	7.7%	14%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
65歳の健康寿命 ※4	(平成19年度) 男性16.44年 女性19.17年	(平成24年度) 男性16.96年 女性19.72年	男性 18年 女性 21年
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
60歳以上の地域活動の参加状況(同好会やサークル活動によるスポーツ・趣味・娯楽活動) ※3	21.5%	27.7%	44%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
困った時に相談できる人が身近にいると感じる市民の割合	—	(平成24年度) 68.7%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			
地域・ボランティア活動や趣味を楽しむ等、生きがいをもって活動している高齢者の割合	—	(平成24年度) 60.0%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項目	平成24年度	平成28年度
見守りネットワークが構築された自治会数	活動団体数不明	854自治体(市内全域)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供地域	0% (サービス事業所0か所)	100%(市内全域)
介護者サロン開催回数	269回	550回
介護者カフェ箇所数	0か所	4か所
アクティブチケット利用枚数	4,388枚	17,500枚

介護ボランティア制度登録数	(平成 25 年 3 月 31 日時点) 3, 7 8 3 人	(平成 29 年 3 月 31 日時点) 1 0, 4 0 0 人
長寿応援制度登録者数	(平成 25 年 3 月 31 日時点) 1 0, 0 3 6 人	(平成 29 年 3 月 31 日時点) 3 0, 0 0 0 人
シニアユニバーシティ等の シルバーク、シルバー人 材センター登録者数	(新規事業)	(平成 28 年度末までの累計) 2 1 0 人

4 障害者のしあわせ倍増

・市民意識調査結果等

項目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
障害者福祉の充実について満足と感じる市民の割合 ※3	4.6%	5.8%	10%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
ノーマライゼーション条例認識率「条例施行を知っている」※5	—	(平成24年度) 18.9%	90%以上
(目標設定の考え方) 誰もが安心して地域で生活できる社会を実現するため、一人でも多くの市民の方にノーマライゼーション条例の理念の普及を目指して設定しました。			
地域の中で、障害に対する理解が深まっていると感じる市民の割合	—	(平成24年度) 40.4%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているのので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項目	平成24年度	平成28年度
障害者就労施設等への発注件数	10件	47件
移動支援事業所数	(平成25年3月31日時点) 187か所	(平成29年3月31日時点) 207か所
障害者就労施設平均月額工賃	15,789円	20,000円
障害者の一般就労者数	(平成21~24年度の累計) 498人	(平成28年度末まで累計) 700人
グループホーム等定員数	(平成25年7月1日時点) 195人	(平成29年3月31日時点) 255人
特別支援学級設置校数	(平成25年4月1日時点) 61校	(平成29年4月1日時点) 125校
ふれあいスポーツ大会・ノーマライゼーションカップ来場者数	1,408人	3,000人
精神保健福祉に関する区役所での相談・区役所支援の件数	(新規事業)	1,200件
精神保健福祉に関する同行訪問件数	(新規事業)	300件
地域移行する精神障害者数	(新規事業)	平成28年度末までの累計 20人

発達障害者に対する支援ネットワーク構築数	(新規事業)	2か所
発達障害児の保護者向け勉強会開催数	(新規事業)	11回

5 日本一の教育都市

・市民意識調査結果等

項 目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
学校教育の充実について満足と感じる市民の割合 ※3	12.0%	15.4%	30%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
青少年の健全育成について満足と感じる市民の割合(再掲) ※3	7.2%	9.6%	20%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
不登校の状態から、登校できる状態となった児童生徒の割合	26.3%	(平成24年度) 66.4%	70%
(平成29年度数値の考え方) しあわせ倍増プラン2013の各取組により、割合が増えることを期待して設定しました。			
地域の子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合	—	(平成24年度) 70.5%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているのので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項 目	平成24年度	平成28年度
給食室整備校数	(平成25年3月31日時点) 149校	(平成27年3月31日時点) 160校(全小中学校)
地元シェフによる学校給食実施校数	(平成21~24年度の累計) 46校	(平成28年度までの累計) 80校
心の支えがいて感じる児童生徒の割合	69.8%	80%
小中学校のトイレ洋式化率	(平成25年4月1日時点) 34.5%	(平成29年4月1日時点) 50%
放課後・土曜チャレンジスクール参加者数	延べ150,620人	延べ195,000人
学校支援ボランティア数	22,104人	24,100人

6 健康・医療・福祉

・市民意識調査結果等

項目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
健康づくりと地域医療機関の充実について満足と感じる市民の割合 ※3	7.2%	10.0%	16%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
1日1時間以上歩く人の割合 ※6	—	(平成24年度) 男性34.0% 女性29.0%	(平成28年度) 男性38% 女性33%
(平成28年度数値の考え方) 国が定める「健康日本21」において、10年間で約8%の増加を目標としていることを踏まえ、さいたま市ヘルスプラン21では、4年間で4%の増加を目標としました。			
肥満者の割合 ※7	—	(平成24年度) 男性24.1% 女性15.2%	(平成28年度) 男性20% 女性14.1%
(平成28年度数値の考え方) 国が定める「健康日本21」において、10年間で男性は約10%、女性は約4%の減少を目標としていることを踏まえ、さいたま市ヘルスプラン21では4年間で男性約4%、女性1.1%の減少を目標としました。			
自分が健康だと感じる市民の割合	—	(平成24年度) 80.2%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項目	平成24年度	平成28年度
特定健診受診率	34.3%	60%
がん検診受診率	29%	40%
不適切な施設に入所する生活保護受給者数	(新規事業)	(平成28年度末までの累計) 400人減
生活保護受給者等の就労数	(新規事業)	(平成28年度末までの累計) 2,600人
生活困窮者、不正受給の発見数	(新規事業)	(平成28年度末までの累計) 30件

7 文化・芸術

・市民意識調査結果等

項 目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
地域文化の保全、芸術・文化活動の振興について満足と感じる市民の割合 ※3	12.7%	15.7%	26%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
市民(20歳以上)の年1回以上の文化芸術活動参加率	—	(平成24年度) 51.5%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているもので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			
市のイメージとして「文化的なまち・芸術のまち」と答えた市民の割合	—	(平成24年度) 13.7%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているもので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項 目	平成24年度	平成28年度
大宮盆栽美術館来館者数	49,399人	70,000人
市民一人当たり貸出数	8.5点	9.1点
1か月に1冊も本を読まない子どもの割合(①小学生、②中学生)	①3.4%、②6.5%	①2%、②5%

8 安全・安心

・市民意識調査結果等

項 目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
交通事故防止、防犯対策について 満足と感じる市民の割合 ※3	7.4%	9.3%	13%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
防災・治水対策、消防体制の充実に 満足と感じる市民の割合 ※3	8.9%	11.9%	17%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
交通事故死者数	23人	(平成24年度) 23人	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているのので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項 目	平成24年度	平成28年度
AED使用を含む心肺蘇生 法実習の実施校	高校4校(全校)、中学校57 校(全校)、小学校10校	全市立学校 (高校4校、中学校57校、 小学校103校、特別支援学 校2校)
消防団員充足率	(平成25年4月1日時点) 92%	(平成29年3月31日時点) 100%
防災アドバイザーの避難所 運営訓練参加率	50~60%	100%
防災ボランティアコーディネーターの災害ボランティア センター運営訓練参加率	約40%	100%
市立中学校での緊急地震速 報を活用した避難訓練実施 率	(新規事業)	(平成25年度以降)100%
高層マンション防災セミナーに 参加した管理組合の割合	(新規事業)	100%
自治会館等への非常用物資 の備蓄、太陽光発電等の整備	(新規事業)	(平成28年度末までの累計) 20か所
ゾーン30整備地区数	(平成25年3月31日時点) 3地区	(平成29年3月31日時点) 26地区

通学路の安全点検実施率	100%	100%
交通安全教育の実施	小学校78校	全小・中・高等学校 (小学校103校、中学校57校、高等学校4校)
交通安全教室開催数	211回	250回

9 自然・環境

・市民意識調査結果等

項 目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
緑、河川などの自然環境の保全と再生に満足と感じる市民の割合 ※3	14.2%	20.3%	33%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
再生可能エネルギー等の導入量 ※8	2,383TJ ※9	—	(平成32年度) 10,524TJ
(平成29年度数値の考え方) 市域全体のエネルギー消費量について、省エネルギー対策により約10%削減するとともに、再生可能エネルギー等の導入割合を平成21年度の4倍以上(約10%)とすることを目標としました。			
緑や水辺などの自然が身近にあると感じる市民の割合	—	(平成24年度) 68.3%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているもので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			
自然環境の保全活動に取り組んでいる市民の割合	—	(平成24年度) 29.0%	
(平成29年度数値の考え方) 空欄部分は、総合振興計画次期基本計画において掲載を検討しているもので、これと整合性をとって数値を設定します。なお、設定後、市ホームページで公表します。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項 目	平成24年度	平成28年度
見沼代用水沿いの桜回廊の整備	(平成25年7月31日時点) 18.2km	(平成29年3月31日時点) 21.4km
見沼代用水沿いの憩いの場所の整備	(新規事業)	(平成29年3月31日時点) 15か所
水辺再生・サポート活動参加人数	延べ847人	延べ1,102人
高沼用水路の親水型歩行空間	(平成25年3月31日時点) 0km (約0.4kmを繰越整備)	(平成28年度までの累計) 2.6km
市立学校への太陽光発電設備・蓄電池の設置	(新規事業)	(平成28年3月31日時点) 全市立学校

メガソーラー誘致数	(新規事業)	(平成 28 年 3 月 31 日時点) 2 か所
太陽光発電設備のある市有施設数	(平成 25 年 3 月 31 日時点) 4 8 施設	(平成 29 年 3 月 31 日時点) 6 3 施設
小電力発電を行う配水場の数	3 配水場	5 配水場

10 まちづくり・コミュニティ関係

・市民意識調査結果

項 目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
道路の整備、鉄道・バス輸送サービスの充実について満足と感じる市民の割合 ※3	14.5%	20.5%	31%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
市街地における公園の整備、緑化の推進について満足と感じる市民の割合 ※3	15.3%	19.1%	30%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
市民活動やコミュニティ活動の支援について満足と感じる市民の割合 ※3	11.7%	7.6%	12%
(平成29年度数値の考え方) 平成25年度が平成21年度より低いため、平成21年度数値を超えることとして設定しました。			
自治会、老人会、青年団、消防団などによる地域のまちづくり活動に参加している市民の割合 ※10	27.6%	32.1%	42%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			

・各事業の「数値目標等」のうち、定量的なもの

項 目	平成24年度	平成28年度
暮らしの道路・スマイルロードの整備	(平成21～24年度の累計) 497か所	(平成28年度までの累計) 570件
電線共同溝整備延長	—	(平成28年度までの累計) 2.4km
公園整備数	(平成21～24年度の累計) 23か所	(平成28年度までの累計) 29か所
市内鉄道駅のバリアフリー設備整備率	平成25年3月31日時点 75.8%(25駅/33駅)	平成29年3月31日時点 100%(33駅/33駅)
被災地産の物販イベント開催数	(新規事業)	平成26年度以降月1回
自治会加入世帯数	(平成25年4月1日時点) 360,451世帯	(平成29年4月1日時点) 367,951世帯

自治会集会所整備数	(平成 21～24 年度の累計) 1 3 2 件	(平成 28 年度末までの累計) 1 4 0 件
マッチングファンド助成件数	(平成 21～24 年度の累計) 1 4 件	(平成 28 年度末までの累計) 2 4 件
マンション訪問件数	(新規事業)	(平成 28 年度末までの累計) 1 0 0 団地
空き店舗活用事業数	(新規事業)	(平成 28 年度末までの累計) 4 件

参考3 地域活動に参加している市民の割合

項 目	平成21年度	平成25年度	平成29年度 (参考)
自治会、老人会、青年団、消防団 などによる地域のまちづくり活 動(再掲) ※10	27.6%	32.1%	42%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
P T A、子ども会などによる学校 の活動 ※10	14.7%	13.9%	16%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			
N P O、ボランティア団体などに よる福祉、子育て、環境、防犯・ 防災、国際協力、まちづくり、提 言などの活動 ※10	8.0%	6.6%	10%
(平成29年度数値の考え方) 平成25年度が平成21年度より低いため、平成21年度数値を超えることとして設 定しました。			
同好会やサークルなどによるス ポーツ・趣味・娯楽活動(各種ス ポーツ、芸術文化活動、生涯学習 など) ※10	14.1%	15.8%	24%
(平成29年度数値の考え方) 直近3か年の数値を踏まえ、更に伸びることを期待するものとして設定しました。			

※1 平成21年度、平成25年度市民意識調査の「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」の合計

※2 平成21年度、平成25年度市民意識調査の「今の地域にずっと積み続けたい」、「当分の間住み続けたい」の合計

※3 平成21年度、平成25年度市民意識調査の「満足」、「やや満足」の合計

※4 「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」44頁

※5 「さいたま市障害者総合支援計画」43頁

※6 「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」77頁

※7 「 ” ” 57頁

※8 「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」37頁

※9 T J (テラジュール) は、エネルギーを表す単位で10¹²J、約277.8メガワット時

※10 平成25年度市民意識調査の「現在参加しているし、今後も参加する」、「現在参加しているが、今後は参加しない」の合計

しあわせ倍増プラン2013

発行年月 平成25年12月

編集発行 さいたま市政策局都市経営戦略室

電話：048-829-1064

FAX：048-829-1985

E-mail：toshi-keiei@city.saitama.lg.jp



販売価格 300円